

平成30年6月定例会会議録（第1号）

平成30年6月11日 月曜日 午前10時07分開会
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	叶内敏彦
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第1号）

平成30年6月11日 月曜日 午前10時07分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第4号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第5号平成29年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第6号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第7号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 8 報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 9 報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 議案第34号新庄市固定資産評価員の選任について
- 日程第11 議案第35号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第12 議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第37号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第38号新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第40号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

日程第19 議案第42号平成30年度新庄市一般会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第43号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

開 会

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより平成30年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小野周一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において奥山省三君、高橋富美子君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小野周一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

（佐藤義一議会運営委員長登壇）

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る6月4日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部からは関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されまし

た平成30年6月定例会の運営について協議をいたしましたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成30年6月定例会日程表のとおり、本日から6月20日までの10日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告6件、議案8件、補正予算2件の計16件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告6件の後、議案第34号及び議案第35号の議案2件につきましては提案説明いただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第36号から議案第41号までの議案6件につきましては、本日の本会議に上程し、提案説明の後に総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

議案第42号及び議案第43号の補正予算2件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月20日の最終日の本会議において審議をお願いいたします。

なお、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は6名であります。よって、1日目4名、2日目2名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 それでは、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月

20日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月11日から6月20日までの10日間と決しました。

平成30年6月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	6月11日	月	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(6件)の説明。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(6件)の上程、提案説明、総括質疑。議案の各常任委員会付託。補正予算(2件)の一括上程、提案説明。
第2日	6月12日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤義一、奥山省三、叶内恵子、小関 淳の各議員
第3日	6月13日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、佐藤悦子の各議員
第4日	6月14日	木	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第5日	6月15日	金	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第6日	6月16日	土	休 会			
第7日	6月17日	日				
第8日	6月18日	月	休 会			本会議準備のため
第9日	6月19日	火	休 会			本会議準備のため
第10日	6月20日	水	本 会 議	議 場	午前10時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(2件)の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

小野周一議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 6月議会定例会、ありがとうございます。4月からあつという間に時が過ぎたような気がしておりますが、一つ一つ真剣にこの間を取り組んできたと思います。

初めに、行政報告といたしまして、新庄市道の駅基本構想を踏まえた今後の方針について報告させていただきます。

新庄市における道の駅基本構想については、昨年度から策定に着手し、取りまとめた内容につきましては3月議会において中間報告として説明させていただいたところであります。その後、パブリックコメントや新たな付加案件の検証等を得て策定に至りましたので、今後の方針について御報告させていただきます。

その内容については、3月議会での説明と一部重複しますが、道の駅には道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与という2つの目的があります。道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供といった面では、本市は道路・鉄道の結節点であり、また将来的には高速道路の結節点ともなりますので、ますます交通の要衝としての機能が強まるものと考えております。また、地域の振興に寄与といった面におきましては、県内の観光客数において道の駅は3位にランクされるなど、地域経済の拡大に期待が寄せられる施設であります。

以上のことから、道の駅は本市にとっても十分に必要性のある施設であると認識したところでございます。

検証においては、これまで既に説明させていただいたとおり、3カ所の候補地を抽出しております。候補地Aとしてエコロジーガーデン付近の五日町地内、候補地Bとして県立新庄病院の建設予定地付近の金沢地内、候補地Dとして新庄IC付近の松本地区でございます。

候補地Aはエコロジーガーデンという既存の施設を活用できる道の駅として、候補地Bは医療・介護・保育施設等を集約した拠点施設として新たに構築することができる道の駅として、候補地Dは新庄ICに直結するゲートウェイ機能を持つ道の駅として、それぞれ抽出したところでございます。

また、事業実施のタイミングについては、新庄市が掲げている大型事業との兼ね合いや、道の駅としての性質上高速道路がつながる時期との兼ね合い、その2つの兼ね合いが事業着手の判断基準になると考えております。

今後、新庄市が掲げている大型事業としましては、明倫学区における義務教育学校の建設、看護師養成学校の建設などにより、大規模な財政支出が平成35年ごろまで続くと予定されております。また、高速道路がつながる時期としましては、東北中央自動車道の進捗状況として、新庄以南である山形方面へは、軟弱地盤などの影響もあり、全線開通までには数年を要すると言われております。新庄以北につきましては、今年度金山道路が事業化され全線において事業化となりましたが、供用までには十数年要するものと考えられます。

これらのことから、候補地につきましては、A地区においてエコロジーガーデン利用計画が策定され、今年度経営方針を探るサウンディング調査が予定されておりますので、まずはそこに道の駅の要素を含めた形で調査を実施してまいりたいと考えております。特に、本地区は既に道の駅的活用がなされ、さらにトイレ、情報センターなどの機能が充実すれば、国の史跡や登録文化財としての観光資源やロケーションのよさ、kitokitoマルシェなどのイベント、冬には雪国ワンダーランドの開催などを通してインバウンドでの活用が見込まれており、多くの可能性を秘めた地区と考えます。B地区においては数年後の土地利用状況を見定める必要性や、

D地区では当初想定した箇所に新庄用水関連施設や鉄塔などがあり施設利用に制限が発生していることなどを踏まえ、適地の再検証が必要であると考えております。

最後に、新庄市には最上広域施設・ゆめりあがございます。新幹線開業に合わせて情報センターや物産館、食堂、ピザハウス、交流広場、会議室など、駅にはコンビニ、そば屋が併設され、他の駅には例を見ないほど充実した施設であり、私はこれを「駅の駅」と呼んでおりますが、新庄にはこういった施設が既に存在していることを忘れてはならないと思っております。

さらに、現状の道の駅の状況が全て順調に運営されているとは限らない状況です。過去に赤字再建団体一歩手前まで行った本市が、皆様の御協力によって立ち直ることができました。これらのことを踏まえながら、十分なりスク管理のもと、本市における道の駅を段階的に進めてまいりたいと考えています。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第4号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

小野周一議長 日程第4報告第4号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 続きまして、報告第4号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同協会の平成30年度

事業計画及び予算について議会に報告するものでございます。

この平成30年度事業計画及び予算につきましては、同協会の平成29年度第5回理事会におきまして議決されたものでございます。

平成30年度の予算といたしましては、別冊の平成30年度事業計画書・予算書の1ページ目にありますとおり、新庄市のスポーツを振興し、市民の体力向上と健康の増進並びにスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、幼児期から体力低下、運動離れを防ぐアクティブ・チャイルド・プログラムなど、生涯ステージに合わせたスポーツ振興事業を一層充実させるとともに、指定管理者として公益的な安定した法人運営によりスポーツ施設を適正に管理し、施設利用者へのサービスを向上させるため、総額1億6,140万1,000円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、後ほど別冊の事業計画書・予算書をごらんいただきたいと思います。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告とさせていただきます。

小野周一議長 ただいまの報告は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承お願いいたします。

報告2件一括上程

小野周一議長 日程第5報告第5号平成29年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6報告第6号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号平成29年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第6号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第5号平成29年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第6号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月の定例会におきまして、平成29年度予算の一部を平成30年度に繰り越して使用することができる経費の限度額を御決定いただきましたが、これらの事業に関し繰越額が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

初めに、報告第5号平成29年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。5事業のうち国の補正に伴うものが3事業、関係機関との協議に時間を要したことなどにより年度内の完成が見込めない事業に伴うものが2事業となっております。繰越額総額は2億4,099万9,000円となります。

財源につきましては、未収入特定財源のうち国県支出金は、社会資本整備総合交付金及び森林・林業再生基盤づくり交付金であり、地方債につきましては、地方道路等整備事業債及び流雪溝整備事業債であります。

なお、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、報告第6号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。社会資本整備総合交付金を活用

した管渠建設事業と処理場建設事業を計上しております。

財源といたしましては、社会資本整備総合交付金及び公共下水道事業債を充当するものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

小野周一議長 ただいまの報告2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承を願いたいと思います。

報告3件一括上程

小野周一議長 日程第7報告第7号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第9報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告3件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第7号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第7号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容といたしましては、固定資産税については今年度実施しました評価がえに伴い、負担調整措置など現行の制度を平成32年度まで3年間延長する改正であります。また、いわゆるわがまち特例について、主に再生可能エネルギー発電設備に関する規定などを追加、見直しするものです。

法人市民税については、申告納付の規定と納期限延長に係る延滞金の規定を改正するものです。その他関連する条文の整備などであります。

次に、報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容についてであります。課税限度額の引き上げと軽減判定所得の引き上げを行うものであります。

具体的には、基礎課税額に係る限度額を54万円から58万円に引き上げます。また、軽減措置のうち5割の軽減判定基準額に用いる加算額を27万円から27万5,000円に、2割軽減の加算額を49万円から50万円に引き上げるものであります。

次に、報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正す

る政令が3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、所要の条文整備の必要が生じたため、新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります。年収約360万円未満に相当する世帯のうち市町村民税課税世帯に係る1号認定子供の利用者負担額について軽減するものです。

具体的には、第4階層における第1子の利用者負担額を1万円から7,100円に、第5階層における第1子の利用者負担額を1万2,000円から7,300円に、また第2子の利用者負担額はそれぞれ第1子の半額となるものです。

ただいま御説明申し上げました3件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 それでは、ただいまの説明に対し質疑に入ります。

初めに、報告第7号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第7号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第7号についてはこれを承認することに決しました。

次に、報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 国民健康保険税条例で、市長の説明によりますと限度額の引き上げがあるということ、それから軽減ということで5割軽減・2割軽減の世帯にそれぞれいろんな軽減になるのかと思いますが、その説明がありましたが、それぞれ何世帯ぐらいが該当し、そしてそれぞれ収入や支出が会計に与える影響などをお願いします。

加藤 功税務課長 議長、加藤 功。

小野周一議長 税務課長加藤 功君。

加藤 功税務課長 ただいま国保税の軽減判定並びに最高限度額につきまして御質問を頂戴いたしました。

まず1点目ですが、国保税の軽減世帯は何世帯かということですが、4月1日時点に基づき試算したところ、5割軽減で17世帯該当し全体で90万3,000円拡充されることとなりますので、これを割り返しますと1世帯当たり5万3,000円の軽減となる予定です。また、国保税の最高限度額が超過世帯としまして試算しましたところ、限度額引き上げによる限度額以上の方が93万円の限度額に抑えられているということになりますので、この限度額世帯は16世帯該当し0.3%増、全体で175世帯、全体の1.53%に該当します。この超過モデルの影響額としては295万円、全体では3,500万円と該当しております。

全体的にはこの結果、かなりの方が改善されているということになるかと思います。

以上でございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第8号についてはこれを承認することに決しました。

次に、報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 保育料の負担軽減になるということで、歓迎できる内容だと思います。何世帯の方が該当するのか、お願いします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 今回の

該当の世帯ということですが、ちょっと人数でお答えをさせていただきたいと思います。

今回軽減該当になるのは、第4階層で3名、第5階層で22名ということで、25名のお子さんが該当になるということでございます。

よろしく申し上げます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号についてはこれを承認することに決しました。

日程第10議案第34号新庄市固定資産評価員の選任について

小野周一議長 日程第10議案第34号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第34号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員につきましては、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては、市の税務課長の職にある者が最も適任であるとし選任してきたところであります。

本案は本年4月1日をもって税務課長に任命いたしました加藤 功君を新たに固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第34号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、これに同意することに決しました。

日程第 1 1 議案第 3 5 号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について

小野周一議長 日程第11議案第35号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第35号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について御説明申し上げます。

本協定の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

協定の内容であります。平成32年3月31日を完成期限とした新庄市浄化センターの設備の更新工事であります。委託金額は5億2,690万円で、協定の相手方は東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長辻原俊博であります。

新庄市浄化センターは、平成元年10月に供用を開始し、これまでも施設の老朽化に対応した更新工事を実施してきたところであります。今回の工事内容につきましては、平成30年度、31年度に計画しております汚泥処理施設工事と電気設備工事となっております。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) 何点か質問させていただきます。

最初に、事業費内訳のところなんです。まずは平成30年度の事業費というのが当初予算のほうに計上されていると思うんですが、その計上されている項目をもう一度教えていただきたいということと、あとは平成31年度の事業費に対して、債務行為の負担ということで4億6,000万円のこちらのほうには計上があったのですが、議案のほうでは4億6,110万円と、110万円が増加しているという認識でいいのかどうか、また増加している部分に関してはなぜだったのかということの説明を説明いただきたいと思います。

次に、今回こちらの日本下水道事業団との委託の方法というのはどういうふうな形で委託をされるのか、そしてまたその理由と根拠というのか、そういったものも説明していただけたらと思っております。

まずはお願いいたします。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 平成30年度と、それから平成31年度の債務の予算のことですけれども、大変申しわけないですけれども、今ちょっと予算の資料が手元にないので、後ほどお答えさせていただきます。

それから、委託の理由ですけれども、日本下水道事業団というのは、地方共同法人ということで、地方自治体が出資管理している団体であります。それで、新庄市浄化センターについま

しては、平成元年の供用当時から日本下水道事業団のほうに発注、それから施工管理も委託しております。新庄市浄化センターの構造、設備の配置、運転状況について熟知している団体であります。今回の工事を委託するに当たっては、現場の機械を運営しながらの工事ということで、現場に精通している必要があることから、地方自治法第167条の2第2項の規定により随意契約したいということでありませう。

以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 契約の種類、委託の方法が地方自治法第167条の2の第1項、第2項ということで随意契約だということなんです、ただこの随意契約については、地方自治法の中で、額の小さい契約について自治体が随意契約できるというような考えになっているかと思うんですが、こちら今回総額で5億2,690万円と非常に大きい金額だなと思うんですね。その随意契約できる根拠というのがちょっと明確ではないのではないかなと思うんですが、もう一度よろしいでしょうか。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 金額による随意契約は施行令第167条の2の1項1号が金額によるものでありまして、今回は2号によるもの、入札に適さないものということでの適用になります。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 今、入札に適さないものとおっしゃいました。これまでずっと根幹的な事業というのは、この日本下水道事業団が日本全国一手に引き受けているということは皆さんも御存じだと思うんですが、今回事業を委託して、例えば今回のこの計上した事業費の中で、事業団のほうに管理費なども支払われ

ると思うんですが、その管理費についてはどのように、この中の金額にどれほど管理費が入っているのか。またはこの工事費の機械工事それぞれ項目が汚泥処理設備、電気設備に関してそれぞれ4つ項目があるわけですね、全て更新するという形で。これに対して、それぞれ内訳がどうなっていて、積算はどのように行ってこの数字が出てきたのか、そういった根拠はどうなっているのか伺います。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 委託するに当たっての管理費ですけれども、5%ほどの管理費がこの契約金額の中に入っています。ちょっと詳細については、また後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまの工事、事業費内訳書というのがあるんですが、事業費計で平成30年度事業費6,580万円というふうになっているんですが、ここで採択された場合、例えば補正予算とか出るはずだと今までの感じで見ますと思ひているんですが、その補正予算のようなものはないのか。それとも、一般会計の最初の当初予算の中に含まれていたのか。その点をお願いしたいということです。

それから、先ほど日本下水道事業団に随意契約ということなんですけれども、平成元年から現在30年ということで、30年近くさまざま委託してきたんですけれども、本当はこういった専門の内容について職員を育成したりして勉強をしてもらったりしながら、そういう技術を市として持つべきなんだろうと思うんです。そうしないと、本当にチェックができるのか心配だなという気がするんですが、丸投げのような形で30年間いつもいつも大きな下水道事業団

をお願いするというところで本当に市民のための節約になっているのか、チェックできないような状況になっているのではないのか。その点どう考えるのか、お願いします。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 今回の2つの工事の中身につきましては、社会資本整備総合交付金の中でやっておりますので、この予算の範囲内でやる予定にしておりますので、今のところ補正というのは考えておりません。

それから、随意契約ということで、職員の直営でというふうな御質問でありますけれども、やはりこの電気設備、それから機械設備というのは特に専門的な知識を求められるものでありまして、またそういった機械・電気類も進歩が激しいということで、そういった中で高度な専門知識を職員が習得する、市職員も異動がありますので、そういった長年の知識の蓄積というのがなかなか直営では難しいということもありますので、専門的知識を有している下水道事業団のほうに委託するということであります。また下水道事業団も、先ほど申し上げましたように、地方公共団体のほうが出資運営している団体でありますので、私たち公務員と同様の考え方、直接利益を求めるとはではなく、公平な立場から設計施工をしているということで、随意契約しているという状況であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） まちの事業者も含めて、市内の業者にもそういった仕事を身につけてもらったり、職員を育成したりして、仕事をしてもらえるような技術力を持ってもらえるように育成する立場でやっていけば、もしかしたら一括で随意契約で5億幾らもだんをお願いするのではなくて、そこも業者に一般競争入札などをしたりしているようですから、そういう意味で

は、市として丸投げで全部お願いという形ではなく、市内にある業者も含めて仕事をしてもらい、なお節約を図るといような形で、本当は育成なり考えるべきなんじゃないかと思うんですけれども、その点もう一回お願いしたいと思います。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 工事の発注につきましては事業団のほうに委託しますけれども、実際に施工する業者につきましては、事業団のほうで一般競争入札にかけて業者を決定することになっております。それで、地元の業者ということでありまして、事業団にはできるだけ地元の業者、元請ではなかなか登録の関係もありまして厳しい状況ではありますけれども、下請等には地元の業者を使ってもらえるように事業団のほうに要請しているところでもありますし、また、今年度から一般競争入札の総合評価方式で下水道事業団のほうで業者を決定することになるので、その中に社会貢献ということで、地元企業の採用率、地元企業を下請に採用した場合に総合評価の評価点がアップするというような項目も設けておりますので、そういったことで下請のほうでなるべく地元企業を使ってもらえるようお願いしているところであります。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案 6 件一括上程

小野周一議長 日程第12議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第17議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案 6 件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案 6 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、平成33年度の開校を目指している看護師養成所の教員の給与及び定年について必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、看護教員職給料表及び看護教員の等級別基準職務表を新設し、看護教員に支払われる給与と職務の級及び職務を定めたこと、さらに新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改め看護師養成所の教員の定年を65歳とするものであり、これらの改正により看護職員の確保を図るものであります。

次に、議案第37号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、新庄市市税条例の改正の施行日が平成30年4月1日となっているものにつきましては3月31日に専決処分を行い報告いたしました。今後施行される部分について必要な改正を行うために提案するものであります。

主な改正の内容といたしましては、たばこ税について製造たばこの区分の規定の新設、段階的に増税する規定が設けられ、加熱式たばこについては製造たばこみなす場合の規定の新設、また課税標準を新設し段階的に重量と価格で課税するものです。

固定資産税については、生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が導入する償却資産のうち、一定要件を満たす資産について課税の特例を規定するものであります。

個人市民税については、非課税範囲の見直し、基礎控除、調整控除の規定を改正するものであります。

法人市民税については、電子申告についての規定の改正、その他関連する条文の整備などがあります。

これらは施行日が一様でないため、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第38号新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本案は、新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止するために行うものでございます。

本基金は、昭和62年8月に新庄市出身故・佐藤忠恕氏のふるさとの青少年教育の一助にという御遺志に基づき、夫人の佐藤シズエ様より金2,000万円の御寄附をいただき設定したものでございます。佐藤忠恕氏は、元武蔵野市立図書館長、武蔵野市教育委員を務められたほか、大学の講師として長年図書館司書の育成に尽力されるなど、図書館を通じた生涯教育の分野に尽力されておられたことから、寄附金で図書館の蔵書を充実させていただくことを目的とし基金を設置いたしました。平成14年度まではその運用益をもって図書整備を図り、平成15年度からは一部を処分しながら活用してまいりましたが、このたび残存する財産がなくなったため、基金条例を廃止するものでございます。

なお、今後におきましては、故人の寄附の御遺志を図書館内に明示し、市民に長く伝えていきたいと考えております。

次に、議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

消防委員会は、消防関係者、市議会議員及び学識経験者により組織され、消防行政の円滑な運営を図るため、重要事項について市長の諮問に対する答申及び建議をお願いしております。

近年、全国各地において自然災害が多発しており、消防行政の果たす役割が増大し、地域防災体制の強化が求められております。そのため、防災関係の委員を増員し消防委員会の機能の充実を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、本市の指定地域密着型サー

ビス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業、地域包括支援センターの人員、運営等に関する基準について、国の定める基準の改正と同様の改正を行うものであります。

主な改正点としましては、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けられる者に、病床を有する診療所を開設している者を追加すること、訪問介護員等の定義を改めることなどであります。施行日については、公布の日であります。

次に、議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ及び学童保育所の設備運営に関して、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従って、市が条例で基準を定めることとなっております。このたび国の基準が改正されたことに伴い、該当する条項に関し必要な条文整備を行うものであります。

以上、御審議の上御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 それでは、ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほど説明のありました議案6件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 20ページの新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質問します。

こちらの看護学校開校を目指して、看護教員職給料表をこのように設置したいということかと思うんですが、こちらの給料表についてはどのように計算をされたのか、算定の根拠となるものですね。そしてその検討されたプロセスなどを伺いたいと思います。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 この議案につきましては、平成33年度の看護師養成校の開設を目指して定めた給与条例ということでございます。

まず、給料表の構造でありますけれども、まずは結果としまして県の看護師給料表をベースにしてつくった給料表ということでございます。その給料表を基礎として、行政職の昇級の程度も勘案して、実際採用した際に格付していきたいというふうに考えております。

また、策定するまでのプロセスということでございますけれども、県内には公立・私立7校の専門学校がございます。その中で私立については独自に定めているという流れもございますし、また公立については県の看護師職の給料表をベースにしているというところの流れもございますので、そういう点も参考にしながら、今回給料表を作成したというところでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） この給料の根拠になるものが県の看護職員の給料表ということでよろしいでしょうか。あと県内の鶴岡市、酒田市、学校を持ち運営しているんですけれども、そちらの給料表も参考にされていらっしゃるでしょうか。ごらんになっていらっしゃるでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 このほかに、専門学校のほかに郡内の病院関係、あとそのほか村山市の病院等も参考に、想定している部分が看護師か

らの再就職の方という部分ですので、新庄市としましては、県の看護師の給料表をベースに策定させていただいたというところであります。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） とても、高いほうが人材を獲得しやすいというのは、これを見てあからさまにわかるんですけれども、やっぱり市の財政規模というのが鶴岡市よりも酒田市よりも小さいわけなんですよね。それを考えると、本当にこの表で10年、20年、30年、40年といったときに、新庄市の財政というのはどんなふうになっていくんだろうか、そこら辺はどのような検討をされたんでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 新庄市の給料表は、現在行政職の給料表と技能職の給料表、2つございます。それで今回新たに看護教員職の給料表を策定したところなんですけれども、実際、県の給料表は6級職の給料表という構造になっております。その中で1級職については准看護師ということでの役職相当ということで、新庄市に当てはめた場合、存在しないということで割愛して、結果として1級から5級までの給料表の構造ということになっております。

その際に、初任給を決定する場合に、看護師も含めてなんですけれども、修学年調整と経験年数などの調整も踏まえて昇級の格付をすることになっております。看護師の給料表自体は若いときに比較的給料月額というのが出るような給料構造になってはいますが、40代50代の昇格した際に、行政職と比べて違和感のないような給料表の構造を考えていかなくちやならないと考えておりますし、採用してから実際10年後、20年後そごが出ないような考え方の中で昇格なりを進めていく必要があると考えているところであります。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまの看護職の給料表についてなんですけれども、鶴岡市と酒田市のをちょっと見させていただきました。そうしたところ、まず1級の給与月額1、この表によると19万1,700円と書いてあります。鶴岡市はどうかと見ましたら14万9,700円となっておりました。それから酒田市はどうかと見ると16万3,800円となっておりました。かなり1級の1の最初の低い段階だと思いますが、その給料の差がかなり市の今回は高いと。さらに経験者はどうかということで、5級の34のあたりを見てみました。この渡された資料では21ページの最後の右のほうなんですけれども、これで見ると40万何がしと載っています。鶴岡市のを見ますと35万ちょっとです。そして酒田市のも見てみると34万8,400円ということで、35万円ぐらいになっております。

そうすると、この看護教員職の給料表が、現在の酒田市、鶴岡市と比べてみてかなり高く設定されているようです。

先ほど叶内議員のほうから、市の財政規模は鶴岡市、酒田市と比べて非常に小さいんじゃないかと。それなのに、確かにもらうほうは高いほうがいいのでここに集まるかもしれないなという気はしますけど、市の財政から見て、これが本当に払えるのかということも考える必要があると思うんですけれども、どうなんですか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 給料表の構造に関する部分でありますけれども、市としましては、県職員も含めて、病院に勤務された方も含めて、そこから再就職するというような視点で募集するというようなことも考えております。その際に、給料表、職として比較する場合に、さまざまな職

ありますけれども、同種の職となればやはり看護師の給料表に準拠するのが一つの考え方という中で、市としてはその方向性で考えてきたところであります。

実際に、県職の1級の給料表を割愛して、2級職の給料表を1級の職というふうに当てはめているのが新庄市でありますので、実際の給料の張りつけということになれば、県職の看護師職の給料表の2級相当が実際の張りつけに経験年数等からしてなってくるというような、初任給の格付の制度の中の運用というふうを考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまの1級の考え方については、県職の2級というふうに考えるんだということですので、その点をもう一回見直さなきゃいけないと今受け取っております。

ただ、経験しただろうと思われる5級職の給料を見たときに、新庄市が今回提案するのは5級の34でも40万何がしなんです。鶴岡市で見ると35万1,000円とか、酒田市で見れば34万8,400円とか、5万円ぐらい違うんですね。こんなに高くして本当に新庄市としてやっていけるのか。誰のお金でやるのかといたら、やっぱり新庄市の市民のお金でやるわけです。その財政規模はやはり酒田市や鶴岡市より厳しいと言われる小さな規模なんです。そういう中で、経験者で見たときに、こんなに高く設定して払えるのかというふうに考えたときに、やはりもう一度見直しして、鶴岡市、酒田市なども参考にして、同程度ぐらいに最低でも抑えるというふうなことでやっていく必要があるような気がするんですけれども、再度見直しの気持ちはないか、お願いします。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 5級職が校長・副校長の職と

いうことで置いているということでございますけれども、40万500円が93号給の給料表の構造ということになっておりますが、最終的にといえますか、給料の表の額としてここまで存在するというようなつくりになっておりまして、最終的に40万500円を支給するかどうかというのはまた別の話になってくるころでもあります。構造としてはここまで県のほうで示しているという数値であります。そういう意味では、最高号給の額をそれぞれ定めているということでもあります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私としては、資料の21ページの5級の34を比べて見たところです。5級の34を見たときに、新庄市の提案では40万2,400円となっておりますが、鶴岡市の場合は35万円、酒田市もそれに近い同じくらい。というふうになったときに、新庄市がこんなに高く大丈夫なのかと、財政から見てどうなのかと見ているんです。どうですか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 給料表の昇格と格付の考え方でありましてけれども、その号給の額が仮に違っていたとしても、どの段階でそれぞれの市が昇格させるのかという判断になってきますので、一概にその号給の比較ということにはなっていないのが給料の決定する際の手法の議論というふうに考えております。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 議案第39号の消防委員会条例の一部改正、これは消防委員を増員する旨の説明があったかと思いますが、いろんな災害が今多種多様に、本当に予想もつかないような災害も起きている状況は私たちもわかって

いるんですが、この委員を、どんな関係者を増員する方向で考えておられるのか、その辺をお聞かせいただければ。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 どういう関係者を想定しているかということでございます。最近の災害に関しましては、やはり警察、それから消防本部、そういう力が必要なわけです。また、消防団の活動に頼ることが大変多くなります。地域を守る自主防災組織ということでございます。

今回の増員に関しましては、地域を守るところの自主防災組織、その連絡協議会が昨年設立されましたので、その連絡協議会の会長を想定しているところでございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 自主防災組織も各町内で組織化されていると、そういう考えがあつてのことだということでありますが、この消防委員会は女性の委員というのは、議会から高橋議員が行っておりますけれども、やっぱりできれば、これは市長が任命してやるわけだけれども、やっぱり婦人消防とか、そういう市民、住民からの声の代表というふうに考えられているのかなとも思ったんですが、そういう物事は考えられなかったのか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 議員おっしゃるとおり、最近特に女性の社会進出というようなこともございます。この条例の中で、市議会議員5名、それから消防団関係者5名、それから学識経験者5名という以前の条例があつたわけでございます。そこに照らし合わせますと、なかなか女性の方が該当しないというのも事実でございます。

以上でございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） これは市長サイドのほうで任命されることはわかっております。やはり消防委員、地域さまざまな代表の方々が、当然学識経験者もおられるわけですから、広い各分野から来ていただけるような消防委員会体制も必要、あってしかるべきじゃないかなと思ったもんですから、そういうふうな方向で考えれば、いろんな女性たちからの意見もやっぱり消防委員会に取り入れたりできればなと思ったものですから。執行部の考え方はわかりましたので、これで終わりたいと思います。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第18議案の各常任委員会付託

小野周一議長 日程第18議案の各常任委員会付託を行います。

議案の常任委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

平成30年6月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（3件）	○議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について ○議案第37号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について ○議案第38号新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止する条例について
産業厚生常任委員会 議案（3件）	○議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例について ○議案第40号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について ○議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案2件一括上程

小野周一議長 日程第19議案第42号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第1号）及び日程第20

議案第43号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算2件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第42号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第1号）及び議案第43号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第42号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第1号）及び議案第43号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第42号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ3,565万1,000円を追加し、補正後の予算総額を154億1,965万1,000円とするものであります。

7ページからの歳入についてであります。14款国庫支出金では、地方創生推進交付金の変更申請に係る増額補正や、社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正を行っております。

15款県支出金では、農林水産業費県補助金について事業費の確定と補助メニューの統廃合などによる金額の整理を行っております。

9ページからの歳出では、2款総務費に地域づくり協議会設立に向けた経費を計上しており、4款衛生費には、看護師養成所設置に向けたさまざまな費用を計上しております。

8款土木費では、低温の影響による道路や公園の補修費や畑地区の治水事業に関連した市道整備に関する経費を計上いたしました。

本市の今年度の事業が効果的に展開できるよう、国・県の動きに呼応するなど、適切な対応を要する補正内容を組みさせていただいております。

続きまして、13ページ、議案第43号国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、今年度の事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

（板垣秀男財政課長登壇）

板垣秀男財政課長 それでは、私から議案第42号から御説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

新庄市一般会計補正予算（第1号）でございます。こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ3,565万1,000円を追加しまして、補正後の総額は154億1,965万1,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、4ページをごらんください。

4ページの第2表地方債補正でございます。こちらにつきましては、地方道路等整備事業債、これの増額、それから道路長寿命化事業債の、こちら減額の補正を行っております。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの歳入でございます。

初めに、14款の国庫支出金でございますが、2項1目総務費国庫補助金に、地方創生推進交付金の変更申請に係る額、こちらを増額補正しております。また、5目の土木費国庫補助金でございますが、社会資本整備総合交付金の内示に伴います補正を行ったところでございます。

次の15款県支出金でございます。2項4目農林水産業費県補助金でございますが、園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金、その他の補助金につきまして事業費の確定、それから補助メニューの統廃合などによる金額の整理を行ったところであります。また、3項1目総務費委託金でございますが、こちらは統計調査委託

金の額の内示によります補正を行ったところ
あります。

次の19款の繰越金につきましては、このたび
の予算補正の財源の一部としまして、前年度繰
越金を増額補正するものでございます。

めくっていただきまして、20款諸収入でござ
いますが、このうち弁償金につきましては、先
日起きました公用車のもらい事故がございまし
て、その修理代金にかかる額について被害者が
市に対して弁償すべき額を計上してございま
す。

次に、地域ブランディング事業に対する助成
金といたしまして、雑入のほうでございま
すが、地域活性化センターの助成金を計上して
ござい
ます。

21款の市債でござい
ますが、先ほど第2表で
御説明したとおりでござ
いますけれども、社会
資本整備総合交付金事
業に係る地方道路等整
備事業債の増額、それ
から道路長寿命化事業
債を減額補正したと
ころでござ
います。

続きまして、9ページ
からの歳出について御
説明申し上げます。

まず、2款の総務費で
ござい
ますが、1項7
目企画費、こちらの地
域づくり支援事業費
におきまして、地方
創生推進交付金を活
用しました事業とし
て地域づくり協
議会の設立に関する
事業費を計上して
ござ
います。また、12
目の市営バス費で
ござ
いますが、こちら
補助金が減額内
示となったとい
うこと
でござ
い
まして、既決の
予算の範囲内
での歳出科目
の組み替え
をしたと
ころ
でござ
い
ます。

また、下段になり
ますが、5項1
目統計調査
総務費で
ござ
い
ますが、こちら
各調査の
県の交付
金の額が
確定した
とい
うこと
で、これに
合わせ
た事業
費の調整
でござ
い
ます。

めくっていただき
まして、3款1
項5目老人
福祉事業
費の修繕
料でござ
い
ます。こちら
歳入で御
説明した
とおり
でござ
い
ますが、も
らい事
故により
ます公
用車の
修繕料
を計上
したと
ころ

であります。

4款1項9目
看護師養
成所開設
準備事業
費でござ
い
ます。こちら
につきましては、
建設事業
発注支援
業務委託
料、これ
はプロポー
ザル方式
により
ます発注
に係る仕
様書の作
成ですと
か審査方
法などの
業務支援
を行って
いただく
もので
ござ
い
ます。また、
次の開設
支援業務
委託料に
つきま
しては、
許認可申
請など事
務手続等
に専門
的な事項
が多いと
いうこと
で、この
アドバイ
スなどの
業務支援
を受ける
もので
ござ
い
ます。測量
設計業務
委託料に
つきま
しては、
用地の調
査費用
でござ
い
ます。

次の6款1
項3目農
業振興費
でござ
い
ますが、
そのうち
の農業振
興行政事
業につ
きま
しては、
新庄卸売
流通セン
ターの清
算に伴
う補助
金を計
上して
ござ
い
ます。また、
果樹園芸
振興事業
の各種
補助金
につ
きま
しては、
歳入で
も御説
明した
とおり、
補助メ
ニュー
の統廃
合、それ
から事
業費の
額の確
定に伴
う金額
の整理
でござ
い
ます。

次のページ
になりますが、7
款1項2
目商工
振興費
では、若
者の市
内への
定着及
び回帰
を促す
ための
仕組
みづく
りを行
う事業
として、
その負
担金と
しまし
て人材
育成推
進・確
保対策
協議会
負担金
を計上
したと
ころ
でござ
い
ます。

次の8款2
項2目道
路維持費
でござ
い
ますが、
こちら
豪雪と
低温に
よ
りまして
予想以
上の劣
化のあ
った市
道の舗
装補修
業務委
託料を
増額補
正して
ござ
い
ます。道
路長寿
命化事
業につ
きま
しては、
社会資
本整備
総合交
付金の
内示に
合わせ
た事業
費の調
整で
ござ
い
ます。また、
橋梁長
寿命化
修繕計
画策定
業務委
託料に
つきま
しては、
平成29
年度か
らの繰
越事業
で対応
するとい
うこと
で全額
を減額
補正し
たところ
であり
ます。ま
た、3
目道路
新設改
良費に
つきま
しては、
国の最
上川中
流畑地
区の治
水対策
事業に
関連し
まして
市が行
う市道
整備の
用地測
量業務
委託料
などを
計上し
てござ
い
ます。

下段になり
ますが、8
款4項3
目の公園
費で

ございます。こちら修繕料につきましては、豪雪と低温の影響によりまして被害を受けた公園施設の補修費用でございます。また、新庄駅の駅前ふれあい広場の駐車場管理業務委託料につきましては、駐車場ゲート、こちら故障してございまして、その暫定的な対策としまして管理委託費を計上したところであります。

次のページでございますが、9款1項3目消防施設費、こちら修繕料でございますが、南本町地内にあります消火栓の修繕について、商業施設が密集している場所であるということから緊急対応するものでございます。

次の10款5項1目社会教育総務費の負担金につきましては、地域ブランディング事業実行委員会に対する負担金ということでございますが、財源につきましては、歳入でも御説明いたしました地域活性化センターからの助成金、こちらで全額を賄うものでございます。

以上で一般会計を終わらせていただきます。

次の13ページをごらんください。

議案第43号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちら歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加しまして、補正後の総額を33億4,555万6,000円とするものでございます。

17ページをごらんください。

歳出でございます。

こちらは本年8月施行の高額療養費の制度改正に伴うシステム改修委託料、こちらを計上してございます。財源はその上の歳入でございますが、一般会計からの繰入金を計上してございます。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。御審議いただき御決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によ

り委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号及び議案第43号の補正予算2件については、委員会への付託を省略し、6月20日水曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

日程第21 議員派遣について

小野周一議長 日程第21議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす6月12日火曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時46分 散会

平成30年6月定例会会議録（第2号）

平成30年6月12日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	叶内敏彦
主任	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第2号）

平成30年6月12日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1	一般質問
1番	佐藤義一 議員
2番	奥山省三 議員
3番	叶内恵子 議員
4番	小関 淳 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成30年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤 義一	1. 農地の流動化と集積の実態について 2. 隣村の豚舎の臭害について 3. 児童虐待の対策について 4. 新庄の知的財産の保管の意思について	市長 教育長 農業委員会 会長
2	奥山 省三	1. 人口減少問題について 2. 空き家対策問題について 3. 道の駅について	市長
3	叶内 恵子	1. 新庄市情報公開条例について	市長
4	小関 淳	1. 職員の能力をさらに引き出す体制づくりについて	市長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は6名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

佐藤義一議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に佐藤義一君。

（18番佐藤義一議員登壇）

18番（佐藤義一議員） おはようございます。

今、この時刻にシンガポールでは、北朝鮮の暴飲暴食の独裁者とアメリカのエゴイスティックエコノミー覇権主義者が会議をしています。自分たちの利益のために話をしていますけれども、我が新庄市議会も、市民の利益のために建設的な、そしてまた、正しい道を提案いたし、御答弁を期待します。

なお、日本人としても、朝鮮半島の安定と我

が日本を含む危機からの脱却、そして拉致問題が少しでも早く解決することを祈ります。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、去年1年間の農地の流動化についてお尋ねいたします。

最初にどれだけの農地が集積、移動したのかお伺いいたします。その中で担い手と言われる農家への集積は、どの程度だったのか教えてください。そのことにより、担い手への集積率はどのように進捗したのかもあわせてお伺いします。

また、平地の農地の集積は進んでいるように見受けられますが、中山間地での流動化が課題かと思われれます。中間管理機構においても中山間地においては積極的とは感じられませんが、今後どのような動きが見られ、また、どのような対策が必要とお考えかお尋ねします。

また、農業政策が大きく変化し、農業経営が難しいと感じられている農家もふえているのも、また、後継者不在で長く借地で利用してきた農地を所有者に返還せざるを得ない農家がふえているのも事実です。昨年中にこのような返還案件は何件あり、その面積はいかほどだったのかお尋ねいたします。

また、ここは私が非常に心配しているところでありますが、その返還された農地は、次の耕作者がいないという耕作者不在はないのかお尋ねします。耕作者がいない農地は、たちまち荒れますし、耕作放棄地へとつながりますことから懸念いたします。

次に、農地の振興地域の見直しについてお伺いいたします。

農地にはさまざまな規制があります。いかに自分の農地といえども勝手に形状や地目を変えることはできないのは、農地保護からも大事なことだと思いますが、ケース・バイ・ケースもあるのではないかと考えます。新庄市内におい

ても、長い間懸案でした案件もありますが、第1種農地であるから絶対に農地以外の利用は認められないとの縛りは、新庄の産業のためにもならないような案件もあるように思えるのですが、水もかからない田んぼが、第1種農地に隣接している農地であることから利用目的も形状も変えてはいけないとの縛りを見直す考えはないのかお尋ねいたします。

次に、豚舎の臭害対策のその後についてお尋ねします。

12月議会において、関係機関と協議しながら監督機関に働きかけながら改善に向けて努力をしたいと御答弁いただきましたが、その後対策を講じるためにどのような行動をされたのか、また、結果として成果を見ることができたのかをお伺いいたします。

今までの冬期間は、積雪と風のためにおいに悩まされることは多くありませんでしたが、今、雪囲いを外したりしまして網戸を取りついたり、外気と家の中との風通しもよくなり、気温の上昇とともに発酵も進み、においも強くなります。現に4月の下旬ごろからにおいの不快さを訴える声も聞こえてきます。

住みやすいまちとしての新庄のアピールをしているわけですから、多くの市民、住民がおいの害に悩まされる、その悩みに耐えなければならぬ状況を変えていくことこそが、住みやすいまちの創造だと思いますが、改めて12月の御答弁をいただいた後の対策行動と結果をお伺いいたします。

次に、児童虐待の有無についてお尋ねします。

何度も報道がなされ、そのたびに暗たんたる気持ちにさせられる児童虐待についてお尋ねします。先日もマンションの5階から我が子を投げ捨て死に至らしめるという悲しい報道がありました。

また、先日は東京で5歳の女の子を虐待により死に追いやりました。たしか朝日新聞だった

と思いますけれども、その5歳の子が覚えたての平仮名で「ゆるしてください」と。あの手紙は、私は読めませんでした。余りにもひど過ぎて。全面的な保護者であるはずの母親によりなされたこの行為の背景にいかなる理由があったとしても、あってはならないことだと考えます。子は親に対して100%以上の信頼と依存をもって接しているはずで、その信頼に対して、殴る、打つ、全人格の否定につながるような暴言で対応する親、余りにも悲し過ぎます。虐待を受けている子供たちが悲し過ぎます。

そこで、お尋ねしますが、ないこととは祈りながらではありますが、本市において児童相談所に寄せられた児童虐待の事実の把握についてお尋ねします。あればその件数、どのような虐待なのかの内容、またどのようにその虐待を把握されたのか、そして、どのように対応され、結果、解決に向かわれたのかをお尋ねします。

最後に、新庄の知的財産の保管の意思についてということをお尋ねします。

郷土史家や研究者が亡くなり、遺族が残された研究書や文献の処理に苦勞されているという現実がございます。図書館に申し出てもなかなか引き取っていただけない。さりとて燃えるごみに出すのも、知的財産価値により当然ちゅうちょされます。確かに価値を大としない書籍もありますでしょうから、古本の引き取りにならないように十分に注意しなければならないでしょうが、寄贈の申し出に対しては専門的知見のある方々に御判断を仰ぐことになるでしょうが、新庄に関する、また新庄に関係深い研究書や文献は未来の新庄への知的財産と考え保管し、将来的には公開できるような施設を創設し、将来に向けて保護していく必要性の考えはありませんかお伺いいたします。統合等で廃校になる校舎の一部を充当させていくことも1つの案としてお考えいただけないのか、お伺いいたします。

以上についてよろしく御答弁をお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく今、トランプ大統領と金委員長が会談の最中なわけですが、電話があっても佐藤議員に答弁しているので断るようになっておきましたので、誠心誠意答弁させていただきたいと思います。

平成29年度中の農地の動きといたしましては、農地法等の申請による所有権移転は52件、23ヘクタール、再設定を含む利用権設定は236件、265ヘクタール、合計288件、288ヘクタールとなっております。

直近の担い手への集積面積は、4,238ヘクタール、集積率は77.8%でございます。ここ数年は、担い手の増加など新規集積の動きが落ちていることから、集積率は7割台中盤で推移しております。

次に、山際の農地に関しましては、農業の生産性が不利な地域であるため、なかなか担い手への集積が進んでいないのが現状であります。

その対策の1つとして農業委員、農地利用最適化推進委員が毎年実施しております遊休農地に係る利用意向調査に加え、現に耕作されている農地につきましても、今後の営農状況、意向調査を実施し、農地の出し手、受け手の要件等を踏まえ、結びつけていくことが重要であると考えております。

あわせて、現在、中山間地域等直接支払制度のもと13団体が農地の多面的機能を確保するための活動を実施しており、今後も制度を活用し、農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地の返還の状況でございますが、賃貸借権の解約は、平成29年度41件、20ヘクタールとなっております、全て合意での解約となってお

ります。ほとんどの方は、次の耕作者との利用権の設定がなされ、一部地主に返還される案件もございますが、後に適正に管理していくことを確認しているところです。平成29年度は次の耕作者がいない案件は発生しておりませんが、常に農業委員、農地利用最適化推進委員が地域の相談活動を行っております。

最後に、農地につきましては、農地法等により保護されておりますが、改正農業委員会法のもとで農地利用の最適化の推進、有効利用の取り組み強化が求められております。5年後、10年後に地域の農業はどうなっているのか。地域の話し合いの場で、将来の農地利用と担い手等に関する地域での合意形成のもと、守るべき農地と里山、6次産業化施設、再生エネルギー施設など、地域農業の振興につながる利用を検討していかなければならないと考えております。

次に、隣村の豚舎の臭害についてであります。鮭川村にある養豚施設から発生する臭気については、もともと村内の別の場所にあった養豚施設が現地に移動した平成17年以降、野中地区などの住民が悩まされてきた問題であります。季節や時間帯によっては、臭気のため窓も開けられない日もあると聞いております。

この問題に対しましては、これまでも鮭川村養豚業者、野中地区住民の間で改善に向けた協議を続けてまいりましたが、いまだ解決には至っていないところであります。本市も平成28年度より協議の場に同席しており、昨年度は2度の協議に参加して意見を交換しております。

施設側の説明では、これまでも脱臭装置の設置、においを軽減するための薬剤散布、豚糞を処理するコンポスト設備の導入、頭数の削減など、さまざまな対策をとってきたとのことでしたが、いずれも抜本的な解決に至っていない状況であります。問題が行政区域をまたいでいるため、業者に対しては直接監督する立場にある最上総合支庁や鮭川村を通じて改善に向けた適

切な行政指導が行われるよう働きかけております。今年度も6月5日に最上総合支庁環境課、鮭川村産業振興課、市環境課の3者でこれまでの経過や改善に向けた今後の取り組みを確認したところであります。

養豚業者に関する最近の動きですが、昨年12月より息子さんが事業を引き継いでおり、4月には事業者、野中地区の区長、鮭川村産業振興課担当者を交えた3者で話し合いの機会が持たれております。その際に、業者側より頭数を5,000頭から3,000頭に減らしたことや、これまでと違うタイプの消臭剤を使用する予定であるという報告のあったことを確認しております。

今後、本市としましては、効果的な消臭剤、設備の改善に有効な農業振興策などの活用の可能性も探りながら、鮭川村と最上総合支庁を交えた3者で改善に向けた対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待の対策についてであります。厚生労働省が公表した平成28年度福祉行政報告例によれば、児童相談所が平成28年度に児童虐待相談として対応した件数は、全国で12万2,575件ですが、当市の現状につきましては、平成28年度通告件数5件のうち認定件数は3件、平成29年度通告件数4件のうち認定件数は3件となっております。

虐待の内容は、親からの暴力などによる身体的虐待と親の養育能力欠如などによるものでは養育を拒絶し十分な食事を与えないなどの育児放棄であります。

相談通告経路は、保育所や学校からが多く、中には相談、支援していた母親からの連絡を受けて行った初期調査により乳児の痣を確認、父親からの虐待を発見した例もあります。

児童虐待に対する市の対応では、要保護児童対策地域協議会を設置して、定期的に児童相談所のほか警察や学校などの関係機関が集まり、見守りや支援が必要な個々の相談ケースについ

て情報や支援方針の共有と関係機関の役割分担及び支援の評価を行っております。

さらに、この役割分担と支援の評価をもとに、個別のケース検討会を確認して関係機関、具体的な支援や指導方法を決定し、適切な援助を行っております。この検討会は、支援が必要な児童の早期発見と虐待を未然に防ぐために関係機関と連携し適切な支援を行うことはもちろんのこと、虐待相談、通告があった家庭の問題解決に向けて支援を行うためのものであります。

また、地域においては、市民生児童委員協議会へ日ごろからの見守りや情報提供をお願いしており、2カ月に1回開催されます主任児童委員会においても情報提供と問題解決した家庭の継続した見守りなどの対応を協議しております。

虐待を受け保護された児童は、一定期間を経て施設入所や里親に託される場合もありますが、虐待した保護者などへの指導の結果、児童との関係が良好となり、養育環境が改善されたことを確認した上で家庭復帰となったケースもございます。

今後とも児童虐待の発生予防のために、地域や児童福祉、母子保健等の内外の関係部署と連携し、情報収集を行い、虐待の疑いがある場合については、早期に適切な対応を図るとともに、被害を受けた児童については、適切な保護を行い、虐待した保護者等と向き合いながら問題の解決に取り組んでまいります。

知的財産の保管につきましては、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 新庄の知的財産の保管の意思についての御質問にお答えします。

現在、市では市立図書館、雪の里情報館、ふるさと歴史センター等に郷土資料や歴史的資料を保管しております。郷土資料の寄贈の申し出が多いのは市立図書館であり、その対応として

蔵書になっている図書、状態が悪い図書、公序良俗に反するおそれのある資料や宗教活動につながる資料などのほかは、基本的に寄贈を受けているところです。郷土資料につきましては、蔵書となっている書籍についても受け入れておりますし、自費出版された郷土資料につきましては、閲覧、貸し出し、保存用として3部の寄贈をお願いしており、現在まで1,200冊を超える寄贈をいただいております。

新庄市に関係する研究書や文献などを保管し、活用していくことについては、新庄の歴史を研究していく上で貴重な資料となるなど、とても大切なことであると考えております。そうした観点から、本市に関係する書籍等につきましては、市民の皆様から寄贈の相談がありました場合は、施設の担当司書や専門的な技術を有した団体や個人の方に御協力をいただきながら、全ての資料をお預かりするのではなく、市で活用できるか選択させていただいた上で、貴重、良質な保存状態を確保できる図書館等の社会教育施設に保管してまいりたいと考えております。

以上です。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 大変丁寧で詳しく御答弁いただきました。ありがとうございました。

質問しましたけれども、再度もう少し質問させてください。

まず最初に、農地についてですけれども、中山間地について市長のお答えのとおり、やはり作業効率も悪いということではなかなかつかない。それで、中間管理機構も余り積極的ではないですね、中山間地域においては。けれども、そういう中山間地から生産される農産物もあるわけですね。それが、生産効率が低いということで余り積極性を欠いていくと、将来的には農地が荒廃していくと心配します。

今、確かに中山間地においては、手当てはさ

れていますけれども、さらにそれを進めるためにさらなる手当てが必要だと思いますけれども、お答えいただけますか。

三浦重実農業委員会事務局長 議長、三浦重実。

小野周一議長 農業委員会事務局長三浦重実君。

三浦重実農業委員会事務局長 御質問にお答えいたします。

中山間地につきましては、おっしゃるとおり、なかなか貸し借りが進んでいないという状況でございます。それにつきましては、先ほど市長から答弁がありましたように、農業委員会という立場でお答えをさせていただきますと、農地利用の最適化を進めるために農業委員、農地利用最適化推進委員により、地域の中に入りまして貸し手、受け手、両方の意見をお聞きしまして、今後5年、10年、地域の農業はどうあるべきなのかということでは担い手を交えて十分協議をして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 決して悪態をつくわけではありません。私も一時期中間管理機構に在籍したことがありますので。でも、やはり国からの補助金が相当来るわけですね、取り扱いに対して。だから、流動化しやすい土地を先にやっていく、心理としてもわからなくはないですけれども。ただ、先ほどエゴイスティックという言葉を使いましたけれども、その中でやっていかれて取り残されていくのは、農地であり、その農地の所有者なんです。一生懸命、代々開拓し、開墾し、大事に育ててきた農地が荒れていくのを見るのは、非常に忍びない、つらいです。最適化推進委員の方と農業委員が一生懸命やっつけようという事で、今後期待しますけれども。

それで、今、市長からの答弁にございましたが、平成29年度において返還された農地で、耕

作者がいないという現実はないと。大変喜んで
います。例えば、もう明治から耕作している。
その地主も、もう耕作道具なんか持っていない。
もう、俺、年だから農業やめるから、おたくに
返すと。返されたところで困るわけですよ。本
人は農業技術も持っていないし、道具も持っ
ていない。コンタクトもないわけです、ほかの農
家と。ですから、つくってもらいたい。いや、
ちょっとそこはわからない、というのがありま
す。ことしはなかった。たまたまですよ。たまた
ま、ことしはなかった。

担い手に同じ集落の中で、普通でしたら市長
が答弁されたように、私は太田という集落です
けれども、太田でも実際あったんです。私に相
談が来たんです。それは、そうしなさいと言っ
たけれども。その同じ集落の中に担い手がいる、
受け手があると。だから、返す人が、俺、今度
どこそこ返すので、それは無責任だから、お
まえつくってくれないかという話をして、それ
で農業委員会に来て話が通ってうまくいった、
よかったですねという話。

それができる集落はいいんですよ。担い手が
いない集落もあるわけです。受け手のいない集
落。あるいは、受け手が逆に高齢化していつ
受けられない。それで、担い手支援、経営体支
援、済みません、農業委員会に聞きますけれど
も、そういう担い手を育成していかなければな
らないという考え方も絶対私はあると思うん
です。

それで、大変聞きづらい話なんですけれども、
担い手支援の支援資金がありますよね。それは
非常に使いづらいという言い方をされています。
要するに、門前払いを食わされた形だと。これ
ではだめだ、これではだめだ。本当はそう
ではなくて、行政というのは、この制度を利用
するにはこうしたらこの制度が利用できますよ
というアドバイスをしてくれるのが行政の仕事
ではないかと思うんですけれども、一体担い手支

援、経営体支援もそうですけれども、今年度ど
のぐらいの申し入れがあって、どのぐらいの人
方がそれを受けられたのかお尋ねします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今回まだ経営体育成支援事業
については受け付けしておりませんので、明確
な数字はありません。

3月の予算委員会だったと思いますけれども、
いろいろな議員から経営体育成支援事業につ
きましては使いづらい、あるいは、農林課側の説
明不足というところもあるかと思えますけれど
も、なかなかハードルが高いというところ
がございます。

前も少しお話ししましたけれども、6年前と
比べると国の全体の予算が3分の1ぐらいにな
っているところで、経営体育成支援事業につ
きましては、規模拡大とか意欲のある担い手を
育成していくということで、主に稲作が中心にな
っていく唯一の事業かと思っております。これ
につきましては、当市におきましてはやはり
非常にありがたい事業なんですけれども、ハー
ドルが高いというところがございます。

私のほうも国との話の中で、全国的なそう
いった戦いをしますと、担い手の集積率が高い
ところほど、ますます集積率が高くなって、私
たちのようにどうしても法人化とか大規模化の途
上にあるところ、そういった地域差があるので、
ある程度の地域配分をしていただきたいという
要望はしているところでございますけれども。

例として、ことしの4月に国の農林水産委員
会の中で質問があった件で、福島県においても
同様のケースがあったということで、規模的な
ものは議事録に書いていないんですけれども、
若い40代の方が地域の田んぼを集積するとい
うことで、自己資金で2,500万円ほどの投資を
しようとしてこの経営体育成支援事業を使いた
いということでしたが、外れたというところでの

大きな議論があったようでございます。

私が注目しているのは、やはりこのぐらいのやり方でも採択にならないのかというところで、ショックを受けたところでございますけれども、唯一のと言っていると思います。この事業を有効に使えるような形で今後も訴えていきたいと思ひますし、農家の方々にも採択できるようなことについてアドバイスしたいと考えてございます。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 長い答弁、ありがとうございました。

本当に農業者がこれから農業をやっていく、あるいは担い手としてやっていく、受け手としてやっていくというのは、ある程度資金援助がないとやっていけない状態がありますので、くれぐれも、門前払いを食わず前に、どうやったらその制度を使えるかということをおアドバイスできるような行政職であっていただきたいと思ひます。

きょうは4つありますので。次に、豚舎ですけれども、確かに市長がおっしゃったとおり、経営者がかわれまして頭数を減らすという話です。これは私も聞いていました。ところが、頭数を減らすということを言って、いわゆる売上高が減るわけですよ。減収につながっていく。その中で果たして新しい対策がとれるんだろうかと。

正直言って、野中地区の人方は前の経営者、_____さん、この方に何回もだまされているんです。前の12月も言ったと思ひますけれども、私らが野中地区と中川原地区と市会議員の数名で行ったときに、もう俺、やめるってことも考えた。口から出任せです、その場しのぎの。そういうことを何回も経験されて。前も話しましたけれども、_____のおおない餌を買って食べると。_____に問い合わせをし

たら、そんな話は持ち込まれていないという話。そういうその場しのぎでやってきたことに対して、やはり住民は怒りをもちますし、私も地域住民としては怒りをもちます。

それで、1つ、におうのは、飼育頭数もさることながら、あそこに村でやっている堆肥センターがありますよね。堆肥センターの管理が悪いんだと私指摘したんです。あれは村から委託をされてやる人がやっている。村に対してもっと行政として強く言えないものかと私は思ふんですけれども、いかがでしょうか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 ただいま御意見あった中でございます。平成29年12月に社長が息子さんに交代しまして、臭気対策として頭数を減らすと。5,000頭から3,000頭に減らすと。それから、新しい消臭剤を使うというようなことを伺っております。まずはその効果の確認をしたいと考えてございます。

それから、堆肥センターでございますが、鮭川村の堆肥センターという形になっておりますが、それは平成29年度に全面廃止したということで伺っております。

以上でございます。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 私もあそこに何度か行きましたけれども、森課長は現地を見たことがございますよね。見てどう思われましたか。豚がかわいそうだと思いますでしたか。_____の豚肉を絶対食わないという獣医がいます。前に新庄にいた_____さんという獣医です。なぜ食わないか。_____の豚がかわいそうだったんです。それは飼育頭数、豚舎、決まっているわけですよ、何頭飼育と。要するに、多頭飼育をやっているわけですよ、売り上げを上げるために。だから、そういう現場を見て、これは本当

にそういう公害めいたものを防御しようとする気持ちがあるのか。ただ売り上げ至上主義で売り上げを伸ばせばいいのかというスタイルが見えますので。ただ、5,000頭から3,000頭に減らしたからにおいが消えるというものでもないです。

堆肥センターはそれを撤去したんですか。やめたと言いましたけれども。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 6月5日に最上総合支庁環境課、それから鮭川村産業振興課、市の環境課で情報交換会を行っております。その際に堆肥センターのほうは今廃止していると伺っております。（「廃止したのはいいんですけども、撤去したのかと、その場所を」の声あり）

場所はその場にあると思いますが、その後、その堆肥の使用につきましては、大型コンポストを導入し、その中で堆肥をつくっているということで、そちらのほうの臭気対策はきちんとされていると伺っております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） その肥料を新庄市内で無人店舗で販売しているわけです。御存じでしたか。知らなかったですか。鮭川健太君というので、木小屋を建てて滝ノ倉の県道沿いで売っています。そういうのを新庄弁で言うと、つらつけないと言うんですよ。新庄市民に迷惑をかけながら、自分たちの生産したものを新庄市内で売る。その前に対策をとってほしい。本当に野中、中川原の住民にとって切実な問題なんです。一家団らんのときに、飯を食べようと思うと豚のにおいが入ってくる。食えないですよ。私、ビール好きですけども、あのおいでビール飲めませんからね。そういうことで、よろしく願いますね。住民のために頑張ってお願います。

虐待についてですけれども、何件か把握されたようですけども、その件数は氷山の一角とは考えませんか。表に出てきていない虐待というのはもっとあるものとは考えられませんか。

先ほど市長が平成28年の速報で12万2,000件あったと言います。その2年前、平成26年度、8万8,931件だったんですよ。わずか2年で50%ふえているんです。これは、確かに通報しやすい体制になってきたということもあるかと思えます。ただ、虐待を見逃してはいけないんだと思います。虐待とストーカーは、最後は死に向かうんです。死ぬまで続くんです、ストーカーも虐待も。

先ほど言ったマンションから我が子を投げ捨てた、あるいは、自分の実子でないと言いました船戸でしたか。香川から引っ越してきたという。あんな子供の手紙、読めますか。「ゆるしてください」。朝日新聞も載せなければいいのに、載せてくれたものですから。もうにじんで見えません、文字が。あんなことをやらせてはいけない、親の責任として。全面的な保護者のはずなんです、母親というのは。

非常に残念なことなんですけれども、データを見ますと、母親からの虐待が圧倒的に多いですよ、男性よりも。それも、専業主婦の家庭でよく起こる。要するに、子供と接している時間が長ければ長いほど虐待の発生率は高いと一概に言えないですけども、そういうのがあると。

例えば、外で立派なことを言いながら、家へ帰れば子供を殴っている親、そういう親が現実にいるわけですよ。ですから、確かに暴力的な虐待もありますけれども、言葉の虐待もあるそうです。子供にとって一番嫌な言葉は、あんなんか産むんじゃなかったと。これはひどく傷つく言葉だそうです。ですから、そういうことはないようにしてもらいたい。大抵の親は、し

つけだとか愛のむちだとかと言うわけです。ところが、たたかれている子供は、ああ、僕は今、お母さんからしつけを受けているんだ、愛のむちを振るわれているんだと思いますか。思うのは、心身の痛みと恐怖だけです。

それで、小さいころに親から打たれた子供というのは、学校へ行っても自分の気に入らないとたたくんです。それは当然ですよ。最愛で最大の保護者であるはずの親が、気に食わないときは子供をたたいていいと教えるわけですから、言葉で。そうしたら、子供同士がコミュニケーションをしていてコミュニケーションが通じなかったら、たたくわけですよ。そういう散見は学校ではありませんか、先生。済みません。急に振られてびっくりしましたか。学校が現場で把握できると思うんですけれども、そういうようなことは学校の中ではなかなか見つかりませんか。ありませんか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

小野周一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 学校現場での家庭の様子
の情報ということのお話だと思いますが、議員おっしゃるとおり、非常に家庭のことについては、教職員も多様な虐待の形態があるということをもまず認識はしなければいけないと感じております。いろいろな状況で、日常との異変とか子供の言葉とかそういうところからできる限り把握しようとは考えております。ただ、プライバシーのこともありまして、気になる子供については定期的に把握するとともに、先ほど申したように、アンケートや日常の会話から小さなことでもアンテナを高くして聞き取り、もう一つは、担任が一人で判断しないで、気になったらすぐ管理職に伝えるなど組織的に対応したいと考えております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 虐待を受けている子供

というのは、なかなか告白しないんです。要するに、自分の親の悪口、告げ口をするみたいで言えない。そういうのに気づいてあげるのが周りの人間です。特に、幼稚園、保育園、小学校低学年のうち。

ただ、心配するのは、親にたたかれて育った子供は必ずたたくんですよ、人を。たたいてもいいと教えられるわけですから、体で。あんた、気に食わないときたたいていいのよと、言葉では教えないけれども、親がして見せるわけですから。そうしたら、たたくんですよ。それが連鎖ですから。ですから、そういう連鎖を招かないためにも、学校で細心の注意をお願いしたいと思います。

済みません。まくっていますので。

先ほど教育長が、寄贈の申し込みに対して受けているような話ですけれども、昨年1年間でどれだけの寄贈の申し込みがあり、どれだけ受け入れたのかお尋ねします。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 昨年1年間ですけれども、図書館の数字でございますけれども、寄贈を受けた冊数といたしまして1,400冊。これにつきましては、郷土関係ではなく全ての図書ということで、寄贈を受けた冊数は1,400冊でございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 2年ほど前にスギヤマさんという方からの寄贈、申し入れがあったはずなんですけれども、市では断っているんですね。何で断ったかわかりますか。スギヤマさんという方は、雪害研究をされた方です。勤めてもいました。退職後、雪害の研究をされました。そして、お亡くなりになり、遺族が、新庄雪害研究所があった時代からのものですので、それを新庄市の雪害のために研究に役立ててほしい

と申し入れがあった。どうして断ったんですか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 その当時、断ったというのは施設から聞いてはいないんですけども、スギヤマさんのほうからは、雪の里情報館のほうに寄贈の申し入れがあってお話があったというのは聞いておりますけれども、その段階では一旦その図書を拝見させていただきたいということで拝見したところでとまって、それ以降はとまっているというふうに聞いております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 大友義助先生の遺族からの申し入れはありましたか。それは受け入れましたか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 大友先生の御遺族から直接お申し入れはございませんので、そこについてはまだでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 受け売りの知識で申しわけないんですけども、京都の悲劇という話があります。私が勝手に京都の悲劇と言っているだけなんですけれども。桑原武夫というフランス文学者がいました。これを図書館に寄贈したんですね。ところが、図書館でその知的財産価値を見失ったかどうか、誤ったか、遺棄してしまったんですね。これも同じことなんです。新庄市における知的財産、大友先生なんかは私の高校の恩師ですので、一生懸命郷土史、新庄市の研究をした。雪害を研究した。それが将来的になくなっていった。これは新庄市の知的財産の喪失だとは考えませんか、課長。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 各専門家というか、郷土史の方々がそういうふうにお集めになった資料というのは、とても大切なものだと思っております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 前に確認したときに、入れる場所がない、保管する場所がないということなんです。私も正直言って、私ごとですけどもかなりの量の本を持っています。私の家族からは、お父さんが亡くなったらどうするのと。図書館に寄贈する、でも、俺が持っているのは全集ぐらいだからそれは受け入れられないだろう、そういう選別はしなければならないのはわかります。ただ、新庄市の将来のために役立つであろうと思われる研究書、文献は絶対に保管すべきです。入れる場所がないという断りだっ、入れる場所をつくれればいいじゃないですか。今あるじゃないですか、入れる場所なんて。これから統廃合が進むんですよ。統廃合の校舎を一部使えば、それは十分に保管できますよ。今すぐ何々項目集めろとは言わない。それを整理しろとは言わない。ただ、それを保管する、市で受ける、そして全国にもないようなものを新庄から発信していく。これは全国どこの自治体も抱える問題です。蔵書をどうするのか。ただ、小説やどうのこうのと言っているんじゃないです。そういった研究文献なんです。新庄市に関する研究文献。

それで、教育長、そういう文献の保管として、統廃合の校舎を使うのは1つの案だと思うんですけども、教育長はどういうふうにお考えになりますか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 今、議員から

御指摘いただいたことにつきましても、案の1つではないかと考えております。

現在、北辰小学校の跡地利用につきまして、1つの例でございますが、平成29年4月に学校づくり協議会という協議会を地元で設立いたしました。この1年間で学校が廃校になった後の跡地活用をどうしようかというお話が進められておりますが、実際に北辰小学校のPTA、保護者の方々からアンケートをとりながらどのような形に進めていくかという話で、まだ正直地元では固まっていないと。この1年ぐらいで方向性を見ていこうという話になっております。

その辺も含めまして、実際には、地元とどのような活用をしていくかという話し合いのもとに協議を進めていってその跡地、校舎も含めまして、どのような形でつくっていくかということになっていくのかと思いますが、正直……（「すりかえだ、すりかえ。北辰小学校の話ではない。そういう保管を……」の声あり）

基本的には、貴重な文献とか書籍につきましては、保管につきまして空調設備とかそれ相当の設備、そして技術が必要となってきますので、それを整備するための財政出動も必要になってきますので、その辺につきましては、十分財政も考慮しながら考えていかなければならないかと考えております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 済みません。話がかわっていったもので、思わず言ってしまいました。

教育長、確かに金がかかると、保管場所をつくとすれば、空調を入れなければならない。でも、知的財産の価値として空調を入れなければだめだというのは、さっき言った京都の悲劇と同じですよ。桑原武夫先生の著書、文献を知的価値を見出せないがために遺棄してしまった。それは、通告文に書きましたけれども、知的財産としての価値を見出せなかった我々のせい

になりますよ。ですから、金がない、手当てが必要だ、それはつくればいいじゃないですか。お金がかかるのであれば、お金を求めれば、つくればいいです。そうやって知的財産の保護をやっていかなければならないと私は考えますので、もう時間もありませんのでやめますが、まずそこを十分考えてもらいたい。決して小説の本を残せと言うのではない。新庄市に関する研究、文献。雪害なんていうのは、将来的にも生きるわけですから。どうやって先人が雪を克服してきたのか。それを見ながら、後から続く人間も雪の克服をどうやってやっていくのか参考になるわけですから、そういう財産は将来に残してもらいたいと思います。

以上です。終わります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

佐藤義一君より先ほどの発言の訂正がありますので、許可します。

18番（佐藤義一議員） 先ほど一般質問の中で、多頭飼育によることでその肉を食べないという先生の話をしました中で、固有名詞を出してしまいましたので、ある牧場、あるいは牧場というだけで固有名詞は削除していただきますようお願いいたします。

奥山省三議員の質問

小野周一議長 次に、奥山省三君。

(10番奥山省三議員登壇)

10番(奥山省三議員) おはようございます。

2番目に一般質問させていただきます。穆清会の奥山省三です。どうかよろしくお願いします。

まず初めに、人口減少問題についてです。

2月に人口減少対策としての政策提言がありました。当市の総人口は減少傾向で推移してきていますが、2040年、20年後ですけれども、1980年、昭和55年と比べて1万6,000人ほどの減少で38%程度の人口減少が予想されています。総人口の減少率が38%と高い当市は、今後は過疎化、高齢化が深刻な状態も考えられるようです。

年少人口の減少率も71%と高い状況になり、地域文化の継承や地域の維持が困難になる危険性もあります。また、生産年齢人口の減少率も54%と高く、人口減少が継続的に進んでいるため、労働力不足による地域経済の縮小、地域コミュニティの維持問題、税金不足などでのインフラなどの地域サービスの低下も将来起こり得る危険性があると思われまます。老年人口につきましては、2040年には1980年と比べて総人口比率で9%から24%程度に増加、これは医療費の増加、社会保障費の増加と大変厳しい状況に追い込まれていく可能性が大で、人口減少の影響が顕著にあらわれてくることが予想されています。

平成27年から平成29年度の施政方針では、人口減少に対する取り組みを示していますが、人口減少に歯どめがかからない状態についてどのように分析し、どのような対策をとっていくのかお聞きします。平成27年にプロジェクトチームを設置して総合戦略を策定していますが、具体的には対応策がとられていないように感じますが、どのように考えているのかお聞きします。ふるさと定住促進プラン、幸せと元気のまちづくり推進プランなどを掲げたようですが、結果はどうだったのか、その検証についてもお聞き

したいと思います。それから、見直しはされたのですか。今後のまちづくりについてもっと真剣に考えてこれからの新庄をどうやっていくのか、この人口減少問題にどう対応されていくのか、お聞きします。

次の空き家問題についてです。

現在は、当市の空き家の数はどうなっているのでしょうか。人口減少に伴って全国的にも空き家の数は増加している状況です。山形県の空き家率は全国でも低いほうで10.1%となっています。全国では低いほうで3番目となっています。当市でも平成25年に空き家等の適正管理の促進に関する条例が制定されましたが、現時点で空き家の状況はどのようになっているのかお聞きします。

現在、多くの自治体で空き家に対し危険家屋等には立入調査をし、助言または指導を行い、状態が改善されない場合には勧告を行い、正当な理由なく措置をとらなかった場合は命令するというふうになっているようですが、いわゆる特定空き家、老朽化した危険空き家については、他市では代執行も行われているようです。当市では、条例では代執行の規定がありませんが、平成27年に施行された国の特別措置法で特定空き家に対する措置として強制執行が可能となり、これに基づいた対応をすればよいと思いますが、当市としてはそのような事案はあるのでしょうか。ただ、空き家法では、助言・指導、勧告を全て行わなければならないため、空き家の倒壊への対応に迅速にできない不便があるようです。さらに、長屋、アパートなどもこの対象にならないので、特定空き家が増加する要因になっているようです。今後ますます増加する空き家について今後どのような対策、方向性を持って当市として進めようとしているのかお聞きしたいと思います。

最後に、道の駅についてです。

道の駅について、商工会議所から東北中央道

の新庄インターチェンジ周辺への設置を求める要望書が提出されたとの新聞報道がありました。基本構想はおおむね決定したと思われませんが、昨日の行政報告でも説明がありましたけれども、現時点ではどの程度まで進捗しているのか、今後の予定を含めてお聞きいたします。

以上、よろしくお聞きたいします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

初めに、人口減少問題についての御質問ですが、本年4月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された新たな地域別将来人口推計によりますと、日本の総人口は減少することが引き続き予想されている一方で、減少する傾向は若干の改善が見られるとの状況であります。新庄市における人口につきましては、2045年には2015年の人口の6割程度となり、2万3,018人まで減少すると推計されております。

また、6月2日の山形新聞によりますと、山形県における2017年の合計特殊出生率は1.45で全国平均よりは上回っても前回より減少する結果となっており、今後も少子化による人口減少は確実に進んでいくことが予想されます。

人口減少につきましては、新庄市だけではなく日本全体での課題となっており、政府におきましても平成26年以降東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を掲げて、地方創生に向けた取り組みを進めており、地方への財政支援等も充実させるなど、日本全体で推進する体制を整えているところであります。

本市におきましても、人口減少という大きな課題の克服に向けて平成27年10月に新庄市総合戦略を策定し、国の財政支援も活用しながら新庄市における交流人口の拡大、市内企業の成長

の促進、結婚、子育て支援等に取り組んでいるところであります。

また、本年2月には、新庄市議会からも人口減少対策として若者の地元企業への雇用定着促進についての政策提言をいただいておりますが、本市としましても、本年度から地方創生推進交付金を活用し、進学に際して地元を離れた若者に地元への定着、回帰を促すための事業を実施していくこととしております。

このほかにも、当市では将来にわたり若者が新庄に定着することを選択してもらえるようにするための事業として、地元定着型キャリア教育推進事業などを実施しており、例えば、小学生を対象とする親子ものづくり企業見学ツアーや中学生を対象とした職場体験Shin-jobなど低学年の時期から新庄市の地域の魅力や地域の企業を知ってもらうことで、地元定着、地元回帰を選択するという意識醸成に取り組むとともに、市外に流出した若者が市内の企業に就職するための支援策として、ふるさと企業訪問奨励事業や学生トライアル雇用奨励金事業を実施し、さらに、若者の住宅取得を支援することで市内への移住・定住を促す若者世帯住宅取得支援事業や多子世帯の子育てに係る負担感を軽減し子育て世帯の定着を促すための支援策として第3子以降保育料免除事業も継続して行っております。

総合戦略の検証につきましては、期間の途中ということもあり現時点で具体的な評価をお示しすることは困難でございますが、例えば、山形県が毎月公表している人口推計によりますと、直近3カ月における新庄市の社会移動による人口減少は抑制傾向が見られることから、これまでの市の取り組みによって一定の効果も出てきているのではないかと感じているところであります。

市といたしましても、今後も今、新庄市にお住まいの皆様が安心・安全に暮らせる住みよいまちであることを実感していただけるよう取り

組みを進めるとともに、子供を持つことを希望する若者が子供を持ち、新庄市に住み続けたいと思える地域づくりを進めてまいりたいと考えております。その上で、これからも人口減少が加速することも想定される状況を踏まえ、さまざまな手法の検討を行い、これまで以上に新庄市の魅力を発信し続け、他の地域との差別化を図ることで交流人口の拡大にも力を入れていくとともに、若者世代が新庄市に誇りを持ち将来的に新庄市での生活を希望することを選択するための取り組みを行ってまいりたいと考えております。

現在、大きな動きとしては、新庄駅前通りに鎌倉こどもリテラシーの姉妹校として発達障害のお子さんを養育する場所を開設する準備を進めております。また、地域おこし協力隊の1人が万場町の古屋を活用して「のくらし」というお店を開店し、多くの若者が今そこで連携し始めているところは大きな1つの動きだと捉えております。また、小説ではありますが、「ぼろ鳶組」ということで江戸藩邸における新庄藩の火消しの小説も第5刷も重ね、多くのファンがふえているところであります。こうしたさまざまな芸術、文化をつなげながら、そして魅力あふれる新庄にすることが、ここで暮らしていきたいという大きな原動力になるものと信じております。

また、昨年は住みよさランキング全国27位でありますし、県内でも第2位の住みよさということ、非常に雪とともにその実感は薄いかもしれませんが、他の地域から比べると一旦住み続けると新庄は非常に暮らしやすいということもいただいております。このことに自信を持ちながら、力を合わせてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策問題についてであります。近年、少子高齢化、人口減少に伴う世帯数の減少などにより、全国的に空き家が増加しており

ます。適正に管理されていない空き家は、防火、防犯、衛生、景観など住民生活に深刻な影響を及ぼしております。平成27年5月に空き家対策特別措置法が完全施行され、特定空き家に指定されれば行政の立入調査、所有者に対する助言・指導、勧告、命令を行い、最終的には代執行も可能となりました。

平成25年に行われた住宅土地統計調査においては、全国で空き家の件数が820万戸と5年前に比べ大幅に増加、山形県においては4万6,100戸とわずかに減少しております。また、これまで代執行・略式代執行が全国で98件、県内では代執行が川西町で2件ありました。本市の空き家の件数は559件、このうち危険空き家が171件で助言・指導を行ったものが83件、このうち勧告に至ったものが1件、命令、代執行に至った事案はありません。

今後は、特定空き家に指定したのものについては、市民の安全を最優先に空き家対策特別措置法に基づき助言・指導、勧告、命令、代執行と危険度の急迫性などを総合的に判断して対応してまいります。行政代執行を行う場合は、個人の財産であること、権利関係が複雑化している場合があること、多額の税金を投入することとなることなどから、十分に内容を精査し慎重に進める必要があると考えております。

また、本年3月に策定しました新庄市空き家等対策計画に基づき空き家の有効活用を推進するため、空き家バンク制度の活用、空き家や空き店舗をまちづくりの資源として活用する施策、民間団体と連携した空き家活用などを総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅についての御質問であります。道の駅の基本構想につきましては、目的や必要性、3候補地の抽出、候補地ごとのコンセプトや整備イメージなど昨年度取りまとめた内容について中間報告として3月で議会説明させてい

いただきました。その後、事業実施のタイミングや各候補地における新たな負荷案件などの検証、パブリックコメントなどを経て策定に至ったところでございます。

今後の方針といたしましては、行政報告での内容とも重複いたしますが、事業着手のタイミングについて、本市が抱えている大型事業や高速道路がつながる時期との兼ね合いが判断基準になると考えております。大型事業に伴い大規模な財政支出が平成35年ごろまで続くと予定され、また、東北中央自動車道が全線つながるまでには十数年要するものと考えられます。これらのことから、最終的な候補地の選定につきましては、事業の着手時期等を見据えながら各候補地にさらなる検証が必要と考えております。

県立新庄病院建設予定地付近では、病院移転に伴う土地利用状況を見定める必要があり、新庄IC付近では、当初想定した場所が新庄用水施設や鉄塔などにより施設利用の制限が発生しておりますので、それらを踏まえた適地の再検証が必要と考えます。一方で、エコロジーガーデンは、経営方針を探るサウンディング調査が今年度予算化されておりますので、まずはそこに道の駅要素を含めた形での調査を実施したいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 答弁、ありがとうございました。

人口減少ですけれども、この問題につきましては、全国的には私は手おくれの状態と見ていますけれども、市長が今まで何回も交流人口の拡大を図ってそれを定住人口につなげていくと言っているようすけれども、交流人口の拡大によって人口減少の歯どめにはなっていると考えているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 やはり人口減少については構造的なところが大きいですので、有効な手だてというのが今見つけられない状況にあるということを前提としまして、やはり当市のにぎわい、まちのにぎわいをつくるために交流人口というものに力を入れているものでございます。

具体的には、祭りを中心としてkitokitoマルシェであったり、雪国ワンダーランドであったり、味覚まつり、またハーフマラソンなどのイベント等も交流人口をふやすための事業であると考えております。

直接的には定住人口の増につながっているかどうかというのはわからない部分もございませけれども、やはり間接的に新庄というところの魅力を捉えて新庄に移り住むという方もおられるとは考えているところです。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 出生率をすぐ上げるというふうにはできないというか、今の出生率が先ほどの市長の話だと1.45ですか、これを出生率を2.0なんていうふうにするには80年かかるとかと話がありますけれども。それはすぐにはできない話ですけれども。ただ、これから今できることを考えて、これからの若い人たちのために市としてはどんなことを支援していくというか、先ほどいろいろな市長の説明がありましたけれども、それだけではなくて、もう少し身近なことというような考えはほかにないのかお聞きしたいと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 若い人の支援というのは、やはり国のほうでも若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現というものを三本の柱の1つに上げておりますので、若い人の支援を行って

いくのは大変重要なことではないかと考えているところですが。

今現在、若者というと高校生以上の方になるかと思えますけれども、大学生、専門学生については、さまざまな就労支援という形で支援しているところですが。また、地元への定着ということで、戻ってきた方については婚活支援であったり、結婚した世帯については住宅支援であったり、出産した世帯については子育て支援であったりという支援を行っているところがございます。

今後もさまざまな他の自治体の動向等も参考にさせていただきながら、有効な手段があればそちらのほうの事業の実施というものを検討してまいりたいと考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 例えば、昔ですけれども、集落とか部落には必ずと言っていいほどロウるさいおばさんとか、仲人の役の人たちがいたんですけれども。現在では余りそういう話を聞くことはなくなっているようですが、そういう仲人の役のおばさんたちを復活させるとか、そういう人たちに対して支援するというような、そういう考えとか取り組みはされる気はないのでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 今現在の婚活支援という形になりますけれども、山形県、そして最上地域、そして新庄市という3本立てになっております。県においては、出会い、マッチングシステムという直接結節型のマッチングシステムになりますけれども、そして、最上郡においては、さまざまなイベントを最上郡単位で実施していくと。そして、新庄市においては、そちらのイベント等に参加していくためのスキルアップを図るセミナー等を開催しているというのが今現

在の状況ですけれども、議員おっしゃるとおり、やはり地域ごとにそういった仲を取り持っていただけの方がいけばいいんですけれども、なかなか今そういった方が見つからないという状況がございますので。ただ、今後市だけでは考え方にも限界があると思っておりますので、さまざまな専門家、また全国的にもこういった事例があるということ参考にしながら、そういった組織化が図れる可能性があるのであれば将来的に考えてまいりたいと思っております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 例えばですけれども、お見合いがうまくいって結婚というふうになった場合は仲人の方に助成金を出すとか、そういう方法なども私はあると思うんですけれども、そういう点は全然考えていないのでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 今後は今までにない、今まで経験したことのない時代に突入していきますので、今後今までにない対策というのにも必要になってくるかと思っております。議員おっしゃったような奨励金を出すという方法もあると思えますし、例えば、結婚して定住する若者へ、これは極論ですけれども、海外旅行をプレゼントしたりという大胆な事業、発想も必要となってくると思っておりますので、議員おっしゃったことについても参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今、人口減で最初集落が消滅していくわけですが、実際に私たちの近辺でも集落にあった商店は少しずつなくなっていき、コンビニさえもなくなりつつある地域で、買い物も地域でできなくなって市内まで出かけて買い物に行くという状況になってき

ている状態であります。このような点について、市としてはどのように考えているというか、応援していただけないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 買い物支援という御質問でございます。全国的に見れば、新庄市はまだまだ買い物しやすい状況にあるのではないかと思いますけれども、それでもやはり地域、地域を見ますと、そういった昔ながらの商店というのがなくなっている事実もあると思います。それを今後買い物等がしやすいように結びつけていくのが、昨年立てました公共交通の計画でございますので、そういった移動手段というものにも力を入れて買い物支援等を行ってまいりたいと思います。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) ただいまの地域循環バスにつきましては、本当の旧市内ですので、やはり少し離れた地域だと全然バスは来ないわけなんですけれども、その点も今後、11月からですか、バスが運行されるわけですが、そこから離れた地域のこと少し今後考えていただいて、地域循環バスの運行にはさらにもう少し拡大、広げていくという考えも少し持っていたきたいと思います。

それから、12月の一般質問でも小嶋議員がこの件について質問されましたけれども、市長は全国共通の課題で現実では途中の段階で具体的な数値は示せないとの回答でしたが、地方創生の取り組みとして先ほど市長が言いました市の人口ビジョンを踏まえまして、人口減少対策の取り組みとして市内の企業の見学ツアーや職業体験を通じて市内の企業への就職や定住につながる地元定着型キャリア推進事業や多子世帯における子育てに係る負担軽減のための第3子以

降の保育料免除事業やその他を行って来てはいますが、まだほかの都市、例えば東根市とか村山市とか寒河江市とかもありますけれども、他市に比べてもう少し、若者を呼び込む支援の内容についてもっと多くのメニューが必要だと私は思いますが、その点についてはどう考えているのかお聞きしたいと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 やはり若者の支援というのは、今後最も重要になってくると思いますので、今現在進めている看護師養成所の設置につきましても、地元定住を促すという目的がございます。ほかにもさまざまな事業が結びついて効果を発揮するものであると考えておりますので、今後とも若者支援には力を入れてまいりたいと考えます。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) 他市と比べると少し新庄市、まだ支援の金額というのは少し少ないというか、比較すると金額的にも少ない、あとメニューも少ないというか。例えば、今、寒河江市なんかはすごく、東根市、寒河江市は特に子育て関係を応援していますけれども、やはり新庄市もそういう点をもう少し勉強していただいて、ほかの都市に負けないぐらい支援をして、若者が活躍できる社会をつくるようにしていただきたいと思います。

次に、空き家ですけれども、ただいま市長が現在の空き家559件とおっしゃいましたけれども、そのうち老朽危険空き家が171件、そしてまだ強制執行したものは無いという話ですけれども、強制執行しなければ当然それはそれにこしたことはないんですけども、その建物について絶対倒壊はしないというふうに見ているのか。その点、どういうふう考えているのかお聞きしたいと思います。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 空き家対策問題でございます。

空き家に関しましては、特に危険空き家につきましては、全て現状を現地確認しております。その際に、所有者に対して助言・指導、例えば屋根が飛びそうとか、そういうものに関しましては早く対応してくださいというような指導を行っているところでございます。また、管理をする者がいない、相続放棄などがありました場合は、市で最低限の措置ということで危険除去というような観点から措置をしているところでございます。

以上です。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) 空き家の増加の原因ですけれども、全体の人口減少もその要因と思われませんが、そのほかに新築住宅も結構ふえていて、それから、中古住宅の流動化というか、中古住宅がほとんど動いていないというのが、これが問題だと思うんですけれども、それにつきましてもう少し中古住宅の点、新築住宅を抑えるというのも変ですけれども、中古住宅を動かすというか、その点について少し何か考えは持っていないのでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 新庄市の空き家対策計画を3月に策定させていただいております。4つの段階、予防から始まりまして、管理、利活用、最後の除却という4つの段階を想定しております。

今お話しの利活用の部分につきましては、特定空き家に至らないように、なるべく流通物件として回すということを考えております。その1つの策が空き家バンクだろうと思っておりません。これまで26の登録をさせていただいており

まして、そのうち既に10件が売却等の契約に進んでいるということでございます。その方々で登録について懸念される方もいらっしゃいますので、バンクについて理解をさせていただいて、より一層登録数をふやすという対応を今後も続けてまいりたいと考えております。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) 市でことしの3月に立てました新庄市空き家等計画の中で、管理不全空き家の除却支援の中で解体に対する支援の検討を行うとあります。これは、具体的にはどういう意味なのかお聞きしたいと思います。

小野周一議長 暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 失礼しました。

特定空き家の解体に対する支援でございますけれども、国交省の社会資本整備総合交付金、社交金ですが、その中に空き家再生等の推進事業による除却及び跡地利用については、民間事業と連携して有効な活用を検討するとありまして、補助事業での支援というものを今後検討していきたいと考えます。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) 済みません。だから、具体的にどういうことをするのですかとお聞きしたのですけれども。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 この社会資本整備総合交付金の中身については、1つは解体に対する補

助の部分と、それからそれを促すために所有者の方にいろんな手法について説明する、もしくは啓蒙を図るといようなソフト面での支援になろうかと思えます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） それから、対策計画の中ですけれども、空き家の種類として売却用の住宅、賃貸用の住宅、二次的住宅、その他の住宅、4つありますけれども、その他の住宅が、何もされずに放置され続ければ特定空き家になってしまう可能性が高いわけですが、その前の段階で対処するという方法はないのか、その点、お聞きしたいと思います。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 やはり危険な空き家になる前の対処というのが、非常に大事になってくると思えます。やはり人が住まなくなると、空き家というもののはだんだん危険な方向に向かっていくわけですので、区長を初め皆様からの情報をいただいた時点で、どの程度危険かを判断いたします。その際にまだ大丈夫だというようなランクづけ、これは今のうちに指導しておいたほうが良いというようなランクづけを行いながら、適宜対応していきたいと考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 空き家の増加の原因ですけれども、その地域に住む人が減っていくことですので、地域の活力も低下するだけではなくて、道路や水道などのインフラを維持することが困難になってくると思えます。ほかにもスーパーや病院など生活に欠かせない施設の撤退なども起きてくると思えます。地域の存在が危ぶまれることとなりますので、空き家の増加については、地域の消滅と比例して進んでいるよ

うに感じられますけれども、これらを市としてなるべく防ぐように対策をとっていただきたいと思えます。

続きまして、次の道の駅にいきたいと思えます。

道の駅ですけれども、先週、道の駅の研修会というか、副市長も行っていましたが、道の駅のスペシャリストというか、萩市の萩しーまーとの元駅長の中澤氏の講演がゆめりあであって私も聞いてきましたが、その中で特に印象に残りましたのは、今、道の駅が全国で1,100カ所もあるということで、どこの駅でもあるような特産品ではやっていけないという話がありました。道の駅は山口県の萩市が発祥の土地ですが、道の駅は、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能の3つの機能がうまくかみ合っていかなければ道の駅として運営されることはできないわけですが、本市としてはどのような道の駅を目指しているのか。最近では防災拠点としての機能もされているところもあるようですけれども、本市はどのような道の駅を目指しているのかお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅の目的2つ、道路利用者への利便を図るとい部分、それから地域振興としての役割、これに加えて、3つ目の役割を備えるというのが、これからの道の駅だろうと言われております。特に、その中で地域の創生という部分で言いますと、ゲートウエーとか地域センター型というふうにとかく分類されていると言われております。

新庄市の場合、どこに道の駅をつくるかによって、この類型が変わってくるんだらうと思っております。コンセプトとしてこういう道の駅をつくりたいと最初に決めるというのがありますけれども、条件整理をしていった上で、その中でゲートウエー型であるとか地域センター型

であるというものについての判断をしていきたいと考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） それから、先ほどの市長の話ですと、私が感じた内容ですと、大型事業とかいろいろなことがあるので平成35年というような感じと私は受けとめましたけれども、予定としては平成35年に道の駅が完成するという予定なのでしょうか。その点、もしわかったら教えていただきたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅の必要性については、認識をしているところでございますが、着手のタイミングをどう考えるかという部分になるかと思えます。

着手のタイミングとしては、1つは高速道路の連結、つながる時期がいつなんだろうという部分でございました。もう一つは、基本構想の中でも道の駅を今建設すると相当大きな事業費が発生するということが想像されます。そうした中で、本市の大型事業が今動いている部分、これらが一段落するといいますか、一定程度の規模が立つ段階で事業着手ということの2つの要素でもって判断をしていきたいと思っております。そういう意味では、高速道路の整備については、全線つながるためにはあと十数年かかる、それから、市の動いている大型事業については平成35年ぐらいまでは相当の事業費がかさんでいるというところで、答弁をさせていただいたところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） それから、道の駅の運営につきましてですけれども、指定管理者制度で行うか、または直営とするのか、事業者委託するのか、もしその点わかっていたら教えて

いただきたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅を成功させるためにも、例えば経営者とか経営の手腕をどうするかという部分が、非常に大きな問題になる案件でございます。これまでも答弁させてもらっているんですが、この部分につきましては、基本的には基本計画、基本構想の1つ上の段階で検証することになるかと思えます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 先週聞いてきた中澤さんの話ですと、全国1,100カ所のうち半分は赤字経営ということらしいです。初めから赤字覚悟であるのか、インパクトのある商品、目玉の商品とかがないとだめという大変厳しいお話でした。そのとおりだと思います。やはり相当な覚悟を持って事業を展開するのでなければ、うまくいかないという持論でしたが、本市として今のところ何で勝負するのかわかりませんが、中途半端なものはやらないほうがよいのかもしれない。

新庄市を考えますと、観光目的とするのではなく、3日間のお祭りはありますけれども、それは言ってみれば台風みたいなもので、地元、地域の利用を中心にした道の駅にしていくのが末永く存続できるものと思われまます。地域に暮らす人々が利用しやすくなければ、施設が衰退していくのは当然だと思います。きのうの行政報告でも、まだ未知数のところはかなりあって、必要性は認識しているものの次の一歩が踏み出せないような状況に感じられますが、道の駅を地域の活性化にどうつなげていくか、今後十分に検討してつくられるようにしてください。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

小野周一議長 次に、叶内恵子君。

(2番叶内恵子議員登壇)

2番(叶内恵子議員) 議席番号2番、叶内恵子です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

新庄市情報公開条例を市民にもっと知らせ活用していただくよう努力をするべきではないかということから質問させていただきます。

情報公開法制の整備は、国が市町村長や知事を国の機関として手足のごとく動かす機関委任事務の仕組みによる中央集権政治の時代であった昭和57年に、金山町において最初の情報公開条例が制定されました。以来、毎年着実に条例を制定する自治体がふえ、平成29年10月1日現在では、県単位としては47都道府県全てが、また指定都市を含む1,741団体の実に99.9%が情報公開条例を制定するに至っています。

新庄市においては、昭和58年9月に制定され、自治、分権の先駆的な役割を果たしてきたと言えます。新庄市情報公開条例が昭和58年9月に制定されてから、平成29年までの請求件数は285件となっています。制定してからの10年間は175件となっていますが、そのさらに10年間ですが、この10年間の間には地方自治法の大幅

改正などを含む地方分権一括法が施行され、地方分権が大きく進展することになりましたが、請求件数は19件と減少しています。この活用数の低下の要因を改善するためであろうと思うのですが、平成23年には、さらなる行政の透明性を図っていくことを目的として、公開請求できるものを市民に限定せず「何人も」と改正し、公開請求権者の範囲を拡大しています。

条例を改正した平成23年から平成29年までの請求件数は66件と増加していますが、情報公開条例の目的が、民主的な市政の確立と活力あるまちづくりに資することを目的としていることを考えたとき、今日では民主主義の標準装備である情報公開条例を地方分権のための行政体制の整備という観点から、新庄市の市民が新庄市の市民として行政の内容をよく知り、そして市民と行政との対話、市民同士の対話が活発になることにより、みずから手で暮らしやすいまちづくりを行っていくために情報公開条例のより一層の整備が必要なのではないかと考えます。

第4次新庄市まちづくり総合計画において、市民参画による市民本位のまちづくりがますます重要になると述べられています。また、市長は、就任以来、市民第一主義と事あるごとに言葉にされています。市民本位のまちづくりを目指すための条例であるのかどうかということの基本にして、情報公開条例の制度のあり方を見直すことが必要なのではないかと考えます。

具体的には、第1条の条例の目的ですが、新庄市の条例の第1条は「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する情報の公開を求める権利を保障し、もって民主的な市政の確立と活力あるまちづくりに資することを目的とする。」とあります。市政に関する情報について、公開請求できる者の範囲を拡大し、さらなる透明性を図ることを目的としたということは理解できるのですが、誰のために市政を行うのかがわからなくなっているのではないでしょう

か。情報公開条例が活用されていくには、誰のために何を保障することが重要なのかを明確にする必要があると思います。

酒田市の第1条が参考になるのではないかと思います。酒田市の第1条、「この条例は、地方自治の本旨に即した市政の推進を図る上で市民の市政に関する知る権利を保障することの重要性にかんがみ、行政情報の公開を請求する市民の権利を定めるとともに、市の説明する責務を明らかにし、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的とする。」とあります。目的規定の中に、知る権利を明記しています。

日本は民主主義の国ですから、全ての権利は国民にあるということです。行政を執行する権利、行政の全てを知る権利が、私たち国民にあります。市行政を執行する権限は行政機関に委託していますが、市行政の全てを知る権利は、市民に留保されています。市民の知る権利が十分に尊重されることを明確にする必要があるのではないのでしょうか。

また、市政について市民に説明する市の責任、いわゆる説明責任は自治、地方自治の本旨の考え方から見て当然求められる責務です。積極的な情報開示を通じて行政当局の説明義務が十分に果たされることによって、住民本位の行政が実現されるのではないのでしょうか。そのため、説明責任の考え方を条例の目的規定の中に明記していくことが必要であると考えます。

次に、対象情報についてですが、おおむねどの自治体の条項でも第2条定義に規定しています。新庄市の条項は第2条第1項第1号「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、決裁又は受理等の手続が完了し、当該市の機関

の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。」

この条項も他市と比較してみますと、米沢市では、同じように第2条第1項第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」としています。

対象情報は、米沢市の条項に見るように、組織共用文書の情報公開の範囲を拡大すべきであると思います。市政運営をより開かれたものにするためには、政策形成過程などの情報ができるだけ公開されなければならないという認識に立ち、事案決定手続などが終了していない行政情報も情報公開の対象とするべきではないでしょうか。

そのほか、米沢市の条例では、総合的な情報公開の推進の条項を設け、情報公表施策や情報提供施策といった総合的な情報公開を推進することによって、市民に対する説明責任を果たすとともに行政の透明性の向上を推進しています。また、実施状況の公表規定を設置し、市長は毎年1回各実施機関における公文書の開示等について実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならないとしています。

米沢市は、平成24年12月に条例の全部を改正しています。全部を改正した理由としては、国の情報公開法の施行がきっかけとなりましたが、旧法は開示請求権に係る対象文書の範囲が具体的ではなく運用しづらかったため全部改正を行ったが、改正を検討し始めてから公布するまでに10年もかかってしまったということでした。

そのほか、愛知県岩倉市の情報公開条例は、非常にすっきりとしていてわかりやすく運用しやすいように思いますので、ぜひ参考にさせていただければよいのではないかと思います。

行政職員においても、市民においても、一人

一人の規範となる情報公開条例として整備していくことがとても重要なのではないのでしょうか。条例第1条に「地方自治の本旨にのっとり」と規定されています。地方自治の本旨とは、住民自治と団体自治の2つの要素からなる地方自治の本来のあり方のことであり、この2つの要素はしばしば車の両輪に例えられます。車は両輪が同じ大きさでなければ前進することはできません。住民自治と団体自治は、現在の新庄市において同じ大きさの両輪となっているのでしょうか。市民の方々からは、情報公開条例という言葉は聞いたことはあるけれども、どのような条例であるのかはわからないと言われます。住民自治の実現には、住民本位の行政に転換させることが求められます。先ほども申し上げましたが、まちづくり総合計画において市民参加による市民本位のまちづくりがますます重要になると述べられています。

市長は就任以来、市民第一主義と事あるごとに言葉にされています。市民本位とはどういうことでしょうか。市民本位とは、市民の側に立った行政ということではありますが、それを検証するには、私たち市民の知る権利が十分に尊重され実行されていなければなりません。主権在民の社会に私たちは生きているのですから、行政、さらには政策を考えるとき市民が主体であることは当然と考えます。主役である市民の皆様が満足できるサービスをどう提供するかが市行政の役割であり、公僕という言葉があるように、市行政当局が主役では決してありません。市民の権利を市長や議員に渡したのではありません。委ねてあるだけにすぎないのです。

市行政を企画し執行する権利は、行政機関に委ねてこそいますが、市行政の全てを知る権利は、私たち市民に留保されている必然の権利です。私たち市民は、行政の内容をよく知る権利や検証して評価する権利を留保しています。つまり、私たち市民は、行政当局から行政の内容

について十分に説明を受ける権利があるということです。市民本位のまちづくりの重要性をうたう市行政当局であるならば、市民に留保されている権利が実行されていなければなりません。市民本位の行政に必要なことは、市民と行政の情報共有、政策内容の明確なる明文化、行政の透明性の確保です。

市民の方々には、市政に対して次のように感じています。行政は、都合の悪いことは伏せ、事業完了の上の報告しかしないと。先ほども申し上げたとおり、情報公開と情報共有を一番に行ってこそ、市長の言われる市民第一のまちづくりの実現なのではないのでしょうか。市民は知らないことばかりであるということをお聞きでしょうか。そこから不満といら立ち、憤りが蓄積されるのです。

それらの市行政当局への不信感が、いずれまちを危うくすると私は考えます。情報公開条例の存在を市民は知らなくても、市民が知るべき情報が公開されていないということを市民はわかっています。市民第一を掲げている市政であるからこそ、情報公開条例があり、この条例を行使する権利が市民にあることを改めて告知する、また、新庄市が目指す活力あるまちづくりに資する条例として活用されるのかを含めて検討し見直す必要があるのではないかと考えますが、市の考えを伺います。

以上です。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

(山尾順紀市長登壇)

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

本市の情報公開制度につきましては、市民への行政文書の開示を請求する権利を保障し、市民による市政の参加によるまちづくりを目的として、昭和58年10月に本市の情報公開条例を制定しております。

条例制定当時は、全国的にも先進的な取り組みとして注目されました。その後、平成13年に行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行され、国の機関における情報公開制度が開始されたことに伴い、現在、ほぼ全ての自治体において情報公開条例が制定されており、情報公開制度については、広く一般的な制度として市民に認知されていると思っております。

一方で、本市の情報公開の請求件数については、年間10件から20件前後で推移しており、情報公開制度についてさらなる周知が必要と考えております。今後は、機会を捉えて市報や市ホームページなどを通じて情報公開制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

また、本市の情報公開条例の見直しにつきましては、平成16年に個人情報保護条例の制定に伴う改正、平成23年には市民に限定した情報公開の請求について、何人も情報公開の請求ができるように見直しを行っております。さらに、平成28年には行政不服審査法の制度改正に伴う改正を行っております。

今後におきましても、法令の改正や社会情勢の変化に対応した検討、見直しを行いながら本市の情報公開制度を運用してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁といたします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 今後、今の情勢に見合わせて内容を見直していくということで、まずはよろしかったでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 この条例でありますけれども、情報公開条例につきましては、目的としまして2つ掲げているところであります。まず、1点目として行政文書の公開を請求する権利があるということが1つと、あともう1点としまして、

この制度を活用して市民参加によってまちづくりを進めるというような目的を掲げているところであります。

全国的にも3番目の施行ということで、先駆的な施行でありましたけれども、これまでも同じように開かれた行政を目指してやってきたところであります。

今後の改正の部分でございますけれども、実態の開示する内容の部分で不都合がある部分については、プライバシーの関係で、その部分については今後精査して必要な部分については改正する場合もあるかと考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） これまでの世の中の社会の流れの中で、見直す機会がたくさんあったのではないかと思うんですが、平成23年で見直されたのは承知しているんですが、その後にしても見直しを行おうというような話し合いとかはなかったんでしょうか。どうなんでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 新庄市の情報公開の制度というのは、全国的にも相当早い段階で施行してきたところでありました。それで、これまでも改正については何回か改正しております。平成23年については何人でも請求できる改正、平成28年については、行政不服審査法の制度の改正に伴いまして国と同様の情報公開制度での適用除外関係の改正を行ってきたところであります。それ以外の部分で、これまでできるだけ開示するようなスタンスに立って運用してきたところなんですけれども、今現在、請求された方とトラブルとかはないというのも現実でありまして、まずは大枠の仕組みとしては今の状況で続けていけるかと思っております。

また、検討の状況という御質問でありますけ

れども、個人情報及び情報公開の審査会の中で検討する機会を設けてしていくのも1つの方法かと感じております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 内容自体が、とても開かれた内容にはちょっと遠いなど。私は、全項目を読みまして非常に思ったんですね。インターネットを刷新して今の状態になってから何年かなと思うんですけれども、他市、13市を見ると、インターネットの中で10市はもう簡単に、容易に、情報公開条例と入れるとぽんと出て入っていくんですけれども、新庄市の場合は、載せなかった理由はどんなところにあったのでしょうか。情報公開条例について、その制度について、請求の仕方について。あとは、今ICT化というのが盛んになっているので、やはり電子でも公開できるということを整備しているところもあるなど思っているんですが、新庄市のホームページで情報公開条例と入れても、「情報公開条例について」というところに関しては行かないと思うんですが、それを入れなかった理由というか、それはどうしてだったのでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 ホームページから直接情報公開の部分にリンクできるかということかと思うんですけれども、そういう状態であれば、今後機械的な部分の確認はあるんですけれども、対応できる部分については対応してまいりたいと考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 酒田市を見るとやはり、不服審査会とかではなくて情報公開条例、個人情報保護法の運営審議会というものを設立して、毎年1回必ず会議を開いているようなんですが、

そういったものを経て情報公開条例のあり方であったり、市民の声であったり、そういったものを話し合っていて、どういう形がこのまちづくりに、このまちの発展に必要なのかということなどを常に精査しているようなんですが、新庄市はどういった動きをされてきたんでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 情報公開制度のあり方についてどのような形で検討するかという部分かと思えますけれども、まず、この情報公開を立ち上げる際に、施行する前に条例案をつくる際、施行規則、訓令も含めてなんですけれども、3カ月間ぐらいかけて市民の代表も含めて内容についてもできた経過がございます。それを受けて条例の制定、施行ということだったんですけれども、一応役目が終わったということでその設置条例というのは廃止しているところであります。

それを補う形ということで、情報公開の審査会という中で委員の中で開催したときには、内容について説明しながら御意見を頂戴しているという形であります。あと、その審査会では、不服申し立てがあった際に審議ということになるんですけれども、私の記憶している範囲でこれまで請求があったというケースもないということとして、それ以外の開催時に御意見は頂戴しているようなところではありません。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） その申請に係って不服の申し立てがある、ないにかかわらないと思うんですね。世の中は流れています。本当にどんどん変わっていきます。けれども、変わろうとしたくないのか、それとも、前回平成23年に情報公開条例を見直したので役目が終わったと。その役目は終わらないと思うんですね。ずっと変わって行って、そこに対応し切れていない。

現在、事実、市民のどのくらいの割合が情報公開条例ということを知っていると思いますか。

それを調べたことがありますか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 ここ最近の話で、それを調査したという事実はないのかと思います。それも踏まえて、今後、情報公開の制度について市報とかホームページなどで知らせることで内容の周知を図ってまいりたいと考えております。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) ぜひに、まずは第一歩としてインターネットというものを活用して、せっかく立派なホームページがあるわけですから、活用していただいて、誰が調べても、何人が調べてもぼんと行くように変えていく必要がまずはあると思います。それをやってこなかった、気づけなかった、それ自体が行政の怠慢なのではないかと私は非常に思います。

よく市民に、ここまで行政はやったんだからあと使うのは市民だというような論調を私は聞くんですね、行政の方々から。ですけども、本当にそうなんだろうか。同じ力量で物事を進めていかなければ、まちはつくられていかないと思うんです。まちは変わっていかない。けれども、では、まちはどうやって成り立っているといったら、やはり情報が行政の中であって、その行政の中の情報をちゃんと市民のほうで理解してわからなければ、何の議論にもならないわけです、市民の中でも。初めて議論になっていって、ああ、これが悪いんだ、あれが悪いんだなど。これを改善していったらどうだろうかという話に市民同士がなっていって、そしてどんどん力に変わっていくんだと思うんですが、それすらなっていない状況で。今あるのは、不満ですよ、やはり。不満が強い。何で不満が強いのかということをご検討いただきたいと思います。

思います。

情報公開条例を見直していく中で、条項を課長はよく精査されていると思うんですが、どの部分をより一層変えていかなければいけないと思っていられるのか、あったら教えていただきたいと思います。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 この情報公開の条例に基づいて公開しているところなんですけれども、13市の担当者会議の会話などを聞いてみますと、相対的には新庄市は公開しているほうだというような感想も意見交換の中では聞いているところでもあります。(「どちら」の声あり)

13市のこの担当者の会議があるんですけども、その中で新庄市の情報公開のスタイルとしては、条例の違いはあるにせよ、その方向性としてはほかの市と比べるとガードはかたくないと。出しているほうだというのが、担当が会議に出席して意見交換をした感想というのものもある意味事実かというふうに感じています。

それから、この情報公開制度なんですけれども、公開して知る権利はもちろんそのとおりにありまして、その一方で、個人のプライバシーというような問題があるのかと思います。現状の条例と施行規則と訓令の公開しない基準があるんですけども、その中で個人のプライバシーという部分のことからすると、その表現方法について個人のプライバシーを守り、不明な部分についてはもう少し明確にしたほうが個人情報の保護ということも守られるのかと感じているところです。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) 13市の行政の担当者の会議でそう感じる、ではなくて、と思うんですね。市民がどうかということだと思うので。市民からの声をどういうふうにして拾っていくの

かということが、常に問われているのではないかと思うんです。13市の中のお互いの評価も行政としては大事だと思うんですが、さらに、やはり市民からどういうふうに見られていて、どういうふう感じられていて、何を求められているのか、その声を聞かなければいけないと思うんですね。

今回、5月に入って、皆さんも御承知のとおりこの事件などがあって、情報公開条例のあり方をとでも、本当に見て考えてみようと思った1つのすごいきっかけに自分になりました。つまびらかにというか、風通しのいいまちであればあるほど、情報公開条例の制度、条例の内容一つ一つが本当に開かれたものになっていて、逐条解説なんかも全て行われていて、インターネットを見ると市民がわかる状況にまでかみ砕かれているんですね。そうすると、市民は、ああ、本当にこのまちは私たちを大事にしてくれているんだ、愛してくれているんだと思うのではないかと思うんです。それが本当に、まだまだ足りないというか、まだまだどころか足りないと思います。

今回を本当にいい機会にして、情報公開条例のあり方からまちづくりがつくられていくということを他市の事例で学ばせてもらったものから、今回質問させていただきました。ぜひ情報公開条例の見直しを、そして審議会を検討していただいて、ちゃんとした有識者を入れていただいて、そして市民の声を反映させながら、情報公開条例の見直しから始めていただければよろしいのではないかと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 大変貴重な御意見、まことにありがとうございます。市民調査、アンケート調査、さまざまいろいろ行っているわけです。市民の皆さんの御意見が全て公開情報のところに集ま

ってくるということではなく、市としては、市民のアンケート調査等で市民に市政に関する希望等で情報公開条例のさらなる公開をということが今まではなかったということに対しては反省したいと。ここで叶内議員が指摘してくれたのは大変重要なことだと思っております。

一方で、市は、公開条例に対して市民的な、個人的なことは別にしまして、全てオープンにしていくというスタイルはとっているつもりであります。ただし、市民の皆さんが、今回の情報請求に当たる方々を見ると、そこには自分にとって必要か必要でないかということが非常に多いというのは感じております。ということは、自分の関心のないことは、こちらがどんなに説明しても、わかった、で終わりだということもあるんです。ですから、情報公開条例の逐条を全部直したから開かれていくかということは、それは確かにそういう意味はあるけれども、そのところと、それによって情報収集することではなくて、一般的なアンケート調査の情報収集もとても大事だと私は思っております。

行革委員会の中からも情報公開条例に対してもっと見直すようにとか、あるいは、市民アンケートで情報公開条例をもっと見直すようにというようなことがこれまでなかったということ、それに気づけなかった我々も非常に申しわけないと思いますので、今回叶内議員が指摘されたこと、どこまで行けるかはわかりませんが、しっかりと対応してまいりたいと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 市長、丁寧な御答弁をありがとうございました。保護されるべきところ、法人にしても個人にしても、それも私も十分にわかっております。アンケートでも実施していると、それもわかっています。

けれども、やはり条例というのは、市長がかわろうが、課長がかわろうが、議員がかわろう

がやはり動かさないものであるという、確約ですよね。行政側、執行側と市民との間の約束事にかわるものですから、これはやはり見直していただきたいということを願って、終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時45分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小野周一議長 次に、小関 淳君。

(4番小関 淳議員登壇)

4番(小関 淳議員) それでは、本日最後の質問になります。穆清会の小関でございます。よろしくをお願いします。

内容の是非はともかくとして、政府は、1億総活躍社会の実現を掲げ日本経済全体の再生を目指しており、その大きなてこ入れ部分として働き方改革を進めようとしています。従来の働き方には、長時間労働や正規、非正規の労働者にある処遇、待遇格差などの課題があるとして、その改革こそが経済再生の鍵としているようにございます。

我が市でも、総合計画を柱として人材育成基本計画や定員管理計画などを策定し、最小経費で最大の効果を上げるためのさまざまな改革を進めています。しかし、成果が見えにくいということもありますが、職員が生き生きと働く職場の雰囲気には、必ずしもなっていないように感じます。

それでは、通告書に沿いまして職員の能力をさらに引き出す体制づくりについての質問に入ります。

職員の多くは、市民の暮らしのさまざまな課題に向き合い、日々熱意を持って職務に当たっていると思いますが、私が見たところでは、残念ながらそうでない職員も見受けられます。なぜ職務に集中できないでいる職員がぽこっと出てくるのでしょうか。職員の誰もが採用時にはその実力とポテンシャルを評価されて、新庄市をもっとよくしたい、市民の福祉向上のために貢献したいという高い意識を持って市職員になったはずでございます。

職員からは、それぞれの抱えている仕事量が違い過ぎる、適材適所の配置がなされていない、上司や同僚との関係に強いストレスを感じるなどの声が漏れ聞こえてきます。もっとも現実的にはストレスを全く感じないという職場も考えにくいんですけども、このような現状を改善しなくていいということにもならないと思います。

平成20年、今から10年前ですが、新庄市人材育成基本方針を策定するために実施した職員意識調査の設問に大変興味深いものがありました。それは、職員としての能力向上に取り組みたいかという問いに、8割を超える職員が自分は向上したいと回答しています。

それならば、その能力を十分に発揮できる職場体制や人員管理、職員研修を含めた育成システム、職員間の良質なコミュニケーションを実現するための生き生きとした職場環境づくりがまずは重要なのではないのでしょうか。それらの充実こそが、例えば新庄市全体の老人福祉、障害福祉、児童福祉事業などできめの細かい福祉サービスにつながっていくのではないのでしょうか。もちろん、教育、医療、農、商、工などのさまざまな施策のタイムリーで継続的な事業の充実にもつながるのではないのでしょうか。

その結果、まちづくり総合計画の中にもある「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」という将来像に近づいて、豪雪地域にあってもずっと住んでいたいまち新庄の基盤になるのではないのでしょうか。少し飛躍し過ぎかもしれませんが、もしこのような体制づくりが実現すれば、わざわざ事業担当の職員が人口減少抑制対策や定住促進対策などの構築に頭を悩ませる必要もなくなるのではないのでしょうか。

そこで、それぞれの分野で仕事量の適正な基準みたいなものはあるのでしょうか。仮に、個人の仕事量のキャパシティを超えるような状況が見られた場合には、今までどのような対応をしてきたのでしょうか。そもそも日々雇用職員、嘱託職員などの非正規職員、指定管理職員を含めての現在の人員数で、今のような多様化する社会ニーズへの対応、国の新しい政策に伴う事業への対応など増加し続ける業務をこなせると考えているのでしょうか。

そして、職員一人一人が高いモチベーションを持って職務を遂行できるようにするためにどのような体制をとっているのか。また、職員研修のほかにどのような育成システムをとっているのか。市長の考えを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、全国的にも少子高齢化が進み、そして人口減少など社会環境が大きく変化している中で、住民のニーズは多様化し、国と地方との関係では地方分権が一層進むなど、これからの行政需要と課題に対応するためには、職員一人一人の能力をさらに引き伸ばすことでより効率的、効果的に行政運営を行うことが極めて重要になっているところであります。

このような社会の変化、時代の変化を機敏にかつ的確に捉え対応できる人材は、まさに必要となるところであり、人材をいかに育てるか、そして個々の職員が能力を十分に発揮できる職場体制、人事管理、職員研修を含めた人材育成システムやこれらを支える職員間の良好なコミュニケーションの形成などに取り組んでいくところであります。

まず、組織の基礎となる人材の育成に関しては、平成22年に新庄市人材育成基本方針を策定し、「市民とつなぐ 未来へつなぐ 成長につなぐ」を全ての職員が共通して持つべき基本的な姿勢や意識、目指すべき職員像の三本の柱に据えております。さらに、職員には、時代の変化を読み未来を切り開くための創造力、洞察力、個性力、自立力、一人一人の力を結集し全体の力が発揮できる組織力の5つを職員が身につける必要がある、求められる力と示しております。

人材育成の方法といたしましては、人を育てる環境づくりと職員研修の充実、多様化の2つを重点項目としております。

1つ目の人を育てる環境づくりでは、人を育てる職場環境に重点を置き、上司が部下に教え育てる、先輩が後輩に教える、そして、人間関係と信頼関係づくりを含めたOJTを全職場で推進していきます。このOJTは、組織や先輩が培ってきた即戦力となるノウハウやその組織の実践的な知識、技術のみならず、組織としての価値観、思考様式、そして具体的な行動までもが継承することができるため、職員の業務遂行能力を高めるのに非常に有効な手段と考えております。

さらに、限られた職員で行政需要をこなし、新たな事業にも対応し、最大の効果を上げていくため、人を育てる人事管理にも力を入れております。職員一人一人の意欲の向上を図りつつ、強みを生かし、職員のキャリア形成過程に応じた適切な人材育成と能力開発を行い、組織力を

高めていく適材適所の配置を行っております。

2つ目の職員研修の充実、多様化について、昨年度は新規採用職員から管理監督者までそれぞれの階層別に応じた研修や行政課題研修、政策提案能力向上研修などの専門研修をあわせて行い、職員が常に向上心を持ち主体的に意欲を出すことで個々の能力開発につなげていくよう研修の充実に力を入れております。人材育成を進めるに当たっては、各職員、管理監督者、人事研修担当者の役割を明確にしながら、推進体制の強化を図ってまいります。

また、各課ではさまざまな業務を所管し、限られた人員の中で対応しておりますが、職員一人一人が効果的に業務を進めるためには、タイムマネジメントを含めた自己管理が重要となります。それでも業務の配分に問題がある場合には、管理職や室長の判断で業務の配分を見直しているところであります。

本市の職員数については、職員の採用は定員管理計画に基づいて進めており、本年4月1日現在の職員数は276名であります。計画値と比べ4名の減となっております。少子高齢化など社会環境の変化はもちろんですが、看護師養成所の開設準備、道の駅構想など業務も多種多様化していることから、業務の増に対応した職員配置を行っていきたいと考えております。

これまでも行政を取り巻く環境が大きく変化してきたように、未来の変化を予測し、機を捉えて即行動する。それには技術、知識の数はもちろんですが、職員一人一人のモチベーションがキーになると考えます。OJT研修、職場外研修など自分を振り返る時間を持ち自己啓発すること、人材育成に主眼を置いた管理監督者、職員の期首、期末などの面談、そして人事異動による能力と意欲の向上と組織強化を含め新たな行政需要を見据えた人材育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） かなり積極的にやっているという全体的な答弁だったと思います。再確認をさせていただきます。

人材育成基本方針を策定するための職員の意識調査というのをやって、私は非常にあれを評価しているんですが、平成20年にやったわけですね。今、平成30年。非常に有効な調査だと私は認識しているので、10年もの間どういうふうに関員の意識を把握してきたのか、それは聞かせていただきたいと思います。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 平成22年3月に人材育成基本方針を策定しておりますけれども、それを策定する際の基礎資料としまして全職員を対象にしましたアンケートを実施してから10年たったということでございます。それまでの間の意識調査としましては、アンケートという形では実施してこなかったんですけども、人材育成推進委員会という庁内の組織がありますけれども、その中で委員の中から職場の雰囲気等も含めて聞き取りをしてきたということでもあります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） アンケートはしなかったけれども、意識の調査は別の形でやってきたということですよ。アンケート調査をしなかったけれども、別の形でやってきたということですよ。

ここにアンケートの結果があるんですけども、非常に興味深いというか、本当に職員の意識、ほぼこういう気持ちでお仕事なさっているんだろうなというのがよくわかります。今後こういうアンケート、意識調査を私は3年から5年、お忙しいでしょうから毎年というわけにはいかないでしょうから、これは実施する価値が

あるのではないかと私は思いますけれども、いかがですか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 今回の研修計画のもとになっているのが人材育成基本方針であります。その下に後期推進プランという計画がございまして、それが平成32年度までの計画という兼ね合いも含めまして、時期を見ながら意向調査、アンケートについては実施して計画に反映させていきたいと考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そうですね。職員の思いというのは、恐らくいろんな思いで仕事をなさっていると思います。やはりその思いはどこにつながっていったらほしいかという、市民の福祉の向上のためという1点に集中してほしいわけです。ぜひ意向調査、意識調査を定期的にとりか、していただいて、職員の思いを把握していただければと思います。

次に、先ほど仕事量のキャパシティを超えてしまった場合というか、そういうケースがあるのかどうか。もしあった場合、どういうふうにして対応するのか。その辺を答えていただけないかと思うので、済みませんが。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 現在、市の各課でさまざまな業務をこなしているわけですが、その中で限られた人員でやるというのもある意味行革の流れかと感じています。実際、一時的に業務の量がふえるという場合もあるかを感じておりますし、その際に一人一人のスキルを上げることが解決する手法の1つであると考えております。

例えば、自己管理の部分で、タイムマネジメントについての自己管理を進めていく必要があ

りますし、その部分については今年度研修を新たに実施していきたいと考えております。

それでも、業務の配分に問題がある場合については、室長または課長が直接業務の配分を変えて、年度中であっても変えて対応しているところでもあります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そうですね。こうでなければいけないと決めないで柔軟に対応していただければ、やはりメンタルヘルスの点でも、病院に行かなければいけない職員も少なくなるでしょうし、ぜひその辺を充実させていただければと思います。

先ほど職員研修の答弁もありましたけれども、職員研修のほうに移りたいと思います。

平成30年度では、予算が通った金額は職員研修事業費360万円ほど、前年より45万円もふえていますよね。非常にいいと思うんですけども。

以前私たちが職員研修について視察をしてきた北海道のニセコ町というところが、御存じだと思いますけれども、あるんですが、ニセコ町にこの間お電話して聞いてみました。職員研修費というのではないんですけども、職員厚生研修費、約1,200万円ついています。正確には1,198万3,000円でございます。ただ、厚生と入っていますので、これは多分職員の健診のあれだと思っております。それが200万円ぐらいですから、それを差し引いたとしても1,000万円近くは予算をつけています。正規の職員ですけども、職員数が何人いるかという、90人に満たないんですね。80数人。

新庄市は287名とこの間総務課から出していたいただきましたけれども、287名で昨年より45万円もアップして365万円。金額の多寡ではないと以前言われたこともありますけれども、これだけ違うと金額の多寡ではないという答弁も大

分色あせてしまうのではないかと。なぜこんなに違う予算なんだろうかとすごく不思議なんですけれども、聞いてほしいのは、感想は後で聞きますから。

ニセコ町の内容は、主に職場外研修、先ほどOJTと言っていましたけれども、職場外の研修が多いと。OJTは当たり前の話だと。自治大学校がありますよね、立川に。非常に予算もかかるので、そこは隔年で1名ずつ入校させていると。なぜか。必要だからだそうです。それに係る経費、あとは市町村アカデミーのさまざまな専門的な研修、プラス職員が町の課題を解決するためにこういうところで専門的な知識を得たい、こういう研修がある、そういうものに参加させています。もちろん、オーディションとか選別はするんでしょうけれども、それぐらい真剣にやっていると。

何でこんなに研修費をかけてそんなにやるんだと。国、あちらは道ですから、そういう職員の方々がちんこで渡り合えるぐらいの実力をつけなければ大変だからと言うんですね。だから、みんな真剣にやるんだそうです。弊害もある。何かというと、日常の業務を87人プラス非常勤の職員で回していますから、日常の業務に支障を来すような事態が起きる場合があるので、その辺が非常に厳しいと。でも、みんな向上心、新庄市でも8割の方々が向上したいと言っているんですから、職員みんなが支え合って研修していってもらって、それで帰ってきてその知識をバックしてもらって、みんなで市民の福祉向上のために貢献したいんだと、その意識がしっかりしているんですよ。

この予算360万円とニセコ町のほぼ1,000万円、職員もこちらは3倍多いと。この予算で大丈夫ですか。どう感じますか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 予算の額についての部分の兼

ね合いでございますけれども、新庄市では、研修の内容についても内部講師の育成という点にも力を入れているところです。その視点としましては、講師になる人が、例えばOJTの内部講師とか公務員理念の内部講師とかの研修に行ってもらっているんですが、その行った人のそもそも研修になる視点と同じ顔の見える職員が仕事を語るということで、また違う味が出てくるのかとも感じているところです。

あと、例えば、今新庄市で力を入れているアカデミーへの派遣なんですけれども、これについては、交通費は実費でかかるんですが、派遣しても経費がかからないというメリットもありまして、ここのほうに往復の交通費ということでアカデミーを中心に派遣研修を行っているところがございます。

また、電通のほうの派遣も、異種業種の中で1年間を通して全く違う物の見方とか切り口とか物の伝え方という部分を、民間企業の1年間の研修を通して学んできているのも実態かとも感じています。その職員が帰ってきて、ほかの若手の職員の見本になっている部分もありますので、そういう意味からすると一定の効果が出ているかと感じているところです。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 内部講師ということで、あと市町村アカデミーにも送っているし、電通の研修をしているということですね。

実際、電通に1年間行ってきた職員の方々から伺ったりすると、本気でよかったと。「今後どうなの、役に立つの」と言ったら、「恐らく役に立つ」と目を輝かせて言っていましたからね。かなりの威力はあるんだと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、金額の多寡ではないけれども、片や1,000万円、80数人の職員で1,000万円をかけている。287名で360万円で本当に足りるのかと本当に心配しま

す。ただ、なかなかそういうところに予算をかけるというのは、市民の方に納得していただけるかどうかというのも難しいところがあると思いますけれども、それはよくよく考えてみれば、市民の福祉向上につながってくるのは間違いないことだと思えますよ。ぜひそういう方向をもってやっていただければと思います。

では、今度は人員管理、定員管理の部分を質問したいと思います。

先ほど答弁いただいたんですけれども、本当に今の人員で大丈夫ですか。もう一度確認させていただきます。さまざまな仕事がふえていることは、お感じになっていることだと思いますけれども、本当に大丈夫なのかということ。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 議員御指摘のとおり、少子高齢化が進んでいるとか、そこも含めて社会環境が変化しているということもありまして、業務量は確かにふえているとは感じております。

今現在、限られた人数の中で業務をこなすということも、ある意味市民から求められているのかということも感じておりますし、実際、1月に各課長から業務量の聞き取りをしながら人事異動も行っている点もあります。また、業務全体の効率を上げるには、一人一人のスキルを上げる必要もありますし、そのほか、今後業務量がふえる部分について、その部署については人員の増も含めて対応していく必要があると考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） とにかく生き生きと働いていただければ、そういう環境をつくっていただければ、新庄市政は非常に生き生きとしてくるのではないかと思いますので、ぜひその辺も考えながらやっていただきたいと思えます。

平成21年から平成30年度までの10年間で105

名の採用がありましたよね。男性が61名、女性が44名、それはいいんです。実力とポテンシャルを判断して採用した。いいと思います。ただ、その中で5名の方が途中でやめていますね。採用してから3年以内が4名いますよね。これをどういうふうに把握しているか。せっかくいい人材を獲得できたのに、パーセンテージにしては大したことはないと思うんですけれども、毎年こういう職員が出てくるというのは、どういうふうに把握しているか。何か対策みたいなことも答えていただけますか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 この10年間で105名採用している中で5名の退職、うち3年以内の退職が4名ということでございますけれども、一般的数字から比べれば定着率は高いか感じております。しかしながら、さまざま研修を組んで職場で育てていた中で市から離れていくというのは、担当部署としては非常に残念な思いがあるところであります。

この部分の改善ということが、市役所全体の効率を上げる部分でもあります点も踏まえて、働きやすい環境づくり、定着しやすい上司とかの関係も含めて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 本当に働きやすい環境をつくっていただきたいと思えます。

あと確認をもう一つ。コンプライアンスの研修、教育というのは、どういうふうにやっているかを確認したいと思えます。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 コンプライアンスの部分でございますけれども、まず新規採用職員については、採用前の事前研修、採用後の研修において

公務員倫理も含めて制度全体の公務員の義務も含めて研修を行っておりますし、そのほかの職員についても昇格時にコンプライアンスの確認、危機管理の確認も含めて研修を行っているというところでもあります。

また、この部分の内部講師の育成ということで、指導者研修に今派遣して内部、庁舎内で新たに研修する体制を組んでいきたいと考えておりますし、また、定例課長会を通して機会あるごとに全職員に周知しているところでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 全体の奉仕者ですよ、公務員って。私も含めて。コンプライアンスという部分は、何かの本で見ましたけれども、公務員と民間のコンプライアンスというのは違うんだそうです。私も気をつけながら頑張りたいと思います。

それと、労働安全衛生委員会、前の一般質問で質問させていただいた際には、年に二、三度開催していたという答弁でした。それは違法でしょうと。法は毎月開催と書いてありましたよね。今はどういう状態ですか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 今現在、毎月開催しているところです。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ありがとうございます。毎月開催で、具体的にもしお答えいただけるのであれば、どのような問題、課題、そういうものが出されてどう対応したのか、その辺を聞かせてもらえれば。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 毎月開催しているところでござ

いますけれども、年度初めに1年間のスケジュールを組んで進めているところであります。

具体的な項目としては、健診の結果が出たときには産業医の先生のアドバイスとか、インフルエンザの時期であればその対策、各月においては、職場を巡視して職場環境の確認を行っておりますし、メンタルヘルスについての意見交換なども行っております。そして、その結果でありますけれども、インフルエンザ対策については消毒液を置くとか、照明関係が暗いところについては照明の交換を行っておりますし、メンタルヘルス関係では全体の研修を行うなど取り組みを行っているところです。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） しつこいほどに何でもかんでも聞くんだと思われるかもしれませんが、本当に健康な状態で思い切り仕事をさせていただきたいんですよ、要は。そこだけです。ぜひ小さなところからというか、何か気づいたところからいろいろ対処していただいて、よりいい職場にさせていただけないかと思うわけでございます。

これで質問を終わらせていただきますけれども、職員の皆さん、ぜひ採用されたころの初心を忘れず、自然豊かで歴史と文化の薫り高いこの新庄市をよりよい未来に牽引していく力を存分に発揮していただきたいという願いを込めまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、明日6月13日水曜日、午前10時より

本会議を開きますので、御参集願います。
大変御苦勞さまでございました。

午後 2 時 2 5 分 散会

平成30年6月定例会会議録（第3号）

平成30年6月13日 水曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	叶内敏彦
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第3号）

平成30年6月13日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問
1番 小嶋富弥 議員
2番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成30年6月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 医療的ケア児について 2. ふるさと納税について 3. 学校教育について	市 長 教 育 長
2	佐 藤 悦 子	1. 移動手段の確保対策強化について 2. 紙おむつの支給対象の拡大について 3. 市営の共同墓地をつくることについて 4. 子育て支援充実について 5. 過労死させた会社への職員研修問題について	市 長 教 育 長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は2名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

小嶋富弥議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に小嶋富弥君。

（17番小嶋富弥議員登壇）

17番（小嶋富弥議員） 改めて、おはようございます。

6月定例議会一般質問2日目の質問に立ちます議席番号17番、起新の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

さて、先般、新庄市議会の第12回議会報告会を行いました。3班編制でそれぞれ3日間、9カ所にて開催いたしました。自分はB班としてわくわく新庄、栄町公民館、仁田山公民館に参りました。それぞれの会場で市民の方々の声として感じたことはたくさんあります。その1つといたしまして、市の職員が住まいする会場に近いのかわかりませんが、就業後にもかかわらずこの議会報告会に参加してくれました。終わ

りの会場整理までお手伝いをしていただき大変ありがたかったとともに、市民の皆さんの声を我々議員と一緒に聞き、よりよいまちづくりの意欲のあらわれと強く感じた次第でございます。これらの積み重ねが協働のまちづくりにつながるものと強く思いました。

それでは、通告に従いましてお尋ねいたします。

まず初めに、医療的ケア児についての質問であります。

日本の小児医療は、世界のトップレベルにあります。一昔前の日本であれば救われなかったであろう命が、現在の日本では救われる可能性が高くなりました。それは大変喜ばしいことではありますが、新生児集中治療室NICUに長期入院した後、引き続き人工呼吸器を使用し、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害を持つ子供、重症心身障害児と認定される数が年々増加し、全国で1万7,000人と推定されております。このような現状は、小児医療のジレンマとも言われているそうです。

これらの最も大きな問題は、救われた医療的ケアのある命の行き場所が大変だということです。医療的ケアのある障害児は、生まれたばかりのときは病院で過ごしますが、ずっとそこにいることはできません。自宅に帰っても保護者のお父さん、お母さんは生活を支えなければなりません。もちろん、その子の兄弟等がいればその方々の面倒を当然見なければなりません。まさに、保護者は壮絶な生活が現実としてあります。小児医療は我が国は世界のトップクラスと言われていますが、重い障害児のその後の支援体制はとても不足しております。全国的に地域医療的ケア児の支援体制が求められるのであります。

平成24年、重症心身障害児と家族を支援する制度が児童福祉法のもとに改正されました。社会の重症心身障害児に対する理解はなかなか深

まっております。各自治体においては、これらについて把握されていないのが実情とも言われております。そこで、これらにおける医療的ケア児についての新庄市としてのお考えをお伺いいたします。

次に、発言事項のふるさと納税についてお尋ねをいたします。

総務省の寄附金、納税返礼品の見直しにより、新庄市の今年度の収入としての寄附金の予算を大きく減額いたしました。申すまでもなく、ふるさと納税制度は、自治体の伝統工芸品、農産物等のPR、そして地場産業の振興に寄与し、行政の財源確保に有効な手段でもあります。それだけに行政の企画、知恵比べが勝負の分かれ目でもあります。

今、総務省の返礼品の見直しに伴って、新たな財源確保の対策として、使い道を明確にして資金を募るGCF、ガバメントクラウドファンディングを活用した展開が広がっております。これは、ふるさと納税のようなポータルサイトも発掘する新たなふるさと納税の方向性であり、これは、ふるさと納税の本来の趣旨とも合致しており、規制のリスクもなく、根づくことが期待されております。

そこで、お聞きいたします。昨年平成29年度のふるさと納税の当市における総金額と昨年とことし4・5月までの寄附金の数字、そして、今私が申し上げましたガバメントクラウドファンディングについてお伺いいたします。

次に、発言事項3番目の学校教育について質問をさせていただきます。

初めに、県の公立高校入試採点ミスについての質問であります。これらについて、4月9日、県の教育委員会は、県内52校の調査結果を公表し、全体の6割を超える34校で計253件のミスがあったと明らかにいたしました。6月4日の県教育委員会によりますと、平成16年度には45

校、507件、482人、平成17年度は44校、439件、414人に採点のミスが調査によって判明との報告が新聞で報道されました。

また、これとあわせて、ミスの原因を踏まえ、再発防止策9項目の素案を示しました。その素案をもとに、学識経験者ら6人からなる第三者委員会が再発防止策を検討し7月中に提言をまとめ、これを受け、県の教育委員会では、秋ごろを目安にして採点マニュアルを完成することでありました。

そこでであります。このようなことは、中学生の受験生にとっては、間違った結果が人生を左右しかねない影響がある可能性があるわけです。これらについて、本市の受験生に影響があったのか、なかったのか。また、これらについて市の教育委員会の見解をお聞かせください。

次に、学校教育下における防災対策についての質問であります。

東日本大震災で津波に襲われた宮城県石巻市大川小学校で犠牲になった児童と教職員計84人のうち23人の児童の遺族が市と県に約23億円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が、4月26日仙台高裁でありました。裁判長は、学校の震災前の防災対策に不備があり市の教育委員会も指導を怠ったとして、1審より約1,000万円多い14億4,000万円の賠償を命じました。これを受けて、石巻市議会では高裁に上告の手続きをとりました。

新庄市においては、当然津波の心配はないわけですが、最近の自然災害は予想がつかえません。今回の訴訟では、現場の教員以上に校長や教育委員会が平時から適切な備えをする責任があると指摘しております。そこで、市では児童生徒を守る学校保健安全法、学校防災マニュアルはどう整備し運営を図られているのでしょうか、お聞かせください。

次に、教育についての3つ目の質問を行います。

新庄市では、義務教育課程9年間、計画的かつ継続的に教育指導を行うことにより、児童生徒一人一人に応じたきめ細かい指導ができ、そのため心身の発達に考慮した連続性のある教育課程の編成を行うとともに、中学校単位での児童生徒や教職員の連携、交流を含めた小中教育の充実をうたい、同じ敷地内に一緒に学校生活を送る施設一体型小中一貫教育を設置し、萩野学園をモデルにして整備しているのです。

そこでお尋ねいたしますことは、平成33年開校を目指している明倫学区義務教育学校基本設計案の3階の平面図に示されているところのトイレ、水回りが、5・6・7・8・9年生の高学年の児童生徒が使用することに対して、現場の教育者、保護者からこれでは不足ではないかとのとてもとても心配する声が多く聞こえています。地域、現場の声をよく聞く寛容性が必要ではないのでしょうか。これらについての考えをお聞かせいただけます。

以上、私が通告いたしました質問であります。どうぞよろしくお答えをいただきたいと思ます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、医療的ケア児についてであります。市では、保健師による新生児や乳児の全戸訪問指導、乳幼児健診などを通じて母子の健康状態の把握、育児支援や障害の早期発見と支援に努めております。特に、低体重で生まれた新生児集中治療やNICUの入院治療を受けたお子さんについては、低体重児出生届出を受け医療機関と連携した相談支援を行っております。

現在、日常生活において医療的ケアが必要なため福祉サービスを利用している医療的ケア児は、4名となっております。新庄市障がい福祉

計画においては、医療的ケア児の支援のあり方について、関係機関による協議の場を平成30年度末まで設置し、医療的ケアが必要なお子さんの全体的な把握を行い、障害児支援体制の整備を図ることとしております。

母子保健事業におきましても、今年度より開設した子育て世代包括支援センターを軸とした、妊娠期から子育て世代にわたる医療機関や子育て福祉機関と連携した支援の充実に努めてまいります。

次に、ふるさと納税についての質問ですが、本市における寄附金の現状であります。平成28年度の寄附件数は5万4,582件、寄附額は6億8,126万3,382円、平成29年度は4万7,377件、7億3,673万9,454円と寄附額は着実に伸びてまいりました。

特に、平成29年度におきましては、前半は当初の目標でありました10億円に届く勢いで推移いたしました。4月1日付で資産性の高いものや価格が高価なものについて見直しを行い、返礼割合が高いものは3割以下にすることなどを内容とする総務大臣通知があり、この通知に基づき、高価な返礼品3品目については6月29日に取り扱いを中止し、10月末までに返礼割合を3割以下に見直しを行いました。その後、11月以降は、前年同月比の約3分の1と大きく落ち込みましたが、12月に首都圏を中心とする集中的な広報戦略、ダイレクトメールやウェブサイトへの出稿、さらには寄附者への新たなパンフレットや寄附活用事業報告書の送付などを行ったところ、12月の寄附額は前年同月比の2分の1まで持ち直すなどの効果もあり、最終的には寄附額で前年度より上回ることができましたことは、大きな成果だと考えております。

今年度に入ってから寄附額の状況は、4月と5月の寄附件数は1,335件、寄附金2,346万円と寄附件数は10分の1、寄附額では5分の1という状況となっております。寄附額の大幅な減

少については想定しており、ことし4月からふるさとチョイス、ふるさとぶらすに新たにさとふるを加え、3つのポータルサイトを活用してマルチチャンネル化を推進しております。

また、クレジットカードでの支払い、郵便振替や現金書留での支払いのほか、今年度からコンビニ決済や携帯決済などマルチペイメント化を実施し、寄附者が寄附しやすい環境を整備したところであり、さとふるにつきましては着実に寄附額が増加しているところでございます。

今後は、他自治体の状況を注視しながら、新たな返礼品目の開発や寄附者とのコミュニケーション強化、メディア戦略の強化などの取り組みを行っていくことで、新庄を応援する寄附者をふやしてまいりたいと考えております。

次に、ガバメントクラウドファンディングについてでございますが、ガバメントクラウドファンディングは、お礼品とは別の視点で応援したい事業によって寄附の獲得を目指す手法で、国も推奨しております。現在、大変注目を集めている事業で、新庄とはこういうことに取り組んでいる地域だということを全国的に発信できるPR効果があり、今までとは違った寄附者層を取り込むことが期待されます。

また、今年度、市民団体活動支援育成支援補助金を新設しており、市内で活動している団体に対し自主的かつ自発的に行う公益性のある事業や町のにぎわいを創出する事業を行うことを補助対象に、寄附金活用事業としてガバメントクラウドファンディングを活用しながら新しい寄附者の獲得と寄附金の増額に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以下につきましては、教育長より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 初めに、県の公立高校入試における採点ミスについて、本市の受験生に影響が

なかったかとの質問についてお答えします。

この3月、県は、公立高校入試において全日制県立高1校で採点ミスがあり、本来は合格とすべき1人が不合格になっているためその生徒を追加合格したと発表しました。また、追加調査により合計253件、採点ミスがあった生徒は242人に及んだことがわかりました。県は、入学選抜制度の根幹を揺るがす重大なミスであり、心からおわびをすると陳謝しております。

本市の受験生における影響ですが、県に合否に影響があった1名の生徒については、地区名を含めて公表しておりませんが、本市の小中学校・義務教育学校においては、児童生徒に影響しているということは特にないと報告を受けております。ただ、一部ですが、これから受ける生徒の中で、不合格になった場合採点ミスではないかと不安の声があるということも出ております。

教育委員会としましては、小中学校の児童生徒の成績処理や評価については、これまでどおり慎重に正確に進めて、学校教育の信頼を築いていくことを指導してまいります。また、県の再発防止のための取り組みや今後の高校入試の動向を注視していくとともに、高校入試で記述式問題の削減やマークシート方式の導入がなされた場合でも受験生が対応できるように生徒・保護者に説明を行うなど、不安が生じないよう受験生に寄り添った指導をしていきたいと考えております。

次に、市内の学校において学校防災マニュアルはどのように整備、運用が図られているかという質問についてお答えをします。

学校保健安全法では、安全の確保を図るため、学校や地域の実情に応じて危険発生時において職員のとる内容、手順を定めた危険発生時対処要領を作成しなければならないと規定されております。

市内の全校ではマニュアルを作成し、緊急時

の連絡体制、職員の役割分担、行動マニュアルを盛り込み、いざという時のために備えております。さらに、未然防止の取り組みや避難訓練の計画も立て、共通理解を図るために定期的に確認したり、見直しをしたりしております。

このたびの大川小学校の問題については、市からの情報や専門家が示すデータを独自の立場から検討、危機管理マニュアルに避難経路の記載、不備があれば市教委の指摘がポイントと捉えております。子供の命を預かる学校及び教育関係者にとって大変重く受けとめなければならないと認識しております。

教育委員会としては、今後も各校のマニュアルについて危険を予測して具体的に行動できるか検討するとともに、警察や地域住民などの関係機関と連携を図りながら、安全な体制が整備されるよう進めてまいります。学校に対しましては、いろいろな機会を通し児童生徒一人一人が危険発生時に自分で判断し命を守る行動をみずからとれるように育てていくよう指導したいと考えております。

最後に、明倫学区義務教育学校基本設計案に対する御質問についてですが、明倫学区義務教育学校建設事業推進に当たっては、明倫学区の地域代表、小中学校のPTA会長及び校長、有識者などから参加いただき明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会を設置し、推進計画の協議、検討を鋭意進めてまいりました。また、各学校PTAや学校後援会などの関係団体、地域住民を含めた明倫中学校区小中一貫教育推進協議会とも同様に連携しながら推進してまいりました。

この中で、建築基本設計についても協議を重ねながら、敷地内での建物配置や建物ゾーニングを作成しています。今年度は、この建築基本設計に基づきながら具体的な計画となる建築実施設計に着手しておりますので、御意見のありましたトイレ、水回りなど設備に関する課題も

含め協議し、児童生徒の安心・安全を考え進めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

それでは、最初の質問に再質問をしたいと思っております。

市長答弁でケアの必要な子供が新庄市では4人いるということを伺いました。そうすると、新庄市では、そういうケア児の把握はなされているという理解でよろしいんですか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 医療的ケア児の把握につきまして、障害児福祉とのかかわりについて私のほうからお答えさせていただきます。

新庄市で4人今把握しているところですが、今現在、福祉とのかかわりがあるお子さん、何らかのサービスを使っているお子さん、それから病院からの情報ということで4人把握しておりますけれども、ひょっとしたらICUを出てから連携がうまくいっておらず家庭で抱えているお子さんがいる可能性はあるのかと思っております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） それについては、今後しっかりやるということによろしいですか。そういうものを把握して万全を期すというようなこと。

なぜかと申しますと、これからだんだん恐らくこういう方がふえると思うんです。そして、

救われた命のお子さんの行き場所がなくなるといふことで、ことしの2月ですか、NHKでやったんですが、非常に反響を受けまして各報道でもやっています。子供は就学になると、これは義務教育ですね。国では、義務教育なのに学校へ行ってお母さんが医療的ケアできないわけです、医療法に引っかかるわけだから。やはりそういう子供に対して、これは市でやれと言っても私は無理だと思う、はっきり言って。市ではできないんだけど、こういうものをやはり国に、こういう子供を救うということを訴えていかないと、なかなか自治体単独では無理だと思います。本当に悲惨というか、その家庭においては生活ができなくなるんですね、その子供さんがいる限り。

そういったことで、私が1つ提案申し上げたいのは、今度県立新庄病院が新しく設置されるわけですので、ぜひ今から10床か5床ぐらいそういった寝ながら、学校にも通えなくてチューブとか胃瘻とかをやっている子供さんを新しくなる県立新庄病院に、そして、学校に入ったら、ある程度の教育の方々がおいでになってそこで義務教育の教育を受けるような場所を、新庄市が率先して新しくなる病院に働きかけてもいいのではないかと私は思うんですけれども、これについてのお考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 本年3月に策定されました県立新庄病院改築整備基本計画におきましては、今後新たに改築される新庄病院については、これまで以上に地域の中核病院としまして最上地域の管内の医療ニーズに的確に対応した包括的で多様な医療サービスを提供するという形となっているところでございます。医療的ケア児を含めました障害者・障害児の医療の拡充については、今年度県立新庄病院の改築の基本設計が

なされますので、その中に十分反映されるように市としても働きかけを行っていきたいと考えているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ぜひ今からそういったものを将来を見据えたものでやっていてもらいたいと思っております。

特に、新庄市の3月定例議会において市長は、まちづくりに対して今年度は障害者に優しいまちづくりに努めますよと。これだけではないと思うんですよ。全てのいろんな障害のある方々にまちづくりを進めますよと。なるほどな、いいことをおっしゃってくれたなど。やはりそういった一環からでも、新庄市でやはり県立病院あたりに5床か10床ぐらい医療的ケア児、学校に通えない、授業を受けたいけれども受けられない、そして、その保護者が救われるようなものを率先してやってもらえば、定住人口だって新庄市は子育てに優しいまちだなと私はなると思いますので、課長のそういったものに努力するという答えを信じまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ふるさと納税、お答えいただきました。確かに全国的に厳しいですけれども、やはり今年度やり方によっては使い道の候補を変えますGCFクラウドファンディングですか。新聞を見ますと、5月8日、ふるさと納税大手、ふるさとチョイスを運営するトラストバンクという会社がセミナーを行ったとありました。このセミナーに当市の方は参加なさったんですか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 先日、5月17日に全国セミナーということでふるさとチョイスを運営するトラストバンクが運営したセミナーでございますけれども、私ども新庄市からも2名の職員が参加したところで。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 新聞で見る限りは、天童市のふるさと納税推進室の高橋さんという方が、天童市はかなりふるさと納税、集めていますけれども、制度を存続するためには、量より質を重視し新しい取り組みに挑戦していくことが必要だと訴えております。山形市の場合を見ますと、山形の有名な芋煮会の大鍋の更新2,700万円をこのGCFで集めた。非常にうまくやり方といますか、発想を切りかえているんだと。

そんなことを私から言うまでもなく、行政の方々は情報をしっかりとっていると思うんだけど、今後、新庄市ではどのような活用を考えているか、あったら教えていただきたいと思えます。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 セミナーでも話があったところなんですけれども、やはり返礼品3割になったことで大変頑張っている自治体が厳しい状況に陥っているということで、今後はお礼品よりも使い道というものに注目が集まっておりますので、新庄市としても、ガバメントクラウドファンディングにこれから取り組んでいきたいと考えております。

初めての試みでもありますので、今年度は市民団体活動支援育成支援補助金という形で、1つは団体が自主的また自発的に行う公益性のある事業に対してと、まちのにぎわいを創出する事業、この2つの部分について事業を募集してガバメントクラウドファンディングでやりたいと考えているところです。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) やる方向はわかりますけれども、具体的にはまだこれからの作業とい

うような考えで。こういうものをもう行政では考えているという案はございませんか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 昨年来さまざまな団体とこういう事業がいいのではないかという話はしてきたところですけども、具体的なことにつきましても、これからということになります。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) はや6月ですね。スピードアップしてやらないと、事業展開ががたんと落ちて。これは財源としても非常に有効な手段ですね。それは私が言うまでもなく認識していると思うんですけども。

何を私は言いたいかというと、行政の役目といたしましては、地域の経済の活性化の配慮がとてども大事ではないんですかという観点から申し上げておりますので、やはりなかなか決算とかになると未収金という問題でうーん、と言うんですけども、この億という金は自治体にとってはすごく使いがたいというか、使い道ははっきりして使うんでしょけれども、大きな金額なんですね。やはりそういった意味でひとつ、重要事業の1つと私は捉えてもいいと思えます、ふるさと納税のやり方の方法で。ぜひスピード感を持って、皆さん優秀なスタッフですので、市の職員は。ぜひひとつ、例えば新庄まつりに向けてあれすとかいろんな方法はあると思うんですけども、やはりスピード感を持ってやって、さらなる努力ですよ。努力していないと決して言いません。さらなる努力をしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、学校教育について再質問したいと思えます。

今、教育長におっしゃっていただきまして、採点ミスによって新庄市に影響はあったか、なかったかと誰しも心配するところですけども、

新庄市ではそういう合否に関することはなかったということでもよかったと安心しております。

やはり、これから今度受験する受験生、保護者も不安ですね、心理的に。そういうものをなくすようにしっかりと教育委員会でも指導するというようなことなんですけれども、これはどういった形でそういったものを教育委員会の意思としてお伝えする、どんな方法でお伝えするんでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

小野周一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 採点ミス等については、県のほうでの報道等もありますように、保護者も大変関心を持っているのかと感じているところです。県の方向を注視しながらも、やはり不安を生じさせないということで、学校に対しては校長会、場合によっては文書等もあるのかと考えております。今のところ、まだ年度初め、夏前ですので、大きな問い合わせ等もないんですが、恐らく夏休み明け、受験が近くなってくると、またいろいろ影響、反応もあるのかと思っておりますので、そのあたりの声も聞いていきたいと考えているところです。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。ぜひひとつ御尽力をお願いしたいと思います。

防災に対するお答えもいただきました。これはマニュアルはあると。なお、命を守るために再検討するというようなことでございますけれども、南海トラフという今非常に向こうのほうでは心配になって、四国の海方の学校なんですけれども、避難訓練を年間15回やるというようなことです。年間15回ということは、毎月やってそのほかにやるというように備えております。

当市の場合は、避難訓練を定期的に行っていると今お答えいただきましたけれども、どのような回数でどのような内容ですか。市の防災訓練

のときは、私どもも参加してよく見るんですけども、そのほかはなかなか見る機会がございません。そういった意味で、今この裁判の判決を見ますと、学校の校長先生や現場の先生だけに押しつけては非現実的だと。学校に期待される役割は近年ふえ続けており、先生方は長時間労働を強いられていると。自治体の首長、部局、専門家、地域が一体となって学校をサポートすることが欠かせないよというような、これは新聞の記事から私もなるほどと思っていたところでございますので、避難訓練の実態、現状をもしわかれば教えてもらいたいと思います。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

小野周一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 避難訓練におきましては、各学校では2回から5回という形で年間の計画を組んでおります。ただ、内容については、防災もあるんですが、火災と地震がほとんどなんですが、その他不審者の対応とかということもあるようです。

以上でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 津波はないですけども、何が起きるかわからないと。かつては大阪ですか、池田小学校で侵入して児童生徒がかなり死傷したと。それから、学校の管理が厳しくなっていて、学校に行くときにも施錠しているものだからブザーを押して、いいですよと言われないうえに入れないような状態で、なかなか学校にも行きづらくなった。安全から考えれば、これはやむを得ないでしょうけれども。そういった問題もいろいろ、時代と申しますか、新幹線の中でやられるような時代ですから、本当に怖い時代になっていますね。ましてや児童生徒を守る、先ほども申し上げましたけれども、校長先生や先生だけ、現場に押しつけてもいかなものかと思う部分もありますけれども、その辺はやは

り地域としてしっかりみんなで守って貰ってもらうようにひとつ教育委員会のほうも御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、教育の3番目の学校のトイレについてお伺いします。

学校建設の基本方針は、心身の発達段階に応じた小中の継続的な教育環境を実現するために、学年ブロックの明確化や興味関心の喚起、異学年交流促進、ふるさと学習の推進などに配慮した、次代を担う新庄っ子を育む明るい健やかな学び舎をつくり出すというようなコンセプトなんです。

この平面図を見ますと、2階、3階で、2階は1・2・3・4ですね。その上は5・6・7・8・9と。すると、生理的にも違ってくると思うんです。2階と3階の平面図を見ますと、同じ配置なんです。文科省あたりがこれが基準だよみたいなことで恐らく、私どもよりプロですから、なっていると思うんですけども、現場の声を聞くと、上級生の女子の方々がやはり生理的にも1・2・3・4と違うよと。とても現場の方々からも、保護者からも、これでいいのかと。やはりせめてゆっくりした環境であるべきでないですかという声があるんです。私どもも最初に示されたときに、ほかの議員の方も、ええ、これはちょっと狭いんじゃないかという声も確かにあったと思うんです。

この計画の中を見ますと、成長過程に対する建築的な考え方とあるんですね。そうすると、成長に応じてみんなが使いやすい学習環境の整備へとうたわれています。発育段階の体格の違いへの対応、家具、水回りの適切な高さです。あとは窓とか。これから考えましても、教育長は、これから建築の部門に諮って相談するというようなお答えでしたので、そこにある部分では委ねる部分もあると思うんですけれども、恐らくそこには現場の校長先生も入っていますので、現場の校長先生から言われているわけで

すからその辺の市としてのを、私も未熟ながら市民の負託を受けた議員で地元の声を聞いている議員としてぜひしてもらいたい、環境を整えてもらいたいという見識はあるし、私だけではなくて私どもを含めた学区の議員の皆さんも同じ思いだと思うんです。そういった意味からこのトイレに関する、もう一度市のほうのお考えをひとつお聞きしたいと思いますので、よろしくお伺いします。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 御指摘のとおり、基本設計におけるトイレの便器の数ですが、文科省等の基準をクリアした形での数になっております。しかしながら、御指摘のとおり学校現場、そして保護者の皆様から御指摘やら御心配やら、3階のほうに足りないのではないかという御心配をいただいております。

実際に、これから実施設計を行っていくわけなんです、その段階で、先ほども申し上げましたとおり、策定委員会の検討を重ねながら実施設計を固めていくこととなりますが、その策定委員会におきまして、基本的にはその部分について増設できるのではないかという視点のもとに検討を進めさせていただきたいと思うので、よろしくお伺いいたします。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 真摯な答えを得たと思っております。ぜひ、つくってからだめだったというようなこともないように、今の段階からひとつぜひ、地域の皆さん、子供の健全育成が一番だということですので、ぜひ実施の方向に向かっていただきたいと思います。強く思いまして、終わりますけれども。

最後に、私は3月予算委員会の中で、議員が

一般質問をするときに何を言っているかわからないということで何か見ている市民の方々になりませんかと言ったら、今定例議会から議員が一般質問の、詳しくではないですけども、こういって質問するということを取り入れていただきました。本当に良かったということですが、私が言ったから良かったのではなくて、この映像を見ている市民の方々にとって良かったなという思いです。私の知っている方も、おお、新庄市、見たけれども今度良かったな、わかりやすくなったよというようなことを評価をいただきましたので、これをつけ加えさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございます。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1番(佐藤悦子議員) 新庄市の日本共産党を代表して一般質問を申し上げます。

最初に、移動手段の確保対策の強化について質問いたします。

①として、公共交通であるバスや鉄道の利用者が減る傾向にあります。これが廃止の方向に向かうことになれば、交通弱者の拡大につながってまいります。公共交通の利用拡大を図る対策が行政として大変重要だと思います。そのた

めに、高齢者や障害者への無料パス、あるいは回数券の交付を行って利用拡大を図ることはどう考えているでしょうか、お聞きします。

②として、タクシー券の拡充のことについてです。今年度タクシー券を乗車ごとに1枚だけではなくて複数枚使えるようにしたということをお聞きしました。利用した方からは、大変使いやすくなったと喜ばれております。担当職員の頑張りに感謝いたします。

公共交通を使えない方へのタクシー券の助成の拡充をどう考えているかお聞きします。障害者手帳3級・4級の方にタクシー券助成の拡充、そして高齢者へタクシー券助成を行うということについては、どのようにお考えでしょうか。

舟形町では、80歳以上の方に月2枚、タクシー券の基本料金分の利用券を交付して支援しています。東根市は、運転免許証のない世帯の70歳以上の方には500円タクシー券利用券を年30枚も交付しています。新庄市でもタクシー券の助成を拡充してはいかがでしょうか。

③として、デマンド型乗り合いタクシーの運行をどう考えておられるでしょうか。舟形町は、町内便は片道300円で運行しています。新庄市でも参考にして一日も早く実施に向かっただきたいと思いますが、どうでしょうか。

④として、運転免許証を返上した方にタクシー券やバスの利用券の補助はいかがでしょうか。県内を調べてみたら、31市町村が取り組んでいます。やっていないのは当市だけというような、ほぼこれに近い状態です。新庄市でもやる必要があるのではないのでしょうか。

大きな2つ目の質問は、紙おむつの支給対象の拡大についてお聞きします。

新庄市では、介護度3以上の方へ紙おむつ支給としております。しかし、介護度はそれよりも低いだけでも、常時失禁の心配があるという方が使用しておられます。特に、低所得世帯の場合は、食べる物を削って紙おむつの経費

に充てているとお聞きしております。対象拡大が検討されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3つ目の質問は、市営の共同墓地をつくることについてです。

家や個人のお墓にこだわらず、宗教を問わず、本人や関係者の希望があれば負担ができるだけ低額の管理料で埋葬させてもらえるよう市営の共同墓地を市民が利用できるよう整備してはいかがでしょうか。現在、身寄りもないとか、お金もないという方がふえています。こうした方々のために当市でも検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

大きな4つ目の質問は、子育て支援の充実についてです。

憲法第26条は、全ての国民の教育を受ける権利を保障し、義務教育の無償を明記しています。しかし、実際には、無償の内容は授業料を徴収しないことと教科書の無償交付にとどまっています。

文部科学省の平成26年度の子供の学習費調査では、1年間で公立で小学校は約10万円、中学校は17万円程度平均的に徴収されています。そのほか学校外活動費などで小学校は年約22万円、中学校は約31万円、父母の負担になっています。貧困家庭の子供は、参加したくても途中でやめざるを得ないケースも見られ、スポーツや文化を享受する権利が剝奪されています。義務教育は完全に無償でなければならないし、スポーツや芸術活動への参加も無償で参加できる機会を地域を単位に積極的につくり出していく必要はあると思うんです。

そう考えながら、①の質問として、就学援助金の入学準備金の金額が、去年から約2倍にふえたと聞きました。これは必要経費に近づいており、まだ足りないんですけども、それでも近づいており、子育て支援として評価するものです。さらに、支給日を入学前にできるよう改

善を図れないでしょうか。真室川町では、今年度予算化したそうです。来年度の新入生から入学前に支給することになりました。新庄市でもできるのではないのでしょうか。

②として、小中学校の給食費の無料化と一部助成が広がっているということについてです。鮭川村が給食費は無料となりました。尾花沢市が小中学校ともに半額補助となりました。尾花沢市の負担は約3,000万円だそうです。西川町も半額補助です。大江町が小学校6年と中学生が完全無料化です。寒河江市は小学生半額補助、第3子以降は無料となりました。鶴岡市と天童市が第3子以降無料としました。村山市が在籍する子供の第3子以降は無料です。南陽市は第3子以降所得に応じて無料、半額、4分の1補助というふうにしているそうです。当市でも検討していただけないのでしょうか。

③として、子供の医療費無料化の対象を高校生まで拡大してはどうかということです。今年度予算化したところは、寒河江市、尾花沢市、真室川町が高校生まで子供の医療費無料化を進めました。県内でも広がっています。当市でも対象拡大をすべきではないのでしょうか。

5つ目の質問として、過労死させた会社への職員研修問題についてお聞きします。

電通が長時間過密労働によって1人の社員の過労死を引き起こしました。新庄市の研修の派遣先が電通です。新庄市はどのような職員育成を考えてのことなのか、お伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

移動手段の確保対策強化に関する御質問であります。初めに、公共交通の利用者減少に対する利用拡大対策に関してであります。

本市における鉄道、路線バス、タクシー等の

公共交通は、地域で生活する人の通勤、通学、通院、買い物などを支える移動手段として大きな役割を担っているところです。しかしながら、近年の自家用車で移動する生活スタイルの浸透や人口減少などによって公共交通を利用する人が減少しており、交通事業者の力だけでは継続することが困難な路線なども生じているところです。また、公共交通を運行するドライバーの募集においても人が集まらない厳しい状況にあり、人材不足という面からも公共交通を維持することが難しくなっていることを認識しているところであります。

一方で、少子化や高齢社会の到来により、車を運転することが困難な高齢者を初め、自分では移動手段を確保できない交通弱者の数は今後とも増加していくことが予想されることから、これからの公共交通に求められる役割はさらに大きなものになると考えております。

そこで、新庄市では、利便性が高く持続可能な地域公共交通網の構築に向けて、地域の交通事業者などで構成する新庄市地域公共交通活性化協議会を設置し、地域に必要な公共交通についての議論などを行いながら、昨年度末に新庄市地域公共交通網形成計画を策定しました。

この計画では、新庄市における公共交通の目指すべき将来像として「暮らし ひろがる 公共交通」を掲げ、公共交通の利便性を向上し、高齢者などの外出機会をつくるなど、公共交通を利用するための誘因性を創出するとともに、将来にわたって運行を継続することができる公共交通体系の基盤をつくることで持続性を確保することを目標としているところであります。

市としましては、この計画に沿った事業として、利用しやすい路線の導入や積極的な情報発信、バスの乗車体験会の開催などを実施することで公共交通の利用者の拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

障害者を対象とした本市のタクシー券交付事

業は、昭和57年から始まりました。これまで対象となる方や交付枚数は何度か変更していますが、現在は身体障害者1級と2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、そして昨年度からは身体障害者手帳3級のうち移動が著しく困難な方、例えば視覚障害や下肢障害などの方をその対象に加えています。

この交付条件を満たす方は、現在1,090人ですが、昨年度の申請件数は186件、給油券交付申請などタクシー券以外の移動支援に係る申請を行った方が104件でした。このうち新たに交付対象とした身体3級所持者の申請は20件で、広報不足を懸念し市報による広報を年度途中にも行いましたが、結果として申請件数は伸びませんでした。

社会参加促進の観点から移動手段確保は重要な課題であり、今後さらにその重要度は増すものと認識しています。現制度のさらなる周知を進め、市の交通政策との連携を図りながら高齢者、障害者の移動支援について研究してまいります。

次に、デマンド型の乗り合いタクシーの運行に関する御質問であります。確かに舟形町において平成30年4月からデマンド型の乗り合いタクシーの運行が開始されたことは承知しております。

デマンド型の乗り合いタクシーの運行の概要としましては、利用者が事前に予約をすることで利用者の自宅までの送迎を初め、自宅からバス停までの移動といった短い距離の輸送や買い物のための商業施設などへの輸送に加え、買物が終わってから自宅へ帰宅に至る輸送まで利用者の目的に応じた利用ができる仕組みになっているということです。

このように利用需要に応じた柔軟な運行が可能になる一方で、利用には事前予約が必要になり、利用するための手間がかかること、利用者が集中すると使いたいときに使えない人が出て

しまうことなど、実施するに当たって解決すべき課題も多くあるものと考えております。

新庄市におきましては、昨年度末に市民の方の御意見もお伺いした上で、新庄市地域公共交通網形成計画を策定しており、利便性が高く持続可能な地域公共交通網の構築を目指し、今年度まちなか循環バス運行事業を実施することとしております。まちなか循環バスは、これまで買い物や通院などの移動手段がなかった方にも有効な移動手段として活用していただくものになると考えているところです。

市としましては、今後も市民の皆様からの御意見もいただきながら、地域公共交通活性化協議会での議論を踏まえて、新庄市地域公共交通網形成計画に沿ってデマンドタクシーなどさまざまな形態を含め、利便性が高く持続可能な地域公共交通網の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、自動車運転免許証の返納者への公共交通の利用支援に関する御質問であります。

高齢者の自動車の運転による事故が社会問題となり、各自治体においても自動車運転免許証の自主返納を支援する取り組みが進められているところです。

市としましては、今後さらに高齢化が進むことが確実であることを踏まえ、運転免許証を返納した方だけでなく、自分で移動手段を確保できない交通弱者への対応まで含めて地域の公共交通がどうあるべきかという観点から検討を行い、昨年度末に新庄市地域公共交通網形成計画を策定したところであります。

また、今年度は、まちなか循環バス運行事業を実施することとしており、自動車運転免許証を返納した方だけでなく、もともと自動車運転免許証をお持ちでない方、児童や学生などの交通弱者の方も広く利用することができる移動手段を構築することで、自動車運転免許証の自主返納を促すための一助になるものと考えている

ところです。

今後も市民の皆様からの御意見もいただきながら、利便性が高く持続可能な地域公共交通網の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、要介護にある方への紙おむつ支給に対する御質問であります。本市におけるおむつ支給事業は、常時失禁状態にある高齢者に対しておむつを支給することにより、清潔で心地よい在宅生活の継続と家族の介護の負担軽減を図ることを目的としたものであります。

事業の対象は、寝たきり生活または認知症のため常時失禁状態で要介護3以上の認定を受けた方、また、同程度の方としていて、本人及び生計中心者が所得税非課税であることが支給要件となっております。支給内容については、要介護4もしくは5の認定を受けている方については上限を月額9,000円、要介護3の方については月額6,000円に相当する枚数の紙おむつを現物支給することとしております。常時失禁状態であることが支給要件となっておりますので、要介護3以上対象が適当と考えておりますが、なお、今後も引き続き家族介護者や居宅介護支援事業者などの御意見を伺いながら、高齢者福祉の推進に努めてまいります。

次に、自治体が管理する公営墓地についてであります。公営墓地の多くは、一時金としての永代使用料に加え毎年の管理料を支払うことで使用権が継続するような方法で使用されています。相続人または親族などで祭祀する方がいる間は継続して使用することができますが、承継人がいないとき、または承継人がいなくなってから相当の年月が経過した後に使用権が消滅するような取り決めがされているのが一般的です。子供や親族がおらずお墓の承継を前提とされていない方については、檀家となっている寺院に相談し永代供養を選択する方法や共同墓地の運営を行っている寺院や業者にお問い合わせする方法もあります。

埋葬やその後の祭祀は、宗教観の違いもあり、非常にプライベートな問題ですので、まずは今できる方法を有効に活用して対応していただきたいと考えております。

子育て支援の充実、就学援助金と給食費の問題については、教育長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

次に、子育て支援拡充、子供の医療費無料化を高校生までという御質問であります。市の子育て支援医療につきましては、平成26年12月診療分から中学3年生までの医療費を完全無料化としております。小学4年生以上の外来診療に対する医療費助成については、県の医療給付事業の補助対象とならないため、全額市の財源からの支出となっております。県内13の市のうち3市が今年度予算化しておりますが、子育て支援医療の基本は県の制度であるとし、県に対する制度拡充の要請も行っております。現時点では、市独自のさらなる年齢拡大の考えはございませんが、今後も県の制度の動向を注視するとともに、他の子育て支援施策とのバランスを考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

職場外の派遣研修に関する質問であります。人材育成の方法としましては、人を育てる環境づくりと職員研修の充実、多様化の2つを重点項目としており、研修については、職員が常に向上心を持ち主体的に意欲を出すことで今後の能力開発につなげていくよう、内外の研修の充実に力を入れております。

外部への派遣研修につきましては、災害派遣として石巻市建設部に技師職を派遣しており、災害復旧に関連する都市計画やインフラの設計施工業務に携わることで、技術の向上はもちろん、新しい手法や考え方を習得し、派遣が終了した後は、新庄市の都市計画に関する中心的な役割を担う人材としての成長を期待しているところであります。

また、株式会社電通への派遣研修も、公務員とは異なる業種でのカリキュラムで学ぶ意義は非常に大きいと考え、平成23年度から開始して今年度で8人目の職員を派遣しております。これは、電通が自治体等職員を対象に主催するソーシャル・コミュニケーション戦略プロデューサー塾というメニューで、今年度で40年目を迎え、これまでに都道府県、市町村、公益法人などから研修生を受け入れ、過去300人以上の卒業生を輩出しております。

電通への派遣研修は、地域資源を生かした観光振興、地域コミュニティの醸成など問題解決を担う職員を育成するとして、新庄市の人材育成基本方針に基づく職員研修計画に掲げて実施しているものであります。

派遣職員は、営業局などに配属され、大手民間企業が有するコミュニケーションスキルや仕事の企画立案から成果を上げるまでに至る考え方や手法を1年のうちに吸収します。職員みずからが研修テーマを決め、これを総括、自主提案として職員の前で発表する場を設けており、派遣された職員は全ての顧客を満足させる顧客を第一に考える企画立案や作業の進め方、情報発信について、公務員とは違う視点で学ぶことができ市の業務に生かしていきたいなど、自分が成長した点を職員に語っております。

大手民間企業への派遣研修は、最終的には市民を満足させるために、コミュニケーションスキルのアップはもとより、他の職員の意識向上への波及効果に高いものがあると捉えております。このように電通派遣は、新庄市のまちづくりを担い第一線で活躍する人材の育成を目的として続けているものであります。

電通の長時間労働は、社会の大きな関心事にもなりましたが、長時間労働の是正については、電通自身が労働環境改革基本計画を昨年7月に示し、2019年度の1人当たりの総労働時間を80%に削減し、生み出した20%の時間を心身の

コンディション向上と日々の生活充実、多様な体験、学習を支援して成長を促す自己啓発の時間に充てるなどとしております。労働環境改革で電通は新たな成長のステージに向かうとして、社員を地方に研修派遣することを計画しているとも聞いており、地方創生に向けた大手企業の取り組みにも期待が持たれるところであります。

このように、電通派遣は、これからの新庄市のまちづくりを担う職員の人材育成に大きな効果があるものとして、研修受け入れの制度がある限り職員を派遣してまいりたいと考えていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 初めに、就学援助金の入学前支給についての御質問にお答えします。

当市において準要保護児童生徒への就学援助事業は、新庄市就学援助事業実施要項に基づき行っており、昨年度より新入学児童生徒学用品費の単価を国が定める要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準じた金額に増額し、就学援助世帯への支援の充実を図ってきたところであります。

また、準要保護世帯の認定につきましては、5月中旬に確定される最新の市民税の課税状況等を基準に認定を行っていることで事務の正確性を保持しております。

新入学児童生徒学用品費の支給を入学前にできないかとの質問ですが、入学前に支給を行う場合には、世帯状況や年収等が確定していない中での認定及び支給となりますが、中学校へ進学する際は、引き続き対象世帯となることが多いため、二重支給や支給漏れなどがないよう事務の正確性を確保しながら、まずは、新入学児童生徒学用品費を中学校入学前の小学校6年生段階における支給の実施に向け事業実施要項の

改正や運用方法、支給の時期について精査し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の給食費の無償化と一部助成を当市でも検討すべきではないかという御質問についてお答えします。

以前の一般質問においても同様の質問をいただいておりますが、経済的に困窮している世帯への支援として、就学援助費において給食費を全額支給しており、また、給食費無償化の検討は、市のさまざまな教育施策の中で総合的に考える必要があります。給食費の無償化が、子育て支援の充実策の1つとして有効であることは認識しております。しかし、導入については、多額な費用を要することや安全で安心な給食を提供するための調理施設や教育環境充実のための予算が優先であることから、現段階での導入は困難ですが、給食費への助成は県内でも広がってきており、今後も国や他市の動向等を見ながら内容や時期について検討していきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧なお答え、ありがとうございます。

最初に職員研修について、市長のほうでは大変いいものであるからということで派遣は続けたいというお話でした。

電通では、1991年8月、2年目の男性社員が自宅で自殺しています。これについて2000年の3月に過労死だと裁判所で認定されました。また、2015年4月に入社した女性社員が10月に本採用となり、同時にその職場で職員が半減し、彼女の担当業務が大幅にふえました。10月の時間外労働時間は約130時間だったそうです。11月上旬に仕事を減らしてほしいと上司に言ったそうですが、相変わらず長時間労働が続いてし

まったそうです。そして、とうとう12月25日に自殺に至りました。

電通は、長時間労働、違法残業が常態化している企業です。過労死を繰り返すようなことでは、職員の使い捨てだと思います。自治体がそうであれば、税金の無駄遣いとなります。職員は、何よりも健康で市民の声に真摯に耳を傾ける職員、市民への奉仕者となって市民の基本的な人権を守る職員、市民のためにみずから考えて働く職員を育成すべきだと思います。過労死を繰り返すような研修先は、考え直すべきだと思いますが、再度お聞きします。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 電通の派遣でございますけれども、平成23年度から開始して今年度で8年目ということになっております。目的としましては、公務員と異なる業種への1年を通じた派遣ということで、違う視点を身につけるといって意義は大きいのではないかと感じているところであります。

実際の研修については、4月、5月の座学から始まりまして、営業局への現場での研修ということになっているんですが、1年を通じて人材育成部での管理ということで、体調管理も含めて派遣している職員の全体の面倒を見ているというような体制での派遣ということになります。職員も帰ってきてから成果も出しておりますし、ほかの職員への効果というのも大きいのではないかと感じております。

また、派遣先での改革という部分ではありますが、先日部長ともお話ししたところですが、総労働時間を2割減らす取り組みを行って実際改革を進めているということでございますので、このような点からも考えて、今後においても派遣については継続していきたいと考えているところであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私としては、このような過労死を続けているような会社は問題があると思いますので、考え直してもらいたいという気持ちをお伝えして、まずこのことについては質問を終わります。

次に、子育て支援の充実についてですが、就学援助について教育長のほうから中学校入学前の実施に向けて改正を検討というありがたいお言葉をいただきました。

さらに、私は、小学校入学前の子供についても、支給を希望する方をお聞きして所得を証明するものとともに1月10日から31日まで申請受け付けをして、支給は3月中旬から下旬に、そして転校や移転など入学しないときなどは返還してもらい、先ほどあった世帯状況なども変更があった場合は返還ということがありますが、変わった場合は返還してもらいという旨を明記して申請させるという方法で、ほかの自治体では受け付けしているんです。そういう意味で、希望する方があればそういうふうにもできるということも市民にお知らせして、貧困に苦しむ家庭を救うことはできないか、もう一度お聞きします。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

小野周一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 就学援助の前倒しについては、実際必要としている市民の方への支援ということで検討しているところです。先ほどほかの市町村の例のお話ございましたけれども、審査の方法、それから認定について、本市では5月の税込、最新の情報をもって審査しているというところで、ほかの市町村では、例えば3カ月とか前々年度の税込ということがございます。そういうことを踏まえまして、審査の正確性ということで今検討しているところです。

それから、返金等の手続についても、やはり予定する中学校に入る、予定する小学校に入る、

そのときのいろいろな実際の把握、例えば収入の変化があったときとか、そのあたりも含めて課題が幾つかあるように感じております。ですので、今のところは、実績のある小学校6年生から中学校の入学前ということの早期実現を目指して検討しているところであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。どうぞよろしくお願いします。

次に、移動手段の確保にかかわってですが、タクシー券についてなんです。昨年度、3級の一部の方に拡大したんですが、それでも申請が20件と伸びなかったという利用状況だとお聞きしました。それは、やはり3級のほかの多くの方々が、自分ももらえるかと思ったけれども、やっぱりだめだぞとかと言われてがっかりして帰ってきたという話も聞いておりますし、やはり枠をもっと広げる必要があるのではないかと思うんです。

身障手帳の方のタクシー券の対象について、新庄市では、平成16年度まで身障手帳4級、療育手帳Bまでタクシー券を交付していました。予算は、例えば一番多かったかと思われる平成14年度は720の方に516万円も使っていただいております。タクシー券を助成していました。そういういいときがあった、それを復活してもいいのではないかと思うんです。

また、80歳以上の高齢者の通院タクシーの利用券について、新庄市は平成16年度までやっています。最高は平成14年度で1,080人の80歳以上の方に1人年間15枚を交付し、そのとき694万円助成していました。

こういった交通弱者の方に少しでも利用できるようにタクシー券の助成拡大を図る必要があると思うんですが、もう一度お願いします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 初めに、障害者を対象としたタクシー券でございますけれども、昨年、おとしにも交付枚数、対象者を変更しております。おとしには、1枚の金額330円から620円に引き上げております。

平成29年度には、身体の障害につきまして2級の枚数をふやしたとともに、3級のうちの視覚、下肢障害、体幹、移動機能の障害の4種類の障害に限ってですけれども、拡大したところでは、昨年拡大した対象者3級の一部の方という148人ということで、実際に申請に来られた方は20名ほどにとどまったということで、やはり広報が足りなかったのかという反省をもとに、今年度はより制度の周知に努めまして現在の支給基準内容で事業を継続してまいりたいと考えております。

また、高齢者のタクシー券につきましては、議員おっしゃるように、平成16年度まで通院タクシー券という名称だったと思いますけれども、事業がございました。事業効果、それから財政事情等によりまして制度を廃止した経過がございます。これにつきましては、福祉行政全体、市全体の財政バランスを考えまして、現時点での事業の復活は考えておりません。

障害者、高齢者、いずれにつきましても、交通手段、移動手段の確保につきまして、単に金銭面での補助ではなく、免許証を返納しやすい環境づくりとも考え合わせて、交通弱者ということで交通網の整備の中で対応すべき課題かと捉えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 3級の一部の方に拡大したんですけども、20件ぐらいしか申請がなかったということで、これは、3級と言われてもなかなか自分が該当するかどうかというのはび

んと来ないというのがあると思われまので、該当するよという方には直接、民生委員などを通じてでいいと思いますが、該当するそうだ、どうだというふうに御案内を差し上げて申請を促すようにしてもいいのではないかと思いますので、ぜひ広報を広げて確実に使える方には利用していただけるようお願いしたいと思います。できれば、これはふやせるようお願いしたいと思います。

公共交通網全体ということで、全くそのとおりだと思います。このたび市でまちなか循環バスということで、これはこれで大いに歓迎するものでありますが、これがなかなか全部に行き渡らず、そういうものが行き渡らない地域の方々にとっては、タクシー券もない、高齢者タクシーもない、身障タクシーもないしと、やはり困る、公共交通もないということで高齢者、障害者は大変苦勞をなさっているわけです。

それで、舟形町のデマンドタクシーというのが画期的だとやはり私は思います。タクシー会社と協力して、前日の17時まで予約があれば自宅まで送迎してくれるデマンド型乗り合いタクシー、片道300円という安さであります。これは、公共交通がない、タクシー券もない、そういう地域、方にぴったりのような気がいたします。一日も早く導入を考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 御質問にお答えいたします。

デマンド型の乗り合いタクシーにつきましては、先ほどの市長からの答弁にもありましたように幾つか課題もあると考えております。一方で、非常に使いやすいもの、また、今路線が走っていない方々への公共交通の確保としては非常に有効なものだという御意見もありますので、地域公共交通網形成計画の中でもデマンド交通

も含めた形で検討していくということになっております。現時点でいつ導入とか、やるかやらないかも含めまして決まってはおりませんが、今後も、まちなか循環バスの運行とあわせまして、市民の皆様の御意見や地域の公共交通事業者の御意見などさまざまいただきながら、よりよい使いやすい持続可能な公共交通網を形成してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ一日も早く導入できるよう頑張ってくださいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、紙おむつのことについてお聞きします。

介護度2の方に支給している自治体がございます。尾花沢市では、市民税非課税世帯で介護度2の方に毎月紙おむつ代2,000円補助、村山市では、市民税非課税世帯で介護度2の方に月4,000円まで補助しているとのこと。また、河北町では、介護度1の方から月5,000円まで介護保険の適用をして、つまり1割負担、1割というのは500円ということですが、その負担で5,000円分の紙おむつを使えるようにしているとのこと。

ですから、介護度3になっていなくても、必要な方がいると認識すべきではないかと思うんですが、低所得者には支援できるようにすべきだと思うんですが、どうでしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 高齢者のおむつ支給の利用拡大ということですがけれども、現在、新庄市で介護度3以上で在宅でおられる方で常時失禁状態にある方を対象にしております。13市の状況を見ましても、介護度はい

ろいろなんですけれども、常時失禁ということについては、ほとんどの市で定めてあるようです。常時失禁といいますと、やはり常に失禁している状態ということで、例えば夜だけおむつを使うとか、間に合わないので予防的に使っているという方につきましては、対象にならないのが現状かと思えます。

この制度ですけれども、介護保険制度の地域支援事業の任意事業でやっております。寝たきりの方を在宅で介護する家族を支援するという目的で実施しておりますので、現状のとおり、より重度の介護を要する方に重きを置いた形で今後も実施してまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 新庄市では、平成14年度まで介護度2以下の方でも必要な低所得者に紙おむつを支給していました。平成14年度は257人の方に1人につき平均5,529円を支給していたようです。これは現物支給かと思えますが、支給額は市全体で約1,081万円でした。

今はどうかと見ますと、平成28年度の決算を見ますと119人の方に支給額は約808万円となっております。これを比べてみますと、紙おむつ支給対象人数が半分以下になっております。紙おむつ利用者は、ふえているのではないのでしょうか。改善する必要があるのではないのでしょうか。市長はどう考えますか。市長の考えを伺います。市長、よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 平成14年、平成15年、平成16年との比較をされまして、今ふえているのではないかという御指摘もございました。

今、市全体で抱える問題は、高齢者だけではなく少子化という問題も抱えております。議員もおっしゃるとおり、就学支援、あるいは子供の支援等、今そのどちらに比較をし重きを置い

ていくかという大事な時期に来ているんだろうと。役所内でもそういう検討をしているところでもあります。少子高齢化の社会の中で、このまま既得権として認めていくのか。あるいは、新たな子供たちに対する制度を拡大していくとすれば、どちらかに予算が偏っていくこともあるということですので、今十二分に内部で検討しているということをぜひ御承知いただきたいと思えます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） やはり両方必要なんだろうと思います。大きく見れば貧困化といいますか、若者、子育て世代の貧困化もあるし、高齢者も年金が減る中で負担ばかりふえてということで、高齢者の貧困化も重大な問題になっております。そういった貧困に苦しむ方々に、少しでも生活を温かくできる市、行政の手だてが私は必要なんだと思います。そのお金はどのぐらいなのかといたら、紙おむつで言えばわずかだと思っんです。その考えはないのか、もう一度お願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 両方大切なのは、私も十二分に認識しているところであります。しかし、どちらに今後その予算の配分を考えるかということは、慎重に内部で検討させていただいていると。貧困化という問題は、さまざまな観点から来ております。若い人の貧困化も、非正規が多くなっているというようなことで、やはり家庭を持っていない、あるいは、子供の数を少なくという実態もあることも承知しているわけでありまして。そういうことも総合的に勘案しながら、市内部全体で検討しながら、市のやるべきこと、バランスを考えながら限りある予算を有効的に使ってまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そういう意味では、かつてのように今までなかったような大型の事業に簡単に飛びつくことなく、私は、苦しい生活で苦しんでいる市民にそのお金を少しでも広げて生活を温かくさせる、そういうやり方が非常に大事だと思います。そういう立場で今後とも頑張っていきたいと思っております。

これで終わります。

散 会

小野周一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたしましたので散会いたします。

次回は6月20日水曜日、午前10時より本会議を開きますので、御参集お願いいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時49分 散会

平成30年6月定例会会議録（第4号）

平成30年6月20日 水曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

亀井博人
三浦重実

農業委員会
会長職務代理

今田則雄

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	叶内敏彦
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第4号）

平成30年6月20日 水曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第37号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第38号新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第 4 請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 5 議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第40号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第42号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第43号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

なお、農業委員会会長浅沼玲子君が欠席のため、会長職務代理者今田則雄君が出席しておりますので、御了承お願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

小野周一議長 日程第1議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第4請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

（奥山省三総務文教常任委員長登壇）

奥山省三総務文教常任委員長 おはようございます。

それでは、私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、継続審査の請願が1件であります。

審査のため、6月14日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第36号新庄市一般職の職員の給

与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務課職員と総合政策課職員の出席を求め、審査を行いました。

総務課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

総務課からは、この改正は看護師養成所の看護教員の報酬を7月から改正する予定のため、給与に関する条例の改正及び定年等に関する条例の改正を行うもので、内容として給与条例関係については、5級制の看護教員職給料表を山形県看護職給料表を参考として新設するもので、県給料表の一番下の1級部分を削り、2級を1級に、6級を5級として作成しています。5級については校長、副校長、4級は教務主査、3級は教務専門員、2級は主任教員、1級は教員とする級の構造となっている。また、看護師養成所を開設するまでの職務については読みかえ規定を適用させ、校長については総合政策課の参事と読みかえ、その他の職員に関しても総合政策課の各職と読みかえる。

定年等に関する条例関係については、看護教員職給料表の適用を受ける職員の定年は65歳とするもので、目的とする点としては、県の看護職の退職した方の採用を見据える点と、50歳代の後半の転職を考えた職員の採用の可能性を広げるということである。また、教員の構成としては、現段階では学校長1名、教務主任が1名、実習調整者1名、専任教員8名の合計11名を予定しているとの説明がありました。

審査に入り、委員より、他団体に比較して号給、職務給が高いということはないのかといった質疑があり、総務課からは、他団体は1級から6級制を採用しているが、新庄市の場合は1級を削って2級を1級、3級を2級と一つずつずらしているのが、単純に同じ給与を比較すると高くなるが、実質山形市も鶴岡市も全く山形県の給料表と同じ、酒田市も額の若干の相違はあるが構造的には県に準拠しており、その点で

額、給料表の構造として相違はないと捉えているとの説明がありました。

委員より、他の団体を参考にしたそうだが、他の団体も定年は65歳までなのかといった質疑があり、総合政策課からは、他団体の定年は60歳までと聞いているが、教員確保は難しく、例えばことし退職する方も来ていただけるようにして教員を確保したいと考えているとの説明がありました。

委員より、募集の地域の範囲はどうかといった質疑があり、総合政策課からは、地域を限定せず全国であるとの説明がありました。

委員より、看護師の採用についての質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について、税務課職員の出席を求め審査を行いました。

税務課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

税務課からは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い必要な改正を行うものであり、改正の内容として、たばこ税については製造たばこの区分の規定に加熱式たばこが設けられたことと、段階的に増税する規定を新設するもの。固定資産税については、国が進める生産性革命の実現に向けた償却資産の特例で、生産性向上特別措置法の規制に基づき先端設備導入計画の認定を受けた中小企業者が導入する償却資産について課税標準をゼロとするもの。個人市民税については、非課税範囲の見直しにおいて障害者、未成年者、寡婦等で合計所得金額が従来125万円未満だったものを135万円未満に見直す。また、個人市民税の均等割非課税限度額の基準額に10万円を加算する、2,500万円を超える合計所得額の者には基礎控除と調整控除がなくなるという改正内容となる。法人市民税については、資本金1億円超えの大規模

法人などに対して電子申告を義務化する内容となるとの説明がありました。

審査に入り、委員より、この改正により市の固定資産税の減収はどうかといった質疑があり、税務課からは、償却資産の特例における本市の影響については10件と見込んでいる。平均取得価格2,000万円、合計投資で2億円、耐用年数7年、原価率0.28、平成30年4月に取得した企業の合計を3年間の税額で計算すると539万円となり、この額が減免になる。ただし、この額の75%が交付税措置されるので実質負担は25%となるとの説明がありました。

委員より、国への認定申請についての質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止する条例について、社会教育課職員の出席を求め審査を行いました。

社会教育課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

社会教育課からは、この基金については佐藤忠恕の遺志に基づく寄附金をもって昭和62年9月に設置したものである。昭和63年度から活用し、残存する財産がなくなるまで図書購入費に充てさせていただいた。この基金を活用し整備した図書は、調べ学習などの児童書を中心に6,780冊になる。佐藤氏の遺志の継承として、その功績を図書館内に明示することにより、市民の方に長く伝えていきたいと考えているとの説明がありました。

審査に入り、委員より、遺族の方に感謝の意を伝えることはどうかといった質疑があり、社会教育課からは、遺族の方にはお礼状とともに活用させていただいたことについてお知らせしたいとの説明がありました。

委員よりほかに質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号学校における働き方改革

の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願についてであります。学校教育課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員より、国の新年度予算で人員配置などについて新たなものがあれば教えていただきたいといった質疑があり、学校教育課からは、国、県を通して配置されたものでは、部活動指導員などとして正式に配置になりました。市内の学校に3名いるといった説明がありました。

委員より、数年後の大量退職時代を迎えるに当たり、ベテランの教師の確保等について再任用の活用も含めて市教育委員会の考えを教えていただきたいとの質疑があり、学校教育課からは、ベテラン職員の退職により新採職員がふえるので、数年前よりも新採に対するOJTが大変になってきているという実感がある。市でも個別学習指導員、特別支援教育支援員を23名配置しているが、1対1で子供にかかわることができるいろいろな職種の方を活用しながら学校では動いているとの説明がありました。

委員より、先生方に夏休み期間や新庄まつりなどに学校を閉庁してリフレッシュさせるという動きはどうかといった質疑があり、学校教育課からは、ことしでいえば8月に3日間の閉庁と、新庄まつり期間中、曜日の関係で1日になるが、合計4日間を閉庁日として計画しているとの説明がありました。

別の委員より、定員増だけで教員の過重労働の環境をクリアするのは難しい。働き方の中身に踏み込んでいかなければいけないといった意見。別の委員より、学校地域全体で応援しているといった意見。別の委員より、先生の労働時間が多のは余計な仕事が余りにも多いため。本来の教育現場以外のものを極力カットしていくことを学校ごとにしていけばこの問題は解消していくといった意見。また別の委員から、国

の財務省と文科省のスタンス、姿勢が全然違っている。教員の定員のベースが今の状態では足りない。土台となる教員数を確保しないとけないという請願については、状況的には地方の教育現場の意見として上げるべきと強く思うといった意見がありました。

そのほか委員より意見が出されましたが、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

小野周一議長 それでは、ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 請願1に関してです。

報告によりますと、働き方の中身に踏み込んで見ていくべきだという意見があったようです。それから、余計な仕事をカットさせるようにすべきだという意見もありました。教員定数は足りないの上げるべきだという、全く請願の立場に立つ御意見もあったようですが、残念ながら不採択、賛成少数で不採択という報告で……

小野周一議長 ちょっと、暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 開議

小野周一議長 暫時休憩を解いて再開いたします。

先ほど私が言いました、議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号新庄市市税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおりに可決されました。

次に、議案第38号新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号新庄市佐藤忠恕図書整備基金条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 委員長報告では、賛成少数で不採択という報告でした。

そこでちょっとお聞きしたいと思うんですが、委員の中に、働き方の中身に踏み込んで少なくとも、働き方が長時間にならないように、働き方が長時間にならないようにということとはできないのかという意見をおっしゃっていたようですが、その具体策はどのよう

に話し合われたのでしょうか。

それから、同じような意見で、余計な仕事をカットするという御意見があったようですが、これが先生たちでできることなのか。誰がやればいいのか。その対策はどのように考えておられたのか。

むしろ、私は教員定数が足りないという立場に立って、定数をふやして、ゆとりある働き方になるようにすべきだという立場に立つべきだったのではないのか、その点について踏み込んでお聞きします。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 先ほど私が報告しましたように、特に報告以外の、今佐藤議員から質問がありましたけれども、特に具体的なことは出ませんでしたので、報告した内容のとおりです。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 教育委員会も国のいろいろな制度を活用して、できるだけ教員の長時間労働にならないように、負担軽減にということで努力しておられることが感じられます。それでも先生方の労働時間は過労死寸前、過労死してもおかしくないぐらい、体を壊さないかと心配されるぐらい労働時間が長時間になり、過密になっております。

その抜本的な対策は何なのかというふうを考えてみれば、いろいろある中で、やはり国として教員の定数をふやすということで一人一人の仕事量を減らす以外ない、そういうことではないのかと思うんですが、委員長としてどうお考えになり審議されたと感じるのか、お願いします。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 私は委員長ですの

で、個人の意見は言えませんので、あくまでも先ほど報告した内容のとおりです。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 教員の長時間労働については、教育委員会からの調査でも、先生方が比較的時間にゆとりがあるだろうと思われる11月などを調査した結果を見ても、長時間の残業に追われている状況でありました。それがもっとほかの月であったら、授業研究だったり通信簿つけだったりという、そういう月であればもっと長時間労働になっていただろう、残業時間の結果が出ていたんじゃないかということは推測されます。土日も本当に休む暇なく働いておられるような状況が伝わっております。聞いております。

そういうことを抜本的に解決しなければ、被害者は誰かといったら、子供です。先生が忙しくなっていれば、子供一人一人の声を丁寧に聞く余裕が出てこないだろうし、研究、授業研究、授業の一つ一つの、1時間1時間に丁寧な準備、かけられればもっとわかりやすい授業ができるのかもしれない。そういうふう考えたときに、被害者は子供だと思ふんです。

そういう意味で、ほかの学力が非常に高いと言われている北欧の国の先生たちの状況を見ますと、労働時間、学校に拘束される時間や残業時間は非常に日本と比べたら少ないと聞いております。そして、丁寧に授業研究の、授業のための準備ができる。人間的な深みのある勉強ができる。それが子供に対しての声かけに、違ってくると思うんです。

やはり、一人一人の子供の発達を保証する先生たちの、余裕を持った、力をつけていただく、それを考えたときに、定数の抜本的な増が私は必要だと考えるんです。

教育委員会や先生一人一人に任せるのではな

くて、制度として子供たちの発達を保証する教育に付すべきだという点から、やり直しをすべきだと私は思うんですが、審議のやり直しをする気はないか、お願いします。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 やり直しはしません。

皆さんそれぞれ意見を言っていますので、そして最後に採択した結果、私が今報告したとおりになったので、それ以上はありません。

以上です。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第1号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押し

てください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 それでは締め切ります。

表決の結果は、賛成4票、反対13票、賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

産業厚生常任委員長報告

小野周一議長 次に、日程第5議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第7議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

(佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇)

佐藤卓也産業厚生常任委員長 私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件です。

審査のため、6月15日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例については、環境課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

環境課の説明では、近年全国において自然災害が多発し、消防行政の果たす役割が増大している。そのため、消防行政の円滑な運営を図る

ため、消防委員の増員を提案するものと説明がありました。

審査に入り、委員からは、このたび消防委員の定数を1名ふやすということだがそれはなぜ必要なのかや、消防委員の中に市議会議員が5名いるがなぜ市議会議員が必要なのか、市議会議員は消防関係について議会でチェックして提案するという役目を負っているので消防委員に議員を入れる必要はないのではないかとこの質疑や意見がありました。

環境課からは、このたび消防委員の定数をふやすのは、消防、防災という観点では、まず警察や消防などの公的機関、地域を守る消防団、それから消防団が出動した後に町内を守る自主防災組織、その防災組織の立場から消防団に対する意見を反映していただくということで、昨年自主防災組織連絡協議会を設立しましたので、その代表者の会長を1名増員するものである。また、昭和37年にこの消防委員会の条例が制定されたが、その際に市議会議員から5名、消防団から5名、学識経験者から5名ということで、市の市政全般における消防行政のあり方ということを審議していただくために市議会から5名を選出していただいているとの説明がありました。

また、別の委員から、消防委員会の構成で、議会から議員が5名選出されているという人的な数はともかくとして、自主防災組織が組織されて、その協議会から消防委員を選出するというのは至極当然なことではないかや、このたびの改正により、委員16名以内をもって組織するということだが、消防団の方5名が入っているが、女性消防隊もその中に入れていただきたい。また、新庄市で防災士会も組織化されているので、そういう観点から消防委員の市議会議員の定数などについて見直しが必要ではないかという、それぞれの意見がありました。

環境課からは、今回の改正では消防委員を16

名以内にするということ幅を持たせた形としている。消防委員の任期が2年ということ、平成32年3月31日までとなっているので、それまでにさまざまな意見を頂戴しながら消防委員会の中で検討してまいりたいとの説明がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第39号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う条例の一部を改正するものとし、1点目の改正は、現行では看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには法人であることが必要だが、このたびの改正では、病床を有する診療所を開設している者も認めることとなった。

2点目の改正は、訪問介護員の定義が拡大することとなり、生活援助従事者研修という新しい研修が実施されることとなった。そのため、従来の介護福祉士と介護職員初任者研修課程修了者に加えて、生活援助従事者研修修了者も訪問介護に従事できるようになり、人員の基準としてカウントされることとなった。ただし、この生活援助従事者研修修了者が従事できるサービスは、地域密着型サービスにおいては指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護は従事できないこととされている。今回の改正は、この部分の市の条例改正である。

3点目の改正点は、主任介護支援専門員の規定に関するもので、新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例で、地域包括支援センターに配置すべき職種の一つに主任介護支援専門員があり、その定義部分

一部改正が必要になったものである。この定義改正については平成28年12月定例会のときに主任介護支援専門員に更新研修が導入された時点で一度改正している。その後平成29年3月定例会でもその定義が不明確だったため再度改正した経緯がある。

今回の改正については、解釈の違いによって無資格の者が従事するといった事態が生じないようにするため、更新研修の受講要件を満たす者については、経過措置期間の終了までは主任介護支援専門員とみなすという規定を盛り込んだものとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、介護職員初任者研修課程を修了した者とは介護福祉士かもしれないが、それ以外のどのような免許を持った方なのかなどの質疑がありました。成人福祉課からは、介護職員初任者研修課程を修了した者とは、前のヘルパーの資格体系でいうヘルパー2級相当の資格を持った方であるとの説明がありました。

また、別の委員からは、主任介護支援専門員というのは昔でいうケアマネジャーのことなのかという質疑がありました。成人福祉課からは、ケアマネジャーというのは主任のつかない介護支援専門員のことをいい、主任介護支援専門員というのは介護支援専門員となってから一定期間の経験を積んで研修を受けた方という説明がありました。

その他質疑等はありませんでしたが、採決の結果、議案第40号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課からは、今回の改正の1点目は、放課後児童クラブ、学童保育所に従事する職員

である放課後児童支援員の要件を規定している中で教員免許を持っている者とあるが、現行の職員免許制度では免許取得後一定時間を経過した者は更新講習を受講しなければ教諭となることができないという免許更新制が導入されているが、放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば更新講習を受講しなくても資格を満たすものとして取り扱う旨、国から示されているが、現行の規定ではその点が明確でないことから、これを明確にするため改めるもの。

改正の2点目は、現行の条例では高等学校を卒業していない者については放課後児童支援員になることができない。しかし、高校を卒業していなくても経験豊富で評価の高い方もいることから、5年という時間的な基準を設け、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用できるよう規定を新たに加えたものであると説明がありました。

審査に入り、委員からは、現行では高校を卒業していない者は放課後児童支援員になれないとなっていたものが、このたびの改正で経験豊富で評価が高い方は雇用できるとなるようだが、今まで放課後児童支援員になれなかったのにどこで経験豊富になるのか、何をもって経験豊富と見ているのかという質疑があり、子育て推進課からは、支援員というふうな立場で放課後児童健全育成事業に従事する方と、補助的な立場で放課後児童クラブに携わった方がおり、補助的な立場の方について支援員としての門戸を広げようという趣旨であるとの説明がありました。

その他質疑はありませんでしたが、採決の結果、議案第41号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託された案件の審査と経過の結果についての報告を終わります。

小野周一議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号新庄市消防委員会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8議案第42号平成30年

度新庄市一般会計補正予算（第1号）

小野周一議長 次に、日程第8議案第42号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ページ11の7款商工費の商工振興費の中で、工業振興対策事業費として人財育成推進・確保対策協議会負担金370万円というのが出されていますが、これはどのような事業をやる予定なのか、お願いします。

それからもう一つですが、10ページの6款農林水産業費の3の農業振興費で、株式会社新庄卸売流通センター清算事業費補助金263万4,000円というのが載っております。これについてですが、清算ということがこのたび出ていますが、その前に株式会社内で対策は打てなかったのかという点、お聞きしたいと思います。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 11ページになります。工業振興対策事業費370万円でございます。

この事業については、先般2月に市議会のほうからも政策提言という形で出されておりますが、人口減少対策としての若者の地元企業への雇用定着促進という形で政策提言をいただいております。まさしく新庄市、本市にとってもこれから力を入れていかなければならないとするところだということで、今回地方創生推進交付金を活用させていただきながら事業展開したいということで、今回この負担金については若者のいわゆる地元定着または回帰促進という形で、

いかに若者を定着するか、いかにこの地元に帰っていただけるかということで、市内企業のいわゆる人材育成の研修であったり、最先端ものづくりセミナーであったり、または仙台圏域に赴いて新庄市の企業紹介をやるといった事業であったり、それからあと合同就職面接会というようなものを実施したいということで、総トータルで370万円ということになってございます。

また、この事業については、それぞれこの協議会を新たに国、県、市、商工会議所もしくは企業、いわゆるPTA等々の保護者も含めて協議会を立ち上げながら、3カ年の事業でやっていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 新庄卸売流通センターの清算の前の対策という件でございますけれども、新庄卸売流通センターにつきましては新庄青果物地方卸売市場の開設者ということで、市場を円滑に安定化させるという役割がございます。

その中で、この会社につきましては卸売会社が1社入ってございますけれども、その市場使用料ということでの運営ということでございます。

全員協議会でもお話いたしましたけれども、青果物の取扱高、この市場30年間運営してまいりましたが、大手スーパーの独自ルートというふうなことで、市場を経由しない、そういう流通が進んできたということ。それから、産直が進んできて、農家の方も系統出荷以外は産直に出荷するという状態でもって、取扱高が3分の1になってきたというところがございます。当然経営につきましても、卸売会社のほうも苦しくなってきたというふうなことで、市場使用料につきましても、もうかなり前から請求している分の全てを払っていただくということができないような状況になってきたものが続いております。

ました。それでも、先ほど申し上げましたように、会社の使命というのは市場を安定化させるというふうな、継続させるということが必要なものですから、何とかやってきたというところでございます。

ただ、近年本当に市場使用料の収入も行き詰まってまいりましたので、当然大家的な会社でございますので、市場使用料をきちんと払っていただきたいということで、再三にわたって請求をしてまいりました。

これにつきましては従前からやってきたことでございますけれども、私が昨年来てから、5月に市場使用料につきまして卸売会社と協議したところでございます。今までの未納分もございますので、月々の請求額に足して、10万円ほど足していただきまして支払っていただくというふうなことで協議をいたしました。半年ぐらいたってもなかなか従前の支払いでしかできないという状況が続いておりました。それで、年明けごろですけれども、普通の民間であればいわゆる債権ですので当然請求しなければならぬと、強い態度は示さなければならないということですが、これにつきましては弁護士等々お話しいたしました。それで、弁護士等にも卸売会社の決算書等を見ていただいたり、財産なんかも見ていただいたところですが、例えば裁判所に訴えたり強制執行的などところを行ったとしても、結局は昨年5月にやった、いわゆるこういうふうな月々の弁済をふやしていきましょうとかという形での和解にしかならないのかなというところで、強制執行をしてもちょっとなかなか取れないというふうなところもありました。

その後、いろいろ県と、いわゆる開設の関係になりますと県の認可というのが必要なものですから、そういった県の話し合いでありますとか、内部、いわゆる執行部につきましては中心が新庄市ということになりますので、社長であ

る市長と話をいたしまして今後の対策を考えたところでございます。

この会社につきましてはいわゆる八百屋さん、買参人とそれから出荷している農家の方が安定して継続していくということが目的ですので、それを続けていくというのが使命かというふうに思っておりました。

それで、司法の中で、卸売市場法の中で、地方卸売市場については民間でも可能だということでもありますので、そういうことがわかりましたので、民間への開設者としての移譲をするという手法を考えたところでございます。そのためには、この会社を解散して清算するという手法しか考えられないということでございます。

その手法の中で、卸売会社が継続してやっていくためにはやはり資金的なものが必要なわけですけれども、その中で市場使用料というのは、簡単に申し上げますとあそこの市場を維持していく、つまり電気代とか水道代とか修繕費とか、それから機械のメンテナンスとかリース料とか火災保険料とかそういったものを支払っていくほかに、我々の会社、流通センターの会社を維持していくために固定資産税を払ったり、それから法人税を払ったりというふうなところの支出があるわけですが、会社をなくすることによって法人税というものはなくなりますし、それから固定資産税につきましては司法の中で、新庄市の土地の上に建ってはございますので新庄市に無償譲渡してということで、法人税というものが実質的にかからないということになりますので、そういった経費、年間50万円ほどになりますけれども、そういったものが結局この市場を維持していくための経費としては、経常経費として削減されるという実質的なメリットもあるのかというところで、実質的に市場使用料を払って、全く払っていただいていないわけでもございませんので、今までの実績でやれるかというふうなこともございました。

そういうことで、買参人につきましても、今まで卸売会社を相手に取引してきたわけなので、それについては環境的にも変わらない、農家にとっても同じことでございますので、そういった手法でやっていきたいということで、そういった経過で今回補正予算もお願いしているところでございます。

それで、当然出資していただいている株主の方にも当然お話ししなければなりませんし、買参人の代表の方にもお話ししました。その中で、やはりいろいろな、出資額が戻ってこないとか、やはり不満は当然あるわけなんですけれども、今後この会社を継続することによって新たな増資とかあるいは新たな借財を背負っていくというふうな比較をすれば理解できるということになりましたので、順番的には新庄市のほうが遅くなったような形ではございますけれども、周りの理解を得られないとなかなかこの事業は、清算につきましては遂行できないということもございましたので、御理解いただきたいと思えます。

これが全体を考えますとベストのやり方かというところで考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧な説明であり、地域の八百屋や農家を守るという、これは私は大事なことだと思います。そういう趣旨があるならば、本当は第三セクターという形ではなくて、直営ということで支援すべきではなかったのか。この点について考えとかあればお願いします。

また、未収金という話がありました。株式会社新庄卸売流通センターの未収金額は幾らなのか。これ、明らかにしていただきたいと思えます。

それから、その株式会社新庄卸売流通センターは会社なので、取締役の連帯責任をとらせるべきではないかと考えますが、どう思い

ますか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 未収金につきましては、全く払っていただいていないということではございません。ただ、100%支払っていただいていないということで、それが積みもってきただというふうなことではございますけれども、金額については現在のところ1,200万円ほどというところでございます。

あと、責任ということでございますけれども、この会社につきましては市場を維持していくというのが使命でございます。ということは、会社の運営ができないから閉じるということとはかえって無責任かと思えます。そういった面で、今まで苦しいながらもいろいろな工面をしてやってきたというところは評価していただきたいと思えます。

あと、直営ということでございますけれども、やはり流通センターにつきましては事務局が新庄市の農林課ということで、農林課の職員がいろいろな対策を練ったり市場の卸売会社に掛け合ったりしてまいりました。ただ、市場のいわゆる専門家ではございません。こういうふうにしたらいいのかというふうなところはやはりプロパーの職員がやっていくというのが一番合理的なのかと思えます。

それで、市場法、卸売市場法、今回もちよつと中央卸売市場なんかは民間への委託も可能だということで、この間国会のほうでも可決になりましたけれども、以前は公共がやっていくところが当たり前だったところでございます。当方のほうでも準公設ということで第三セクターでやってきたということでございますけれども、やはりプロパーでやって、自分たちのアイデアでもって乗り切っていくところがやはり必要なのかと思えますので、今までのやり方ではなくて民間独自の考え方なんか踏

まえながらやっていただきたいという思いもありますので、民営化することによって、苦しいものから新たな展開というものが出てくるのかと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市場として維持することが使命だという、この役割ということでは非常に重要なことだというふうには思います。

しかし、株式会社になっており、取締役というものがそろっているわけです。取締役というのは会社の責任をとる人たちというふうに私は思いますので、未収金の1,200万円について、取締役による連帯責任をとらせるべきだと思いますが、その考えはどうか。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 取締役の具体的な責任のとり方ということにつきましては、株式会社でございますので、株式会社の中での、株主総会での決議という形になるかと思っておりますので、その件につきましてはそういう回答にとどめおかせていただきたいと思っております。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 今流通センターの質問でなっているわけですがけれども、私も同じ場所の、10ページの6款1項3目、新庄卸売流通センターの清算事業の補助金263万4,000円いただ

いている件、引き続き質問をいたします。

この新庄卸売流通センターの、またはこの新庄青果の関係は、行く行くは、いつかはこういうふうな事態が来るという感覚は私自身は持っていました。それはやむを得ないとして、その時期が今到来したということですので納得はしますけれども、これまでの、補正予算にこの金額を計上する前にやはり経過というのは我々議会に説明する必要があったと私は思うんですが、逆です、これ。

大体、提案されてから全員協議会を開いて内容の説明をする。これでは議会の存在がなくなる。要らなくなるんです。執行部側で全部決めてしまうということになるんです。違いますか。

ここ1カ月やそこらでこういうふうな結果としてあらわれたわけではないでしょう。話を聞きますと、会計士からまたは税理士、それから弁護士と相談の上、結果としてこういうふうな方法が一番ベターなんだということで議会に提案をしたということを言っているわけですから、その程度の経緯、その中でこういうことになっているんだというふうな、我々に言ってもらい必要があったと私は思うんですが。その辺、どう思いますか。

それから、一番納得がいかないのは、新庄青果株式会社より使用料をもらえないから、未収になっている部分が多いので、6月分以下の時点で1,230万円と言いました。それを払っていただければこの補正予算上程する必要はなかったということでしょう。会社の清算はやはり株式会社の代表が新庄市長になっているから、これはやむを得ないと思うんです。そういうふうにスタートしているんですから。清算するときの経費はこの会社が持つと、これは当たり前です。商法からいって当然当たりのことで何も意見する必要はないんですけれども、未収になっているから、一時立てかえみたいになって新庄市が出すんでしょう。1円たりとも公

金です、これは。簡単にこれを補正予算に上げてもらっては困るわけです。どうやって市民に説明できますか。私はできないです、こんなこと。この手法がいいというふうな指示があったから、指導があったからやったということなんですけれども、こんなことはやっちゃいけないもんだというふうに思います。

それで、これをもしこのとおり、今回提案されたように補正予算を組んで清算したとしても、その後、この間の全員協議会でも申し上げましたんですが、この新庄青果がやり通していける、その数字的な裏づけはあるんですか。何も出さないでただ端的にこの金額を出してよこして、これを飲み込めというほうが無理じゃないですか。34万8,500円の清算経費、これはわかりますけれども、その次の228万4,961円、運営管理経費というのはどこから出てきたんですか。何で内容説明、我々にしないんですか。しないものは、数字だけ見て納得するなんてこれは無理な話でしょう、誰が聞いても。これはおかしいんです、大体。だから、説明がないからそういうふうに言われるのであるから、この内容があるんでしょう、データが。計算の基礎、どういう経費が幾らで、これがないから清算できないんだというふうな説明なので、あるものを何で出さないんですか。

それから、今後の事業計画、これを全部市の所有にして、税金を払う必要がなくなるから経営が継続できるんだと、こういうような説明をしましたでしょう。そうじゃないですか。そんな虫のいい話があるはずない。お金を払わないで、清算させておいて、清算したら払う金がなくなったから事業を継続できるなんて、誰がそんな指導をしたんですか。それで市がいいと言ってこれやったんだからやむを得ないんですけれども、私はこれでは納得できない。こんな手法をとってもらっては困る。説明できるところは説明してください。

それから、事業計画もなければならぬんです、そういうふうには新庄市に負担をかけるんだから。今後はこういう方向で行きます、数字的にはこういうことになります、この2億円の売り上げの内容というのは現在こうなっています、利益が何%でどのぐらいの利益があったと、経費はどこにどういうふうな、決算報告がなければだめでしょう、これ説得するには。何もなくてただこれだけ載せて、たった2枚の文書で、これで納得しろなんて言われたら無理です、思いませんか。

通常考えられることは申し上げました。説明できることをまず説明してください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 先ほど申し上げました佐藤議員の説明にちょっとかぶるところがございますけれども、経過につきましては、具体的には以前から請求はしておいて、昨年5月ごろからいろいろ協議等をしてまいりました。年明け1月ごろですけれども、弁護士とか会計士とか税理士とかにいろいろ相談いたしました。その段階ではいわゆる民営化というところでは考えていなかったところで、いわゆる未収金のところをどうしようかというところが大きかったのかと思います。

その後今回の考え方に至ったわけなんですけれども、当然会社ですので、幾ら大株主が我々だということであったとしても、個々の株主には説明しておかなければいけません。それが郡内の町村全部でありますし、JAでありますし、それから卸売会社も入っておりますけれども、そちらのほうの説明がやはり先かというところで、これにつきましては4月までにかかなり時間をかけてやってきたところでございます。そのところで、不満はあるけれども理解はしていただいているというふうなことでございますので、今回議会のほうに説明するというところで、本来

であれば皆様にもお話しするというごさいますけれども、やはり足並みをそろえてやていくということ、理解を求めてやていくこと、新庄市で勝手に決めたということ、逆に言いますと、新庄市に説明して町村に、農協には説明しないと、会社の株主のほうでの不満も出てくるのかというところごさいます。なので、ちょっと順番が、そういったところ、会社の株主構成の中での説明から先に入ったというところ、5月になってから委員協議会に諮ったというところ、今回の補正に盛ったところごさいます。

なお、やはりいわゆる補正を組むということにつきましては、すぐすぐできることごさいませんので、なるべく早く、いわゆる経費、清算までの経費が少ない、少ないうちというのはおかしいですけれども、負担が少ないうちに解散しておきたいということで、今回6月の補正に上げたところごさいます。

それから、今回の補助金の中身につきましては、清算にかかわる経費ということで、35万円ほどということごさいますけれども、これはまともに、いろいろな登記費用でありますとか官報の広告の掲載料でありますとか、そういったところでの、登記の費用でありますとか、そういったものが中心となっておりますので、必ずかかる経費となってごさいます。

それで、ほかの経費につきましては、当然電気代を払ったり水道料を払ったり固定資産税を払ったり、いろいろな、フォークリフトのリース料でありますとか、法定点検料でありますとか、浄化槽の維持管理料でありますとか、法人税でありますとか、解散すれば今年度までの存続する分の法人税、この計算の中では半年分を予定してごさいますけれども、そういったものでありますとか、それから買参人の1業者当たり1万円の登録料なんかも払っていただいているものですから、その分の支払いというところ

は必ず必要になってくるというところごさいます。使用料が、全く払っていただいていないわけではないんですけれども、足りないで、なかなか現金とかを保有していないというところごさいます。これにつきましては、当然使用料が順調に入ってくればこういった補正を組むことはないんですけれども、逆に言えば使用料が入ってきていれば解散ということももしかすると考えなかったのかというふうには思いません。

今回会社を存続させることが難しいということで、しかも今後の借財をふやして株主に新たな迷惑をかけるということを避けるために早急な方法、そして補助金のやり方としてはちょっと例外的なやり方ではあるかと思はいますけれども、このことをすることによって新たな体制でやていけるのかというふうには思っているところごさいます。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) 余り理解できない説明を今もらいましたんですが、要するに使用料を払えないから新庄市が立てかえて清算するというふうな、早い話がこういうことでしょうか、そうでしょうか。使用料が入ってくれば、今言ったんじゃないですか、こういうことをする必要がなかったと。そのとおりで思うんです。

そういうふうな状況にありながら、新庄市が全部無償で今後、方針がそうなっているんでしょう、無償で全部貸与すると、貸すと。新庄市に使用料を払う必要がなくなると、それで会社が存続できるんだということですね。そういう見通しがまず余り私芳しくないんですけれども、つけたとすれば、会社単独で何でこの200万円が借りられない、どこからか。借りて新庄市に払えばよかったんじゃないですか。その操作もできないぐらいだったらこれから続けられないですよ、この会社。利益が全くないというふう

な状況と判断せざるを得ない。年間、だって新庄に払うの、今ここに出てきている50万円ですよ、大体、概算で。それが払えなくて解散、この流通センターは解散せざるを得ない、経費がどこからも出てこない。青果物市場からもらわなければ1円もどこからも生まれない会社なんだから。だからこの負担がかかるような会社を清算して直接できるようにしましょうと、こういうことでしょうか、早い話。これだけの、年間これだけ、こんな金額を払えない会社、存続できないと私は思うんですけれども。

それで、その未収金が、もう一回聞きたいんですが、どうやって新庄市に1,230万円払うんですか。どういうふうな計画になっているんですか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 当然、現金が会社があればこういう補助金の協議はしないということになります。当然、卸売会社にこの補助金に相当する額を払っていただければ清算できるわけなんですけれども、当然払っていただきたいということは、請求はしてございます。

ただ、解散して清算するためには、全てを支払わなければ会社は閉じられないということになってございます。清算終了がならないと会社は閉じられないということで、払いますということで約束をしても払っていただければいつまでたっても会社は存続するということで、ますます会社がそのまま残ってしまってリスクが大きくなるということで、そういったところでの、確実に会社を解散できるだけの資力は持っておかなければなりませんので、言ってみれば新田議員おっしゃるよう一旦立てかえみたいな形になります。

当然、請求して、今月分、来月分というか6月の電気料なんかは7月に請求が来ますので、そういったものも請求していきます。当然9月

をめどに清算ということで考えてございますけれども、その中で、この金額に相当する分が払えるということであるとすれば市の会計のほうに戻しますので、実質的な補助金はゼロになるということにもなります。そういったところで立てかえ的な意味もございましてけれども、確実にこの解散、清算を実行していくというふうなことでのリスクを避けるために、変則的ではございますけれども補助金の協議をしているというところでございます。

未収金の処理でございましてけれども、この件につきましてもいろいろな専門家にお聞きいたしました。当然支払い、残っている分を支払っていただければ未収金は減るわけなんですけれども、最終的に清算結了の段階では財産ゼロにしなければなりません。いわゆる借金も、いわゆる未収金もゼロにしなければなりませんので、会社を存続させれば請求することはできますけれども、存続するためには経費が必要だというジレンマがございまして。結局は残った債務については、法的な言い方になりますけれども免除するというふうな形になりますので、そうしないと会社としてはなくならないという形になります。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) ちょっと理解できないような答弁なんですけれども、要するに今後これから継続していくというふうな、その青果がですね。だとすればもう少し責任ある対応をとっていきべきであって、新庄市に負担を求めるなんていうのはちょっと違うんじゃないですか、方法としては。それをまた受けるほうもどうもおかしい。個人の金じゃないんですよ。新庄市が出すのはみんな公金でしょう。そういうものをそういうふうに使っていいのか、私はうまくないと思います。監査委員から指摘されると思うんですけれども、私は承諾すべきじゃないと

思います。

それから、どうも聞いていますとそういうふうな少額の金額も都合できないような会社が、今後続けていく、それに新庄市が支援をしなきゃならないというのはどうも納得いかない。今まではやむを得なかったんです、これ同じときに同時スタートしてやっているわけですから、このほうがいいんだということをつくった会社なんでしょうからこれはやむを得ないんですが。

今後、たったの260万円、調達できないような状態の会社が、今後いかに新庄市の農家の農産物を受け入れるというふうな、何かそういうふうなことを言い逃れで言っていますけれども、これなくせないんだと、存続する必要があるんだと新庄市では言っているけれども、私はそんなことできないような会社に頼っているより別の会社に交渉したほうが早いと思います。引き受ける会社が私はいらっしゃると思うんです、ほかに。そういう話をしなかったでしょう、新庄市としては。何も固執する必要はないと思うんです。新庄市の農家のためにも、受け入れができる第三者がいるとすれば、個人会社でもいいし。こんな1,000万円やそこらすぐ払ってくれる会社はあります。探したらどうですか、これから。とんでもないところに行かなくても新庄市内にあります。私は知っていますが、やっていけます。そういうふうな手法を考えてやらないと、やはり市に負担をかけるなんていうことはやるべきでない。その点、どうですか。今後どういうふうに考えますか。私の言ったこと、受け入れられませんか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 まず、市民への納得という点でございますけれども、今回の解散につきましては総合的な考えで市にとってのメリットだということで、メリットと申しますか、今後借財を残さないということも一つございます。それ

から、先ほど申し上げましたように農家のため、それから買参人のためということもございまして。そういったところを相対的に考えてやっているということでございます。

また、未収金につきましては、新庄市に対する未収金ということの考え方もあるかと思えますけれども、郡内市町村それから農協が構成する会社の借財と、未収金、まだ納めていただけない金額ということでございます。そういったことを総合的に考えて、このまま残していいのかというふうなことがやはり大きいです。

今後のことも考えると、なぜ今の会社かということもございまして、現にあそこの場所に、建っている場所に入っているということもございまして、それを継続していただくということが一つでございます。当然、30年前ではございまして、4,500万円という補助金をいただきながらあそこの整備をしたということもございまして、当然あそこを市場として使わないとだめだということもございまして。

それから、類似事業所は新庄市内にももう一つございまして、卸売会社としてはやはり今の新庄青果だけなのかというふうに思っております。卸売会社というのはいわゆる競り人を持っているというところでございますので、いわゆる予約を受けて調達して八百屋に売り渡すという業者でございますので、条件の中でやはり卸売会社が入っていなければならないという事情もございまして。そういった事情を全体的に考慮してということでございます。

やっていけるかどうかということにつきましてはやっていけるのかなというふうに思っているところでございますけれども、当然今取扱量が減ってきている状況ですので、今のままやってもなかなかうまくいかないのかとは思っています。それが開設者イコール卸売会社ということになりますので、ある程度自分なりの創意工夫でできるのかということもございまして、いろい

るな、卸売がメインであればほかの店舗展開なんかも工夫によってはできるのかというふうには考えてございますので、大きな目的が同じであればその開設者にお任せするという形になるかということでございます。そのため、市のほうで綿密な事業計画を練るということよりも、ある程度お任せする業者に委ねるところになるのかというふうに考えてございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) それでは、補正予算書10ページ、11ページから質問いたします。

初めに、10ページの6の1の3、促成山菜生産基盤整備支援事業費補助金というところで、定例会初日に財政課長の説明でいきますとこれは県の補助事業になっているかと思いますが、補助事業メニューの変更ということで、同じ表にある園芸大国やまがたあたりに振り分けられたのかと推測しますが、促成の山菜といえば新庄市の農業を支える大きな要素になっているわけです。その方々、必要に応じて申請されたと思いますが、補助事業のメニューの変更によって、せっかく採択されながらメニュー変更によって手をおろさざるを得ないような事例があったのかなかったのか、まずお伺いいたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 促成山菜の生産基盤整備支援事業費補助金につきまして、当初予算を組む段階においては平成29年度と同じように事業が存続するという前提でやっておりましたが、今年度になりましてこの部分、促成山菜の部分が園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金の中に組み込まれることになりました。ですので、農家の方にとってはどちらの事業であっても中身は同じですので、名称が変わっただけですの

で、それを振りかえたというふうなことになってございます。

今回、そのほかに当初予定していたもののほかの園芸大国やまがたの事業がふえたことなどによりまして、組みかえ的な事業の内容となっております。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) わかりました。

3月の予算委員会の場所に関しても、あれはちょっと県のやつじゃなかったんですが、国の補助を採択する要件がちょっと高くなっているということで、なかなか新庄の方が手を挙げて、農林課も少し汗をかきなさいというような議論をしたので、今の答弁を聞いて安心したところです。今後もそういった国、県の流れには常にアンテナを高くしていただければと思います。

あと、11ページ、先ほども質問された方があったようですが、商工観光費の中の人財育成推進ということで、先ほど課長からも事業の概要だけは答弁あったと思います。財源としては国の補助金と市の一般財源で半分ずつということで、おおむね3カ年の事業であるという話です。

さっと資料を頂戴したやつを拝見いたしますと、連絡協議会というように、例えばハローワークあるいは新庄の商工会議所、そこと連携をとっていくんだと。新庄市の役割としては一切にかかわる事務ということですが、その辺の捉え方、もう少し新庄市も行政として、先ほど課長の答弁の中にもありましたが、議会の政策提言の中でも市内の若者、それから何とか働いていただける方を地元企業にマッチングさせていくというような政策提言をしたので、早速対応してもらっているのかと思いつつ、先ほど申し上げたように、連絡協議会の中の新庄市の役割、ただの事務でいいのかと。私はもう少し地元行政として市の立場を協議会に反映させていくよ

うな役割を担っていかなくてもいいのかと思うんですが、お答えいただければと思います。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 これまでも、本市としてもこの地元定着、いわゆるキャリア教育、当然小学校、中学校、高校、大学とそれぞれの対象者に、例えばものづくり体験であったりとか、これについては小学生等々でございしますが、また中学生を対象とした部分では、平成28年からShin-jobということで新庄の未来の担い手育成プロジェクトというようなことでやっておりまして、昨年からは中学校全校を対象にというようなことで、この辺についても教育委員会とも連携しながらやってきたということもあります。

今回そういった今までやってきた事業にさらにプラスアルファして、足りない部分を補完しながらもやっていきたいというようなことで、当然本市についてのみならず、やはり最上地域、いわゆる昼間人口の部分で、本市のいわゆる中心市というような部分もありますので、それらも踏まえて、新庄市だけがという話ではなくて、当然これからも最上管内も含めて、一緒になって連携してやりたいというようなことで考えております。

その中でも、今回協議会の部分については、ただ事務局を担うだけではなくて、当然そこにはいろいろな形で国、県、市並びにそういった企業も入りながら、何とか若者の定着確保につなげていきたいというような部分で、いろいろとアドバイスもいただきながらやっていきたいというようなことで考えてございますので、よろしくお願ひします。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 今課長のほうからもShin-jobというところで、地元の子供たちと教育委員会と連携しながら、まちが図ってきてい

る事業、もう展開しているというのは我々も承知した上で、それと有機的な、いい流れをつくってほしいということも申し述べさせていただきたいと思います。

それから、今回の概要を拝見いたしますと、主によそに出て行ってしまっている方々、仙台市圏が多いという実情を踏まえてのことだと思います。ことし始まったばかりの事業で、事業成果というのはまだいささか早いような気がいたしますけれども、これまで我々産業厚生常任委員会の中でも地元の中核工業団地の皆様方と意見交換したりしています。あのときは多分県の方もいらっしやって、当然東京事務所のことかとは思いますが、アンテナの張り方、できるだけ新庄、仙台市の若者に一斉に声がけするのではなくて、できるだけ地元、新庄、最上にゆかりのある方を狙い撃ちできるような網の張り方を御検討いただければ、私は1年でも多少成果が出てくるのではないかと思いますけれども、今のお考えを教えてくださいたいと思います。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 先ほどの事業の内容の中で、ことしとっかかりの中で仙台圏域というような話をさせていただいたところでございます。

実際に進学等をされる方のいわゆる動向等にもらみながら、まずは仙台圏域で何とか地元回帰というような形を図れないのかというようなことで、今回の事業のメニューの一つとして仙台でのというような形を考えたということでございます。

ただ、それ以外に当然首都圏、関東であったりというような部分についても、当然今までもいろいろな形で、ふるさと応援隊の方々との情報交換会であったり、またはこっこの市内に企業が張りついている本社、親会社さんのほうとの情報交換会等もさせていただきながら、何とか地元回帰というような形でも、いろいろな形

で場を捉えながら、何とかこっちのほうに帰っていただくような政策等も、事業展開も考えていきたいと考えております。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 私のほうから2点ほど。

まず最初に11ページの8款土木費、道路橋りょう費の中の道路新設改良費、これ我々産業厚生常任委員会等でも現場を春先、市道認定のときは雪があって現場を見ることができなかつたものですから、雪が消えてからということで、春先に現場を見させていただいたところがございます。

この事業費の中に、市道取付道路にするということですが、これは道路事業費だけかと思うんですが、これに伴う水道とか下水道とか、また災害の消火栓とか、そういうふうなものこの事業費はどういうふうに関後、事業費の中に入っているのか、これから考えられるのかちょっとその辺わかればお聞かせください。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 畑幸地線に伴う1,800万円の内訳でございますけれども、今回の分としましては、測量設計として350メートルほどあるんですが、その部分。それから、650メートルほどでしたか、全線にわたっての、概略的にどうなるかという部分の計画。あわせて、当面実施しようとしておりますその350メートル部分の用地測量。この部分の金額を合算したものとなっております。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） わかりました。

今後いろいろな、付随した工事、事業も考えられるわけで、説明があった際に質問させていただきたいと思っております。

これでようやく最上川水域というか水害地帯

がほぼ解消されるという運びになったわけで、本当に私からも感謝申し上げたいと思っております。この築堤が完備されれば、畑地区が水上がりから解消されるということになるわけで、安心するものだと思っております。

そうしたことで、できる限り順調に、スムーズに工事が運ばれるようにひとつお願いをしたいと思います。

先ほどの件にも一言触れさせていただきたい。新田議員の質問に関連でやればよかったかと思うんですが、流通センター、10ページなんですけれども、課長、これ協議会でも質問させていただいたんですが、やはりこれだけ小売市場、またそこを利用してきた農家の方、本当にいろいろな貢献をしていただいたことは私なりに敬意を表しますが、結果的にこういうふうな状況を招いたということはやはりいかななものかと当然疑問を呈しなければだめだと思う、当然。

特に私が心配しているのは、協議会でも申し上げたんですが、課長の捉え方、どうもそうじゃないんじゃないかと。ということは、もうこの流通センターというか、利用する市民の方々も、あの市場はもう閉鎖するんだというようなことがそれなりに伝わってくる状況である。閉鎖はしないと、こういうことだと言ってもなかなか理解ができないのが市民の方々。流通センターがあって、卸売会社があって、青果市場、新庄青果があつたと、非常に複雑な形態式になっていることは事実なので、ひとつその辺を課長、利用者が大事なわけです。利用者が一番私重要だと思う。これらに対して、やはり今後こうやって存続して継続していくんだというようなことは、流通センターと、今後解散に向けての、6月21日ですか、株主総会をやるわけですから、その辺やはり利用者に対して説明をちゃんとやらしてもらわないと、不安が取り除かれな。課長はそういうことを説明するとかえって

利用者から、みんな混乱を招くというようなことを言われた経緯があったわけですが、私はそうじゃないと思います。きちんとこのたびのこの6月21日の総会を開いて、行政自治体、流通センターは解散してやめるんだけれども、この卸売株式会社等は今までどおり、こういうふうに言っているでしょう、これは。事業を継承することが現実的かつ効果的、こういうふうなこと、これは、現実的かつ効果的というのは市サイド、行政サイド、流通センターサイドの考え方ですよ。しかし、利用している農家の方々はわからないわけです。だから、こういうふうなきちんと経緯が話し合われた場合は、その内容説明というのはあってしかるべきだと。いかがですか、課長。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 清水議員のおっしゃることは重々わかります。

委員協議会では私のほうから、利用している方が流通センターという大家のことを知っているかということ、ほとんど知らないと思います。新庄青果は知っているんですけども。そのことで、逆にうちのほうで撤退するということになるとかえって混乱しないかというようなことを述べました。ただ、新聞でも載りましたので、いろいろ不安がっている方とかおられるかと思えます。

このやり方については、ちょっと会社内、それから卸売会社のほうも含めて協議していきたいと思いますが、今後も変わらないんだというところにつきましては伝達できるような形でやっていきたいと考えてございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 課長、課長の捉えていることと、ここを利用して、30年間も利用してきた方々の捉え方というのは違うということな

んです。ここをきちんと見定めて、利用者が不安にならないように。じゃあ現実にはだからマスコミだってもうとっくに出ている。あの市場はもう閉めなければいけないんじゃないかというようなことが、利用者が停滞というか、利用者が減ってしまう、減少する可能性も十分ある。だから、そういうような状況がまるでない。きちんとこれは話をする。そうでしょう、こういうふうな流通センターが解散するわけだから、運びにするわけだから、これをきちんと事業継承をやるといふ話までしているわけですから、流通センター側は。だから、そこら辺をですね、課長ばかりわかっているだけでもだめなんです。だから、そこをきちんとやはり不安を解消するためにも、これからもあそこを農家の方々が利用、今までどおりやってもらうために、あなた方の考えだけではだめなんです。利用している側に立った物事の姿勢を見なきゃだめなんです。ここなんです。

今みんな心配しているでしょう、恐らく何ぼことし株式会社に事業継承してもらうという話はしたといたって、大した運営費も稼げないような、管理費も稼げないような状況下で継承してもらうわけですから。いつまで続くかどうかというの、現実には、これはそういうことなんです。そこら辺をきちんと見定めて、やはりこれまでの自治体など出資してきた方々が、やはり幾ら今後民間に移譲するといったって、今までやってきたことを、経営が楽ではないから後はこういうふうな話でやってもらうんだと、そういうふうな状況下では移譲してもらいたくない。どうぞよろしく、そういうことも踏まえてこの総会等で話をさせていただきたいと思えます。課長、その辺ちょっとどういう考えでいますか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 ちょっと私の言い方が足りな

かったのかと思いますけれども、思いは清水議員と同じでございます。

委員会の中では私の考えで申し上げましたけれども、当然会社の中で今後どういうふうな、そういった不安なところを解決していくかというのは協議していかなければならないのかと思っております。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

ほかに議案第42号について質疑ありませんか。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) 10ページの、午前中もありましたが、6款1項3目です。

流通センターの件ですけれども、午前中に佐藤議員から、それから新田議員、それから清水議員と、3名の方から大体大枠というか、全協でも話し合った内容というのがわかったかと思っておりますし、理解いたしました。ただ、私、全協で申し上げましたが、この清算自体に疑義があるわけではなくて、この後に続く事業の継承という問題が一番大事だと思っております。

それで、私、全協の後に、ある一般市民の方から、山科これを見てくれということで資料をいただきました。新庄青果株式会社の決算書、それから貸借対照表をいただきました。これを見てちょっと考えてくれということで拝見したところ、内容的に、今回のこの事業の継承というのは、基本的には買参人の保護、それから今まで継続して事業をしてきた、おつき合いを願ってきたということの、その継続を評価したいというふうな話だと思います。

ただ、この中で特記すべきことが、いわゆる土地はあるとこの前お伺いしました。確かに3,000万円ほどの土地がありまして、なおかつこの平成29年3月31日現在では土地の収益ということで、多分どこかにお貸しして、それから収益が上がっているんじゃないかと思っております。販売費、それから一般管理費とありまして、役員報酬が支払われているということです。380万円ほどですけれども、これはいわゆる未収金がありながら役員報酬を払っているということです。

同時に、買参人の方の保護という点、私非常に考えました。今まで62名いらっしゃるということで、この方の保護も必要だと思いましたが、センターの決算書を拝見したところ、この未収金の欄に買参人の方々の、組合の方の未収金も100万円ほどありました。ということは、いわゆるもうこの清算に関して懸念されるのは、仮託されて全てをチャラにというか、言葉は悪いですがけれども、なくしてしまいたいというような思惑があるのではないかということ、この一般市民の方は言いたかったと思います。この点、いかがでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 卸売会社の経営状況につきましては、土地を持っているとか、あと決算書の状況につきまして、判断につきましては税理士とかに見ていただきました。その中で、私たちが一番注目するのが今後やっていけるかどうかというところですが、今々倒産するような状況でもなく、苦しいことは確かだという判断ではあったようです。

会社の中のいわゆる役員報酬とかそういった部分については、個々の会社の経営内容について、流通センターとしてとやかく言うことではないと思っております。ただ、実際のところ、話の中でやはり削れるものは削れるんじゃないかとい

う話は持っていけるというふうなことでお聞きしたことはございます。

その中で、役員報酬につきましては、社長の給与というところが大きいんですけども、実際社長は競り人の登録をしております、実際に業務に携わっているというところでの給与的な扱いかと思っておりますので、その中ではそれほど高額なものではないのかと思っております。

会社自体は当然苦しい状況とは思いますが、現にやっておりますので、今後民営化という形の中で工夫しながら、もうちょっと業績を伸ばしていただければと思っております。

1 3 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

1 3 番（山科正仁議員） 給料云々は、それはもう働いた方の賃金ですから、先取特権もあるでしょうし、それは問題視しないんですけども、ここにきてこの役員報酬、これをもし仮に今回のほうに当て込めれば別に補正を組むことはないという金額であろうかと思っておりますし、この時期に関して役員報酬を支払いしているということに全然問題がないというのはまたおかしな話でありまして、この点につきまして監査委員の方にもお伺いしたいと思うんですけども、いわゆる市としての債権を放棄させるというか、債権をなくす、この行為に対していかが、どういうふうな判断、見解をなされますか。監査委員、お願いします。

大場隆司監査委員 議長、大場隆司。

小野周一議長 代表監査委員大場隆司君。

大場隆司監査委員 実際に私は貸借対照表とかそういうもののや決算書を見ていないのでちょっとわからないんですけども、やはり相手方に、これから先事業を継続させていく上で、新庄市の債権回収した場合に、引き継いだ会社がやはりうまく経営できるかどうか、そこら辺が問題

だと思っておりますので、もう少しやはり関係する方々にいろいろ検討いただければというふうに私は考えております。

以上です。

1 3 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

1 3 番（山科正仁議員） 今の監査委員の大場先生の話も確かにもっともでありまして、この話を余り強硬に進めているというのは、それ自体がおかしい話であって、一回、変な話、白紙に戻すような気構えも持ちながら進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 何回かお話ししておりますけれども、長引かせれば長引かせるほど市の負担というのが、株主への負担とかそういったものがふえていくということを考えますと、なるべく早く解散して民営化を図りたいというところがございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） それでは、私のほうから質問させていただきます。

ページ数11ページ、8款4項3目と、次ページ数12ページになります。10款5項1目について、2つお伺いいたします。

まず初めに11ページのほうの公園費、新庄駅前ふれあい広場駐車場管理業務委託料なんですけれども、ゲートの改修という説明がございましたが、このゲート、あそこの駐車場の管理について、これからもっと考える必要があるんじゃないか。53万3,000円を使うわけなんですけれども、それ以前にその駐車場自体をもっともって使い勝手のいいものにしたとか、これから新庄まつりに入りますとあそこのほうに逆に観覧席を設けたりなど、新たな使い方があると

思うんですけれども、果たしてこれを直したところで収入もあるのかどうか、そこら辺をもっと精査しないとかける意味がないのかと思っておりますので、そこら辺の、要はゲートを直してそれからの使い方をどういうふうにするか、お伺いいたします。

また、12ページ社会教育総務費において、“みんなで創る”地域ブランディング事業実行委員会負担金なんですけれども、これは8ページのほうの地域活性化センター助成金を100%する事業なんですけれども、どのような事業がちょっと説明がなかったものですか、どういう事業をしてどういうふうにするのか、お伺いいたします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 アビエスの駐車場の件でございますけれども、今年の6月だったかと思いますが、ゲートが壊れてまして、その後9月過ぎだったと思いますけれども、それから無料開放してきております。この間、従来の使い方にするべきなのか、それとも無料駐車場として今後開放すべきなのか、またその駐車場としては廃止をしてあそこの広場としての利用ということなど、おのおのメリット、デメリットについて検証してきたところであります。

全体を直すとしますと、新たな、管制機というものなんですけれども、それを購入するために1,000万円を超える金額が必要になってまいります。これまでのようにそのほかに年間の管理費、百数十万円の管理費をお支払いしてやっていくということになります。仮に機械が10年、15年で壊れたというふうなことを考えたときに、これまでの収入ではとてもクリアできないというふうなことがありました。

その中で念頭に置いたのは、無料で今後使わせることがどうなのかということについて、これまでずっと検証してきております。利用の仕

方としては、なるべく短時間での利用、2日、3日置くなどということではなくて、駅に来た方なんかも30分程度での利用というようなことでの考えをもって周知をしてきたところでございます。

しかしながら、実際に利用の状況を見ますと、付近の会社の方が長く利用したり、もしくは二、三日の利用というようなこともあります。これを今までうちの都市整備課の職員がその都度管理をしまして、その方に対して警告なり指導なりをしてきました。さすがにここに来て、うちの職員だけでは非常に業務がきつくなってきているということもあって、今回補正でいただいたお金というのは、民間のその会社に、そういうふうな今言った警告とか指導とかという部分をお願いする分の費用、委託費として計上させてもらったものでございます。

したがって、ここ何か月間、また同じような形で状況を把握して、今後の方向性を定めていきたいというふうなことを考えております。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 “みんなで創る”地域ブランディング事業実行委員会負担金の事業の内容と、どのように活用するかということにお答えいたします。

これにつきましては、歳入の雑入において計上させていただいております地域活性化センターの助成金ということで、一般財団法人地域活性化センターが平成30年度に地方創生に向けてがんばる地域応援事業として地域団体の実施する事業に対して市が助成するための経費とする事業として採択されたものでございまして、その事業の中身についてでございますけれども、昭和初期、郷土の農村指導者である松田甚次郎の没後75周年であることし、甚次郎の地元の鳥越地区の方々を中心にゆかりのある方々などが実行委員会を組織しまして、甚次郎の功績を検

証するとともに、その人物、甚次郎の功績をブランドとして、ブランドというふうに捉えて、鳥越地域そして市のブランドとして、このような人物が鳥越地域にいたと、このような人物が新庄にいたということを広く発信していく事業を実施したいということで、その実行委員会に対して負担金を支出するものでございます。

具体的には、松田甚次郎の生涯を描いた演劇公演を行うことと、甚次郎が実践してきました自給自足の理念に倣いまして、地元の食材を生かしたお菓子などのお土産品の開発と商品化を図る事業を実施するものでございます。

以上でございます。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番（佐藤卓也議員） わかりました。

まず、公園費なんですけれども、簡単に言えば違法駐車を取り締まるようなイメージがちょっとついておまして、そこにまで委託料をするんだったらもうちょっと違う考え方をもっと発信していかないといけないんじゃないんでしょうか。

というのは、要は今の説明ですと、違法駐車があるからそれを寄せるために民間業者に委託するという考えですので、やはりそこら辺はある程度抜本的な改革をしていって、実際どういうふうな使い方をしないかという形をしないと、わざわざ補正まで上げてやる必要はないのではないか。やはり新しい考え方をしていかないと、あそこの活用の仕方を考えていかないとちょっと難しいのではないかと思いますので、そこら辺を早く詰めていただいて、補正ではなく、実際的にどういうふうを考えるか。使っている方が少ないとなれば、一時的な駐車ではなく、違う広場の利用をもっともっと練るべきだとは思っていますので、そこら辺の考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

また、社会教育費のほうなんですけれども、

松田甚次郎さんの演劇だったりお菓子開発ということだったんですけれども、これから予算がつくということだったので、新たな一つのブランドがこの新庄市で立ち上がるということは非常に大きなことですし、またここら辺も新庄市では必ずよく私らが言われる何もないではなくて、こういうすばらしい方がおりますので、逆にこういう方に、松田甚次郎さんだけではなく、もっともっとすばらしい方が一緒にいますので、そういうことももう少し考えていただいて、こういうたくさんいる方をもっと、これを一つのモデル事業として進めていく考え方も必要だと思うんですけれども、それを来年度あたり、今年度あたりも、これをやることプラス、一緒にブランディングすることは非常に大事だと思うんですけれども、そこら辺の考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほど説明させていただきましたように、無料の駐車場としての可能性を今探っているというところからなんですけれども、駅の東側のほうには1,000台の駐車場がありまして、あの中に何台かもう既に行方不明になっている方の車というのもございます。例えば今回の場合のあの場所ですと、8月には新庄まつりで山車が行き来するというようなこともあります。そういうことも考えますと、そういうふうな長期に置かれるような車があってはならないとまずは考えたところでございます。そういうふうなことを処理するためには、どうしても先ほど申し上げました委託費の計上というのをお願いしたいというようなことでございます。

今後の方向性については先ほど申し上げましたが、おのおのの考え方のメリット、デメリットについて十分精査をした上で、その後判断をさせていただければと思います。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 郷土の偉人についてでございますけれども、やはり今回松田甚次郎につきましては一番近年に近いという方でありまして、特に宮沢賢治とのかかわりの中で、宮沢賢治を世に知らしめたといわれている方でもございますので、松田甚次郎とともに宮沢賢治さんのお名前もちょっとおかりしながらお一層発信できるのではないかということで、まず今回松田甚次郎に関する事業を起こしたところでございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 最初に、7ページの地方創生推進交付金なんですが、先ほどの佐藤議員や石川議員の質問の中で十分わかったんですが、その中で、商工観光課のほうでは新規事業として採択されたということなんですが、もう一つ、9ページの地域づくり支援事業のところその一部が使われて、計上されているかと思いますが、こちらは新規事業ではなくて継続事業として決定されたのではないかと思うんですが、今回3月の補正ではなくまずこちらの6月の補正に計上した理由と、あとはこの地域づくり支援事業の具体的な事業内容をお伺いしたいと思っております。

その中で、地域運営組織設立運営支援アドバイザー業務委託料とあるんですが、このアドバイザー、どのような方に委託をしていく予定であるのかもあわせて伺いたいと思います。

そして、次に7ページの14款国庫支出金土木費の橋りょう補修社会資本整備総合交付金及び市道舗装修繕事業社会資本整備総合交付金について伺いたいんですが、こちらのほうは昨年の当初予算と比較すると1,075万円トータルで減額をされたという内示であったという初日の説

明がありましたが、その減額の内訳を見ていくと、11ページの中の橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料、こちらのほうがすっぽりと減額になっています。こちらのほうは平成29年度の繰越金を、また国のこういった交付金のあり方等を見据えて先手を打つような形かとは思いますが、平成29年度の繰越金で対応するということが初日説明はいただいているんですが、また平成30年度の主要事業である道路長寿命化事業の中で、橋の橋梁長寿命化修繕計画の策定業務委託費が、これは平成32年までに国から直接個別施設計画を策定するようというか、依頼を受けているものにほかならないかと思っております。それが結局すっぽりと抜けるというか、すっぽりと交付金の決定から抜けてしまうということに、自分はちょっと納得がいかないと思ったところがあったものですから、実際重点政策として国自体がそのインフラ整備に対して重点配分をしていくということを決めている策定計画に、このようにすっぽり抜けてくるということに対して、市のほうでは今後このインフラ整備についてどのような考えを持って、見解をして見ていらっしゃるのかをあわせて伺いたいと思っております。

今後やはりインフラ整備が、橋梁だけでいっても新庄市だけで120橋、それがまず13市全部を足してももう3,000橋を超える橋が修繕、補修、かけかえなどにかかわってくると思っておりますので、今後この国の動向というかそういったものがどういうふうになっていくと考えていらっしゃるのかもあわせて伺いたいと思います。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 地方創生推進交付金の御質問でございます。

今回、先ほど説明がありました商工観光課のほうの事業とあわせて、総合政策課のほうで地

域づくり支援事業費としまして、地域づくり協議会の設立に向けた事業を行ってまいりたいと思っておりますので、この事業については今年度から新しいものと、追加的に地域の活動を支援する事業というふうに御理解いただければと思います。

また、3月の当初予算でつかずに6月補正でついた理由なんですけれども、推進交付金の申請が12月ごろございまして、新たな取り組みになりますので国の認可がおりるタイミングを待っていたんですけれども、3月の下旬になってようやくその計画について認められるという連絡が参りまして、当初予算に盛り込むことができませんでしたので、今回このタイミングでの予算をつけさせていただくという流れになっております。

事業の中身でございますけれども、地域づくり支援事業としまして、今年度から3年間をかけて地域づくりを支援する体制の構築を進めてまいりたいと考えております。中身としましては、まず地域づくりをどのような形で進めるべきかということや、地域の課題などを発見するための手法などについて地域の方に学んでいただくための研修会を実施した上で、実際その地域の現状を見てもらうため、把握してもらうための取り組みを行った上で、先ほどお話のありました地域運営組織設立運営支援アドバイザーなどの有識者からのお知恵もかりながら、どういった形で進めていくのがいいのかというようなことを地域の皆様と一緒に考えていくための事業でございます。

また、委託料としまして、地域運営組織設立運営支援アドバイザー業務委託料ということで予算を項目として立てておりますけれども、現時点で具体的な委託先ということはまだ選定はしておりませんが、山形県のほうでも山形県内全域を対象に地域活動を応援する仕組みの組織を、支援を行っておりますので、そうい

った山形県の制度なども活用しながら今後委託先についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 社会資本整備総合交付金のお話ですけれども、去年の秋に平成30年度予算について、国に対して要望をしております。この段階では目いっぱい頑張ろうという形で国のほう、県のほうに対しての要望額を示しております。

本市の平成30年度の予算を組む段階におきましては、その前年度の内示額というのを考慮しまして、そこに査定をかけまして実際には予算化をするという形をとらせていただいております。

橋梁の長寿命化に関する部分、これに関しましては、これまで意外と内示率がよかったものですから、市の予算を組む段階でもそこを見越して予算を組んでいたというようなところがございまして、結果としては、ほとんど社交金につきましては横並びのような形で内示をいただいたことから、ここの橋の部分について減額が発生しているというようなようになっております。

もう一点、今後の橋の整備の考え方なんですけれども、今回橋の長寿命化の策定計画を行っております。これまでと違いまして、今回は近接目視といいまして、実際その近くに行って物を見、そして鉄ハンマーなどで実際の状況を確認した上で今後の方向性を探るというふうにしております。

もう一点は、財政状況を十分考慮して策定計画を進めるという形をとるようにしております。これまでですと全ての橋において、100%とはいいませんが、100に近い形でその修繕をする、直していくという心構えでありました。しかし、

今後におきましては、その財政状況なんかを考慮しまして、橋の使い方によっては70%のところまで、もしくは80%のところまで一旦整備を終えるというようなことも考慮しながら、なるべく全体にかかる事業費というのを抑えていくという形を進めてまいりたいというふうに思っております。

これらのことを踏まえて、秋もしくは冬前に策定書ができてくると思いますので、その中で今後の方向性を考えてまいりたいと思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

まず最初の地域づくり支援事業費についてなんですが、これから3年間の事業をされるということで、新たにちょっと壊れてしまっているコミュニティーというか、そういったものを再編していこうとしているのではないかと考えているんですが、まず3年間の中で、1年ごと、どのような目標値、達成すべき目標値をどのように設定しているのかということ伺いたいということと、道路についてだったんですが、今回道路についてはトータルで減額されていく中でちょっと気になったのが、当初重要事業として予定していた工事の、栄橋の補修等全て書いてあったと思うんですが、そちらの工事に対して影響などはあるのかなのかというのが気になったものですから、伺いたいと思います。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 地域づくり支援事業についての目標値でございますけれども、こちらは総合戦略のほうにも記載させていただいてはいるのですが、5つの地域づくり協議会を3年間で設立していくということを目指には取り組んでまいりたいというふうには思いますが、まずは目標の数字だけにこだわるも

のではなく、市民の皆様、地域の皆様が地域づくりについてお考えいただき、学んでいただけたというところにまず重点を置いて、数はあくまで目標としては掲げておりますけれども、数よりも内容にこだわって事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 前の策定をしましたときには点数配分がありまして、40点未満の部分については早急に修繕をするんだという形で、たしか、あの当時12橋ぐらいをリストアップしたかと思えます。今回の診断におきましてはその視点が変わったものですから、今早急にすべきと言われた橋が5橋になっています。その5橋につきましても、前回言われた12橋とは物が違うとか、場所が違うというような状況になっております。

そうした中で、ただこれまでその栄橋について、ある程度の交通量もありますから早急に整備をすべきだという考えは持っておりますが、構造の主体の部分、例えば伸縮継手であったりとか、そういうふうな構造の主体の部分についてのまずは整備を急いで、ころ合いを見て、例えばどこまで整備をすべきなのかということは、今回の策定計画の中を経て、もう一度見直してみたいというふうに考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 最初の地域づくり支援事業についてなんですが、結局5団体、地域支援団体を5団体目標としているというんですが、具体的に結局どんなことをとし、セミナーをするというのはわかるのですが、おっしゃっていたんですけれども、具体的にどういうふうにして進めていこうとしているのかがやはりちょっと見えないということが1点と、あと

道路については今後、50年後、100年後とやはり車を必要とする社会の中ではインフラ整備というのが本当に重要なことだと、皆さん、どなたも認識するところだと思うんですが、その維持管理をしていく上で、他市のちょっと事例を見させてもらおうと、そのためにその中長期的な視点からインフラの施設の維持管理、更新を行うために基金の創設をしている、始めた自治体があって、これはひとつ必要な考えなのではないかと思ってもいます。個別施設計画を策定する中でそういったところに踏み込んでいくのかどうなのかあわせて伺えたらと思ったものから、再度最後をお願いしたいと思います。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 具体的な今後の進め方でございますけれども、新庄市としましてはこれまでも一つの町内会だけではなくて複数の町内会で連合組織をつくって次期課題を抽出し、その解決に取り組む事業をする際に財政的な支援等も行っていました。

今回の地域づくり協議会の考え方も同様でして、一つの町内会、または一部の町内会の連合組織では、今後人口減少が進む中で、なかなか地域づくりなどを継続していくことが難しいというような局面も今後出てくるというふうに思われますので、そういった中でもある程度活動をし続けることができるある程度大きな枠組みをつくっていきたいというふうに考えております。

その上で、初年度につきましては、まず先ほども申し上げましたけれども、地域づくりがどういうものなのかであったり、実際今自分たちの地域がどういうところに住んでいるのかとかということを知っていただく、まず初年度としてそういった研修といいますか、知識のところを中心に組み込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 基金のお話ですので、私のほうから。

基金ですが、御存じのとおり地方自治法のほうで規定されておりますが、いわゆる条例を定めればその財産を維持する、それから積み立てる、運用をするというようなことは認められております。端的な例で申しますと市有施設の整備基金、こういったものもあるわけなんですけど、いわゆる市有施設に関しては箱物の関係でございますので、インフラ的な基金というのは新庄では持ってございません。

今都市整備課長のほうからお話がありましたとおりなんですけれども、インフラ系の長寿命化計画、個別施設計画につきましては、現在進行中の計画でございます。その計画がある程度まとまった段階で、いわゆる財源の裏づけをどうするかというようなところが出てくるかと思うんですが、その財源の裏づけのためには、今現在さまざま事業を展開してございます社会資本整備総合交付金でございますとか、それから道路の整備事業債ですとか、そういったものを活用しながら、なおかつ例えば国のほうで進めてございます公共施設の整備に係る起債、そういった有利な起債、そういったものも活用しながらの考えを持たなければならないと考えてございますが、ただやはりどうしてもいわゆる持ち出し部分が出てくると。

そんなところで、その基金を活用するかどうかというような議論は今後出てくるかというふうに考えてございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） この補正予算はおおむね納得がいったんですけれども、ちょっと一部

分だけどうしても納得のいかない部分があるので、質問をさせていただきます。

10ページ、いろいろな議員の皆さんからいろいろ確認の質問がありましたけれども、私もどうしてもこの清算事業費補助金というところが納得できないでいますので、質問にちゃんと答えていただければと思います。

私も流通センターと新庄青果の地物の野菜等々の流通について非常に貢献したというところはわからないでもないし、理解できるところではあるんですけども、どうしてもお金の流れというところがちょっと納得がいかない。先ほど山科議員のほうからも決算書の話が出てきましたけれども、決算書も見ることがないし、もちろん議会に出されたこともないし、その必要がないということなんでしょうけれども、そういうものを資料として出さないままに私たち議会が本当に通していいんだろうかというふうに感じたので、質問をさせていただきます。

本当に農家の方々に対しては、やはりいい選択をしていかないと今後大変になっちゃうんじゃないかと思うわけです。よくよく考えてみると、農家の方々が本当に農家として充実していくというか経営的にもよくなっていくためには、やはり本当に貢献できる組織なのかというところの確認も必要かと思うんです。

そういうところで、毎年決算をするときに事業計画等々も毎年練り上げて出されていると思うんですけども、今回の事業計画というか、そういうものは出されていたのか。流通センターではなくて、流通センターから仕事を受ける、今回の話のところのそういうものは公開する必要があるのかどうか、あと経営目標とか経営の全体的な戦略とかというのはどうなっているのかということも当然確認していきながら、先ほど監査委員長もおっしゃっておいりましたけれども、やはり慎重に決めていかなくちゃいけないんじゃないかと。

それなのにこの補正にぼこんと入れ込んで、私たちに説明があったのが11日ですよ、全員協議会で。そういう姿勢も私納得いかないんです。何でこんなふうに議会が始まってから説明をするのか、そういうプロセスも納得がいかないし、何かまるで議会が、こんな感じで出せば通るべみたいな感じに思ってしまうようなプロセスもありました。事業計画を確認したのか。

それと、1,230万円がどうのこうのって説明がありましたけれども、1,230万円は何月分から何月分までの滞りだったのか。その以前の、30年間の中の、ちゃんと支払われた時期というのはいつからいつまでで、およそ幾らだったのか、そこは確認しているんですか。まずは最初。

小野茂雄農林課長 委員長、小野茂雄。

4 番（小関 淳議員） それと、済みません、続けていいですか。

小野周一議長 農林課長が手を挙げていますから。

4 番（小関 淳議員） 続けさせてください。今ちょっと言い忘れた部分がありますので。

小野周一議長 では、小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 農林課長に本当に私は個人的な気持ちも何もないし、本当に大変だと思うんですけども、知りたい。これは知りたいんです。ですから、そういう答弁をお願いします。

小野茂雄農林課長 委員長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今回議会のほうに報告と申しますか、全協の中で説明したのがこの間というふうなことでございます。

会社組織ですので、幾ら新庄市が大株主とはいえ、やはり株主の理解を得ないとなかなか納得できる結論にはできないのかというふうなところでございます。

方針につきましては、事務局であります農林課と社長であります市長が協議して決めたところではございますけれども、株主は新庄市だけ

ではございません。各市町村もございませし、農協もございませ。それぞれ一つ一つ説明してまいりました。その中で、各町村が疑問に思うこと、それから後で質問が来たところもございませけれども、そういったところも含めて今回会社としての方針を解散という方向でやっていくというところもございませ。

会社法のルールでは株主総会で解散決議するわけなんですけれども、その前に取締役会というふうな手続が必要になってございませけれども、取締役にも説明して理解を得ていただかないと事が進みませるので、取締役会で方針が決まった段階で、会社の執行部もございませるので、その段階で初めて議会のほうに説明すると。新庄市議会だけではございませ。各町村のほうでも全員協議会をしていただきました。各町村におきましては経営の比重が非常に低いところではございませけれども、30年前とはいえ出資しているということで、各町村の議会においても説明して、理解していただいたというふうなところもございませ。

理解していただいたというのは、やむを得ずというふうなところが強いかと思ひませ。本来であるとすれば、市議会の皆さんからいへば、方針を決定する前に市議会に相談していただきたいということになるかと思ひませけれども、やはり会社という組織の理解を得てからというふうな形ですので、よろしくお願ひしたいと思ひませ。

その中には、いわゆる1,200万円という未収金についても説明している次第でございませし、出資金につきましても残余財産が金銭として残れば株式比率に応じて分配するという会社法にのっとった措置をするわけなんですけれども、現実問題なかなかそこまで、そういう状況にはならないだろうというお話はして理解していただいているというところもございませ。

あと、1,200万円のいわゆる未収金につきま

しては、先ほど申し上げましたように、結構もう20年も前から全額納めていただけるといふところが少なかったのかと思ひしております。ただ、平成16年まで農林漁業金融公庫の4,000万円の流通センターが借りていたお金の返済がございませました。この件につきましては、返さないで大変なことになりますので、その間卸売会社のほうにもかなり協力していただいたというところもございませ。ただ、未収金につきましては、結構長い間積み重なってきたものといふことで、この1,200万円については毎年決算書におきまして未収金の額がありますけれども、それが積み重なっていったといふことでございませ。

一つ一つの、結局過去に向かつて充当していくという計算の仕方をしますので、いつがいつというふうなことではございませけれども、近年の支払い実績でいひませると、大体請求した額の7割程度は納まっているというところもございませ。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 本当に課長も苦しいところだと思ひますけれども、私はその1,230万円はいつからいつまでの分だ、開業以来ちゃんと納められたのはいつからいつまでで幾らだっけ聞いたつもりなんですけれども、答えていただけないのか。

あと、事業計画についても私聞いていますよね。市民の方からはいろいろやはり私も言われています。市はピリオドを打ちたいんじゃないかというふうな中身もあります。ただやはりどういう経営方針で、どういうふうな事業計画を立てて、どう進めていくのか、経営改善も含めて。そういうことを示されていないままにこんなふうな補正予算でどうこう、あと1,230万円はどうこう、幾ら公共性が高いからといひても、民間では考えられない。民間じゃないんだといふことなんでしょうけれども、三セクなんだと

ということなのでしょうけれども。

新田議員もおっしゃっていた、やはり商いの中にも法があります、お金の流れに対しての。やはり法は守っていただくような企業に渡すとか、そういうことをしなくちゃいけないんだと思います。やはりしっかりしたマーケティングとか、どういう人材をどういうふうなところに配置するとか、そういう人事、あと当然一番大切なのはお金ですよ。お金の流れがどうなっているのか。財務的なこと。その辺がやはり示されていないのに、何でこういうふうな支出とか歳出をこうやって私たちに示してくるのかって本当思うんです。

あと、弁護士に御相談していろいろ御指示を受けたということですが、弁護士の名前とかは言うことはできるんですか。どういう立ち位置でどういう指導をなさったかというのも後々ちょっと調査もしたいと思うので、名前を公表することはできますか。やはり市民が本当に気にしている部分だと思うんです。

課長に個人的に言っているわけじゃないですよ。課長も大変だと思うので。もう少し公開できる部分はないんですか。事業計画から何かから。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 開設者ということで、本来であればこの市場の活性化というところで寄与していくべき立場かというふうには思います。ただ、実際には長い期間にわたって維持していくのが精いっぱいなところがあって、どうしても維持が中心となってきたと、管理が中心となってきたというところは否めないのかというふうに思っています。

この市場につきましては、地方卸売市場、準公設で始めましたけれども、準公設の立場しかないのかということで必死に守ってきたところがございます。最近になって民間でもできるということがわかったところござい

すけれども、本来であれば事業計画というところで、新たにこういうふうにしますというところを言いたいところではございますけれども、実際我々スタッフにつきましては市場経営のプロではございません。そういったところで、絵に描いた餅をするよりも民間経営に任せるというふうなところで、民間の創意工夫でもって、今までこれやっちゃだめみたいところで卸売業者しか入れないというようなところではありましたが、今後民間の創意工夫の中で、許せる範囲内でやっていければと思っているところでございます。

なお、弁護士につきましては、公的に、会社のお金もございませんので、私的なつてをたどって、しかし真摯に対応していただいたということでございますので、お名前等については控えさせていただきたいと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 苦しいのはわかります。

民間の企業、団体、組織、事業計画を、絵に描いた餅だろうが何だろうが示さなくちゃいけないんです、御存じのように。立ち位置がどこなんだって本当に疑わざるを得ない。

民間の工夫が、あとアイデアが、アイデアで乗り切るとか課長おっしゃっていましたが、30年間アイデアが浮かばなかったところですよ。30年間アイデアが浮かばないで、これから浮かぶわけじゃないですか。30年間ですよ。だから、何か本当にちゃんと答弁してもらわないとどうしても納得がいかない、本当に。口から出てくる言葉はちょっと公務員とは思えないような立ち位置に聞こえるんです。苦しいのはわかりますけれども。ここを何とかしっかり説明してもらわない限り、私はこれ全体もやはり否定せざるを得ないだろうと本当思います。何かあと説明する部分はありませんか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 昭和63年に開設してから30年間、新庄市の胃袋を担ってきた市場というふうなことで、30年というのはい最近のような、私の年齢だとい最近のような感じがしますけれども、十年一昔が3つ重なったというふうなところでございます。その中で、やはり時代は変わってきたというところでございます。そこら辺の貢献については、市場への評価は理解していただきたいと思います。

当然、この会社の役割、もうけるための会社ではございません。八百屋のため、スーパーのため、それから出荷してくれる農家のためというふうなことが前提でございます。当然、主力に余裕があるとすれば新たな事業をしたりするところはあったとしても、やれることというのは非常に少ないのかと思います。それでもって市場使用料を払えないから、民間であれば家賃を払えなければ出ていってこれということになります。そうなるですと本来の役割ができなくなると、市場というものを継続するというのが最低限ですので、そこら辺のジレンマが当然あったのかと思います。

アイデアがなかったのかということと言われれば反省しなければならぬところは多いかと思っておりますけれども、30年間継続してきたという意義は大きいのかと思っております。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時09分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

7番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7番(今田浩徳議員) それでは、私のほうから。

11ページの土木費の3目公園費のこの修繕料についてお伺いします。

このたびの雪による被害での修繕というお話を伺っておりますが、どのぐらいの数、箇所、また遊具であったりその他公園のそのものという修繕というふうに捉えますけれども、そこら辺の箇所であったり、重点的な公園であったりというところをお教えてください。

あと、地域とか地区が管理しています公園等でも雪の害を受けて、さまざまところの遊具であったり公園の端々が雪による崩落であったりという話も伺っておりますが、そのあたりの把握などしておられましたらその点をお聞かせください。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 修繕箇所につきましては4カ所の修繕を予定しております。

具体的内容ですけれども、トイレが凍結によって壊れた箇所1カ所修繕、それからふれあい広場とかの舗装なんか壊れた部分、こういう箇所の修繕として4カ所の修繕を予定しているところでございます。

ことしの冬における遊具等の修繕ですけれども、現在余り大きいものそのものはなかったと思っております。したがって、その他の修繕として予算化されたものの中で支出をし、軽微なものとして直ささせていただいたというふうなことになるかと思っております。

7番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7番(今田浩徳議員) 先ほども言いましたが、地域地区での被害というか、実際のところはもう管理できなくてそのままの状態であるブランコであったりジャングルジムであったり、またその公園そのものを囲っているものであるネッ

トであったりというところを、とても地域や子供会が管理できていないという話も伺っております。こういうところで、当然市の修繕する箇所は主たる公園というふうには理解できるんですけれども、そういう声が多々出てきていることも事実でありますし、その他というところで向けられるというお話を受けましたので、そういうときへの対応とか対策もぜひ練ってほしいと思うんですけれども、その点のあたりで、例えばお願いしますというふうな形でお話が出てくれば、そういうところへの対応をどういうふうに考えておりますか。お聞かせください。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 公園の修繕に関しましては、毎年公園の遊具点検を行っております。数年前からその遊具点検に基づきまして各公園の遊具等についての修繕を行ってきておりまして、本年度においても部分的な交換をする箇所が7公園、それから遊具そのものを交換してしまう、更新するという場所についても8公園予定しているところでございます。

ことしのこの修繕で一通り遊具についての修繕を終えたいと考えております。

今後またこういうケースが想定された場合には、またその各公園における遊具の修繕についてはその都度対応してまいりたいと思っております。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） わかりました。天気もどんどんよくなってきますので、早期の改修であったり改善であったりということを願いたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、先ほど来出ていますこの農業費の中での振興費、流通センターの清算事業補助金についてなんですけれども、新庄青果株式会社を、まずはその継続、そして

発展させるためにこのような対策を練ってやっていくというお話を伺っております。この中で、この新庄青果をしっかりと継続させていくためのこのたびの事業、補助金というのわかるんですけれども、この中で、この流通センターをこういう形に終わらせていく中で、そういう展開をするためにもぜひ理事長からお話をお伺いしたいのですが、理事長の思いとしては、この流通センターを清算することにより新庄青果がどのような発展をしてほしいのか、またその後を新庄市が描く像などがありましたらぜひお聞かせいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 議会で承認されている社長という立場で、どういう立場で御意見をしたらいいか非常に難しいところであります。

市長という立場であれば、今提案している補助事業、補助金をとって、ある程度これまでの30年の流れというようなことに一応終止符を打っていただきたいという思いでおります。

これまで第三セクターのあり方というのは非常に難しいことが大変多いと思っております。当時、30年前当時はバブルがあって、そのお金をどこに使うかとか、さまざまなことがあって第三セクターがつくられ、年とともに第三セクターにはほころびが出て、多額の借財をし、それらが多くの納税者に負担をかけたという実態もございます。

そうした意味で、私も市長になって、引き受けなくていいのかという話をさせていただいたこともあります。第三セクターの、当然なるべきというふうな前提のもとであるんですかというように当時尋ねたことがございます。しかし、社長としてつかなければ、この一番の出資母体である新庄市長が社長につかないということは個々の組織が解散してしまうということでございます。本来の目的である地域の農業、

農家の方々、あるいは地域流通という、それを青果物市場の卸売、非常に生業として成り立つような形での貸し付けを行うという大事な立場であるというようなことを、当時説明を受けたところであります。ここでは実際その売り上げのみによって管理費を行ってきたということであります。

そんな中で、管理費のままならない状況がここ数年続いていると。確かに7割ずつは納めていただいているわけですが、それは全て後追いになってしまってしまうというような状況を鑑み、今回の決断をさせていただいたところで、市長としてはそういう立場であります。

理事長という立場はまたありますけれども、あす株主総会がございますので、そごが生じるとよくないということで、ここでの発言は控えさせていただきたいと思っております。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 短く2点ほどお尋ねします。

11ページ、さっき清水議員も畑幸地線の整備事業費1,801万7,000円、これ市道をつくらなきゃならないという原因は国の築堤に起因するわけですから。それで、この1,800万円に対して国の補助あるいは交付税の措置というのはありませんかとお尋ねします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 今回の畑幸地線につきましては、本年の3月に市道の認定をさせていただいて、6月に急遽予算化をさせていただいているという状況になっております。

国への補助要望となれば、当然その段階で市道の認定がされていなければならないし、前段でヒアリングを受けねばならないということが

ございます。そういうことからして、タイミング的に補助での申請では国との調整がつかないということから、今回は単独での測量設計費の計上をさせてもらっているところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 確かに私も聞きましたら、測量等については国の補助はないと。でも、私議員の立場として、その起因は国にあるだろうと。国の築堤工事によってそれをしなければならなくなったという対象なわけですから。当然、これから建設始まって、何億という金がかかるわけですから。それでも国は交付税措置もしくは補助はないのでしょうかとお尋ねします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 議員のおっしゃることはよくわかるんですが、基本として不特定多数の人間をいかに道路に導くか、安全に走らせるかという市道側の立場がございまして、そこで補助申請をせざるを得ないというふうなことがございます。

今回の場合、国とのかかわりの中で、まず一つ、今回のその1,800万円の中には用地調査費というのが入っております。国は私どもが用地調査をする前に、関係する地権者の付近を全て、丈量測量をやらせております。このデータについては半分以上の部分を、国のデータを頂戴するというところで、うちの測量試験費を安くするという体制をとらせてもらっています。

もう一点は、多分にどこに場所を、道路をつくるかということもあるんですが、不足する土、これについては新庄河川のほうから頂戴すると、つまり盛り土材については国のほうからいただけるというふうなことで調整を図っているところでございます。したがって、測量試験費それから工事費において国の支援を受けてなるべく安価につくり上げたいというふ

うに今考えているところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） なるべく持ち出しの少ない、使えるものは、国の金は何ぼでも使うという考え方です。

3問目ですので、12ページ、3目消防施設費の消防施設整備事業費修繕料103万5,000円、これ南本町の消火栓が壊れてそれを修理するという説明を最初受けましたけれども、昨年議会報告会の中でそのことも報告はしてありますけれども、消火栓等について、要するに水がめ、その中に汚泥がたまっているのか、果たしてさびが浮いていて消火栓が使えるのか、そういうのを点検する必要があるんじゃないかというふうに市民の方から申し入れがありまして、今回群馬、千葉、大阪、非常に小さくない地震が起こっています。そこに、大阪では火災も発生していますので、これを機にここの、南本町の消火栓修理をするなどは言いません。修理しなきゃならないわけです。それより、これを機として市内にある消火栓等についてもチェック、点検、あるいは汚泥で使用に耐えないような、実際いつかあったじゃないですか。水が出ないという、つげないという火災が市内でもありましたので、そういうことのないように、南本町の消火栓の修理はぜひ早急にやってください。

そして、ほかの消火栓等についてもチェックを入れるというお考えはないのかお尋ねします。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 議員おっしゃいますとおり、消火栓、つくってから長年にわたって使っていないというようなこともあるかと思います。やはりそういうところに関しましては消防本部、それから消防団の協力のもと、随時確認していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 表決の結果、賛成9票、反対7票、棄権1票、賛成多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第9議案第43号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

小野周一議長 日程第9議案第43号平成30年度新

庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小野周一議長 ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 6月定例会、慎重審議まことにありがとうございました。

一昨日起きました大阪市北部の6弱の大地震でお亡くなりになられた方に心から哀悼の意を表したいと思います。また、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げ、早期の復興を心

からお祈り申し上げたいというふうに思います。

また、梅雨どきというようなことで、南のほうから前線が上がってきているわけでありまして。九州のほうでは300ミリを超える雨が連続的に降っているというような状況であります。毎年のようにこうした災害がこの時期に起きつつあるというようなことで、梅雨どき、本来は作物にとっては恵みの雨でありますけれども、それ以上に降ってしまいますと大被害が起きてしまうと、住民の皆さんの安心・安全のために、日ごろから監視活動等によく努めてまいりたいというふうに思っております。

今回の議案、さまざまな観点から、市民の皆さんの負託を受けた議員の皆さんから御意見をいただいたこと、心にきちんと命じながら、今後ともしっかりと市政運営に当たっていくよう心がけていきたいというふうに思っております。

最後の表決、9対7ということは大変重いものだというふうに重々承知したところであります。今後とも市民活動の全般にわたって全力を尽くしてまいりたいと思います。

6月議会の慎重審議に感謝を申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

小野周一議長 以上をもちまして、平成30年6月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時31分 閉会

新庄市議会 議長 小野周一

会議録署名議員 奥山省三

〃 〃 高橋富美子